



# 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 宅地造成等工事許可申請等の手引き



第2版

山形県 県土整備部 都市計画課

令和8年4月

## ■改訂履歴

制定 令和7年4月24日

改訂 令和8年4月1日

## ■目次

第1章 概要編 - 1 -

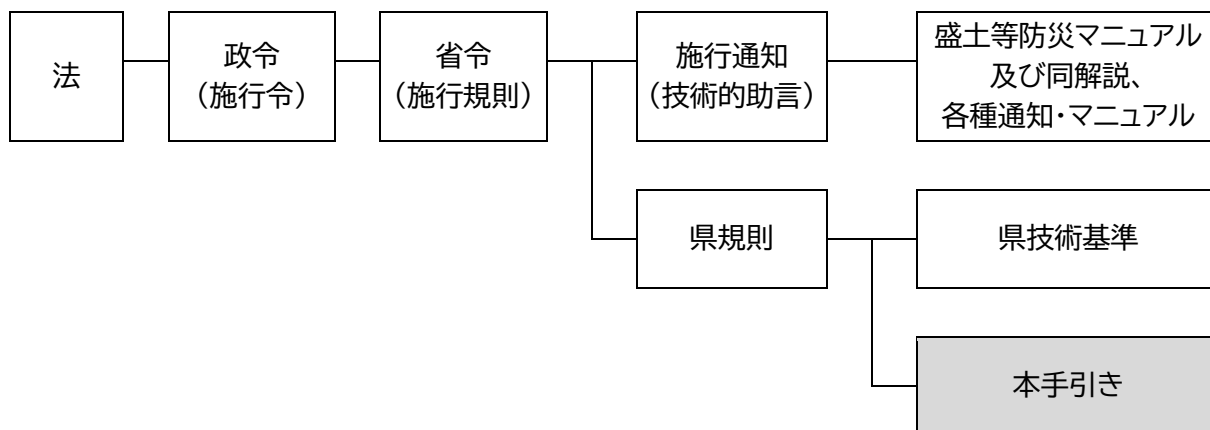
第2章 手続き編 - 19 -

第3章 様式編 - 62 -

第4章 資料編 - 128 -

## ■本手引きの位置付け

本手引きは、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく手続きに関してまとめたものです。法改正や各種通知等により、本手引きに記載している内容に変更が生じた場合は、最新の法令・通知等の内容が優先されますのでご注意ください。



本手引きは、山形県知事が許可を行う範囲において適用するものであり、山形市内における許可申請等については、山形市にお問い合わせください。

## 第1章 概要編

項目	
1. 宅地造成等工事許可制度の概要	- 2 -
2. 制度創設の背景	- 2 -
3. 用語の定義	- 3 -
4. 許可等の対象	- 6 -
(1) 宅地造成等工事規制区域	- 6 -
(2) 特定盛土等規制区域	- 8 -
(3) 許可・届出等の対象	- 10 -
(4) 許可の特例	- 12 -
5. 許可権者	- 18 -
6. 規制区域の指定状況	- 18 -
(1) 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域	- 18 -
(2) 造成宅地防災区域	- 18 -
トピックス	
No.1 規制開始前に盛った土は、盛土規制法の対象？	- 2 -
No.2 許可不要工事は技術基準に適合しなくてもよい？	- 7 -
No.3 届出対象工事は技術基準に適合しなくてもよい？	- 9 -
No.4 建築工事等に関する掘削は？	- 11 -
No.5 計画が変わった場合もみなし許可になるの？	- 17 -
No.6 窪地を埋め立てる行為は規制対象となるの？	- 17 -

## 1. 宅地造成等工事許可制度の概要

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を許可制(一部届出制)として、危険な盛土等を包括的に規制することで、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的とした制度です。

### 規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定されます。

### 安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等\*の許可が必要になります。

※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市、中核市の長

### 盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等\*が常に安全な状態に維持する必要があります。原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

### 実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

## 2. 制度創設の背景

令和3年7月に静岡県熱海市で、大雨により山中に不法に盛土された土石等が土石流となり、住宅地へ押し寄せ、死者29名、住宅等の倒壊98棟にもおよぶ被害が発生しました。

これまで、宅地・農地・山林等それぞれの法令に基づき安全性等の確保が規定されていましたが、必ずしも規制が十分ではありませんでした。これを受けて盛土や切土等を起因とする災害等から国民の生命・身体を守るために、「宅地造成等工事規制法」を抜本的に改正し、全国一律の基準で、宅地や農地、山林など全ての土地を対象として規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」が制定されました。

### トピックス No.1 ～規制開始前に盛った土は、盛土規制法の対象外?～

Q.盛土規制法が制定される前に盛った土は、盛土規制法の適用を受けない?

A.盛土規制法は、第22条及び第41条に「土地の所有者、管理者又は占有者は、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならない」と規定されています。これは、盛土規制法が制定される前に行った盛土等についても対象としているため、許可は不要ですが、安全な状態を保つよう努めなければいけません。

また、規制開始時点で盛土等の工事を継続して行っている場合、届出が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

※届出の手続きについては →[手続き編 - 34 -](#)

### 3. 用語の定義

本手引で用いる用語は以下のとおりです。

表 1

表記	内容
法	宅地造成及び特定盛土等規制法
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
施行通知	「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について(技術的助言)」(令和5年5月26日付け国官参宅第12号・5農振第659号・5林整治第244号)
県規則	山形県宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する規則
県手数料条例	山形県手数料条例
基本方針 (法第3条第1項)	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針
宅地 (法第2条第1項第一号)	農地等並びに公共施設用地以外の土地 ※土地区画整理法や宅地建物取引業法の定義と異なります。 ※不動産登記法の地目ではありません。
農地等 (法第2条第1項第一号)	農地、採草放牧地及び森林 ※不動産登記法の地目ではありません。
公共施設用地 (法第2条第1項第一号)	道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地→ <a href="#">概要編 - 12 -</a>
造成宅地 (法第2条第1項第九号)	宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に関する工事が施行された宅地
宅地造成等工事規制区域 (法第10条第1項)	宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域、市街地等区域で、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるもの
特定盛土等規制区域 (法第26条第1項)	宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域で、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域
造成宅地防災区域 (法第45条第1項)	宅地において行う宅地造成又は特定盛土等に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域で知事が指定した区域 (宅地造成等工事規制区域内の土地を除く)
宅地造成等 (法第10条第1項)	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう
宅地造成 (法第2条第1項第二号)	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるもの
特定盛土等 (法第2条第1項第三号)	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるもの

表記	内容
土石の堆積 (法第2条第1項第四号)	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの (一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る)
崖(崖面) (政令第1条第1項)	地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のもの(「崖面」は崖の地表面をいう。)
土石 (施行通知 別紙第2 2.)	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指す
土砂	次の①～⑤までのいずれかに該当するもの ①地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土(以下「土」という。) ②地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの(以下「石」という。)を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの)を土と同等の性状にしたもの
岩石	石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの
設計 (法第2条第1項第六号)	その者の責任において、設計書類を作成すること
設計書類 (法第2条第1項第六号)	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く)及び仕様書
工事主 (法第2条第1項第七号)	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事施行者 (法第2条第1項第八号)	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事主等 (法第20条第2項、第39条第2項、第55条第3項)	当該工事主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む)若しくは現場管理者
土地所有者等 (法第20条第3項、第23条第1項、第39条第3項、第42条第1項)	土地又は擁壁等の所有者、管理者若しくは占有者又は工事主
居住者等 (法第26条第1項)	市街地等区域その他の区域の居住者その他の者
都道府県等 (法第4条第1項)	・都道府県 ・指定都市(地方自治法第252条の19第1項) ・中核市(地方自治法第252条の22第1項)
都道府県知事等	・都道府県知事

表記	内容
(法第5条第1項)	・指定都市(地方自治法第252条の19第1項)の長 ・中核市(地方自治法第252条の22第1項)の長
市街地等区域 (法第10条第1項)	市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域に隣接し、又は近接する土地の区域
特定工程 (法第18条第1項) (法第37条第1項)	宅地造成又は特定盛土等(政令で定める規模のものに限る)に関する工事が政令で定める工程➡ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">手続き編 - 48 -</span>
災害 (法第2条第1項第五号)	崖崩れ又は土砂の流出による災害
災害防止措置 (法第20条第2項) (法第39条第2項)	擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置
擁壁等 (法第13条第1項)	擁壁、排水施設その他の政令で定める施設

#### 4. 許可等の対象

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものは、許可又は届出が必要となります。

##### (1) 宅地造成等工事規制区域(法第10条第1項)

##### 1) 許可(法第12条第1項)

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、都道府県知事の許可を受ける必要があります。

許可を要する宅地造成等の規模は表2及び表3のとおりです。

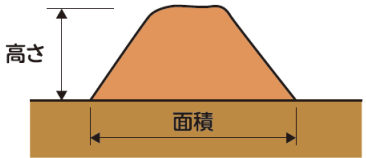
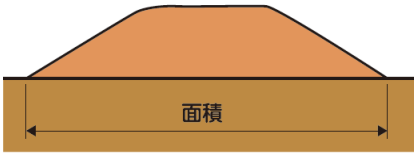
※手続きについては → [手続き編 - 30 -](#)

##### ■宅地造成又は特定盛土等:表2(政令第3条)

各号	イメージ図
① 盛土で、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖(30度超)を生ずることとなるもの	
② 切土で、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖(30度超)を生ずることとなるもの	
③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖(30度超)を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(第1号又は第2号に該当する盛土又は切土を除く。)	
④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが2mを超えるもの	
⑤ ①から④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの ただし、高さ※1が2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差※2が30cmを超えない盛土又は切土をするものは除く(省令第8条第1項第9号)	

※1 盛土等をした後の地盤面の最大高低差  
 ※2 同一位置における盛土等の前後で最大となる標高差

■土石の堆積:表3(政令第4条)

各号	イメージ図
<p>⑥ 高さが2mを超える土石の堆積 ただし、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないものを除く(規則第8条第1項第10号イ)</p>	
<p>⑦ 前号に該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの ただし、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないものを除く(規則第8条第1項第10号ロ)</p>	

トピックス No.2 ~許可不要工事は技術的基準に適合しなくてもよい?~

Q.許可や届出が不要な規模の工事の場合、技術的基準に適合しない盛土をしても良いのでしょうか？

A.許可不要工事に対しては、技術的基準の適合までは求められていません。しかし、法第22条及び第41条に基づき土地所有者等は盛土等を常時安全な状態に維持する努力義務を負っているため、適切に維持管理する必要があります。

(2)特定盛土等規制区域(法第26条第1項)

1)届出(法第27条第1項)

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の30日前までに、当該工事の計画を都道府県知事に届け出る必要があります。

届出を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模は表2及び表3のとおりです。

※手続きについては ➡[手続き編 - 32 -](#)

2)許可(法第30条第1項)

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、都道府県知事の許可を受ける必要があります。

許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模は表4及び表5のとおりです。

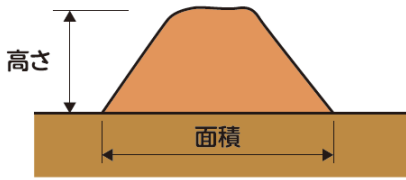

※手続きについては ➡[手続き編 - 30 -](#)

■宅地造成又は特定盛土等:表4(政令第28条第1項→政令第23条)

各号	イメージ図
① 盛土で、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖(30度超)を生ずることとなるもの	
② 切土で、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖(30度超)を生ずることとなるもの	
③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖(30度超)を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(①又は②に該当する盛土又は切土を除く。)	
④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの	
⑤ ①から④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの ただし、高さ※1が2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差※2が30cmを超えない盛土又は切土をするものは除く(省令第8条第1項第9号)	

※1 盛土等をした後の地盤面の最大高低差  
 ※2 同一位置における盛土等の前後で最大となる標高差

■土石の堆積:表5(政令第28条第2項→政令第25条第2項)

各号	イメージ図
⑥ 高さが5mを超える土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡をこえるもの	
⑦ 前号に該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの	

トピックス No.3 ~届出対象工事は技術的基準に適合しなくてもよい?~

Q.届出書の提出で工事に着手が出来る規模の場合、技術的基準に適合しない計画でも受理してもらえますか？

A.届出書の内容が技術的基準に適合していない場合であっても、届出書は受理されます。

しかし、危険な盛土等である場合は、法第27条第3項に基づき都道府県知事から、計画の変更や是正措置など勧告を受けることになります。

勧告に従わない場合は更なる行政措置が取られることとなりますので、適正な宅地造成等となるよう計画してください。

### (3)許可・届出等の対象

宅地造成等に関する工事を行う場合に必要となる許可・届出の一覧は、以下のとおりです。

#### ■規制区域指定の後に着手する工事に必要な手続き

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了後の手続き
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①~④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①~④を除く)	同左	完了検査
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	完了確認
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①~④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①~④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象:完了検査 届出対象:完了届※
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象:完了確認 届出対象:完了届※

※山形県宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する規則による

#### ■規制区域指定の際に行われている未完了の工事に必要な手続き

区域	行為	届出(着手済)	許可	中間検査	定期報告	完了後の手続き
宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①~④を除く)	—	—	—	完了届※
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	—	—	完了届※

※山形県宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する規則による

#### トピックス No.4 ～建築工事等に関する掘削は？～

Q.建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削や埋め戻しは規制対象になるの？

A.建築物等の工作物を建築・築造に伴う掘削や埋め戻しは、土地の形質が変更された者とはみなさないため、規制対象外となります。

これは、地中埋設物(建築物の基礎や地下タンク等)の撤去のための床掘や埋め戻し、解体工事後の整地(撤去により陥没した部分を周辺と同じ高さに均す程度)も同様と考えられます。

しかし、解体工事後に崖が残る場合は、既存の切土に該当し得るため、当該切土の崩壊による災害の発生の恐れがあれば、改善命令や勧告の対象となります。

#### (4)許可の特例

公共施設用地内での工事である場合や、災害の発生の恐れがないと指定されている工事などについては、許可及び届出が不要とされています。

##### 1)公共施設用地(法第2条、政令第2条、省令第1条)

公共施設用地として法に明示されている用途に供される敷地内で行われる宅地造成等については、許可及び届出は不要です。

公共施設用地に該当するかどうかは、表6を確認し、各法令に該当していることがわかる資料を整えたうえで、各審査担当窓口へ事前相談してください。必要に応じて、各法令を所管する機関への確認をお願いする場合があります。

相談の受付窓口は →[手続き編 - 58 -](#)

##### ■公共施設用地:表6(法第2条、政令第2条、省令第1条)

根拠条項	公共施設用地の例示
法第2条第1項第1号	<ul style="list-style-type: none"><li>○道路…<ul style="list-style-type: none"><li>・道路法による道路であって、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路に限る</li><li>(×私道や農道、里道などの法定外公共物)</li></ul></li><li>○公園…<ul style="list-style-type: none"><li>・都市公園法による公園</li><li>・国または地方公共団体が管理する公園</li><li>・自然公園法に基づく公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設</li></ul></li><li>○河川…<ul style="list-style-type: none"><li>・河川法上の河川区域内に限る</li><li>(×河川保全区域)</li></ul></li><li>○政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地 →政令第2条へ</li></ul>
政令第2条	<ul style="list-style-type: none"><li>○砂防設備…<ul style="list-style-type: none"><li>・砂防法第1条に定める砂防施設に限る</li></ul></li><li>○地すべり防止施設…<ul style="list-style-type: none"><li>・地すべり等防止法第2条第3項に定める地すべり防止施設に限る</li></ul></li><li>○海岸保全施設…<ul style="list-style-type: none"><li>・海岸法第2条第1項に定める海岸保全施設に限る</li></ul></li><li>○津波防護施設…<ul style="list-style-type: none"><li>・津波防災地域づくりに関する法律第2条第10項に定める津波防護施設に限る</li></ul></li><li>○港湾施設…<ul style="list-style-type: none"><li>・港湾法第2条第5項に定める港湾施設に限る</li></ul></li><li>○漁港施設…<ul style="list-style-type: none"><li>・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1項に定める漁港施設に限る</li></ul></li><li>○飛行場、航空保安施設…<ul style="list-style-type: none"><li>・飛行場や航空法第2条第5項に定める航空保安施設に限る</li></ul></li></ul>

根拠条項	公共施設用地の例示
	<p>○鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道事業法第8条第1項に定める鉄道施設及び、鉄道法又は軌道法の適用又は準用される鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設(駅舎、車庫、鉄道専用の発送発電施設等を含む)土地に限る(×専ら自己の用に供するための鉄道及び索道等の土地)</li> </ul> <p>○主務省令で定めるもの</p> <p>○国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地</p> <p>○国又は地方公共団体が管理する施設で主務省令で定めるもの →省令第1条ハ</p>
省令第1条	<p>○雨水貯留浸透施設・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法又は特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留施設のうち公共の用に供されている土地に限る</li> </ul> <p>○農業用ため池・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ため池の管理及び保全に関する法律第2条第1項に定める農業用ため池に限る</li> </ul> <p>○防衛施設・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に定める防衛施設に限る</li> </ul> <p>○<u>国又は地方公共団体が管理する以下の施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校(×私立学校、保育園等 ○公立幼稚園)</li> <li>・運動場、緑地、広場、墓地</li> <li>・廃棄物処理施設</li> <li>・水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設</li> <li>・農業集落排水施設、漁業集落排水施設</li> <li>・林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設</li> </ul>

## 2) 災害の発生の恐れがない工事(法第12条、政令第5条、省令第8条)

災害の発生の恐れがない工事として法に明示された各法令等に基づく許可を受けた工事は、許可及び届出は不要です。

災害の発生の恐れがない工事に該当するかどうかは、表7を確認し、各法令に該当していることがわかる資料を整えたうえで、各審査担当窓口事前に相談してください。必要に応じて、各法令を所管する機関への確認をお願いする場合があります。

相談の受付窓口は → [手続き編 - 58 -](#)

### ■ 災害の発生の恐れがない工事: 表7(法第12条、政令第5条、省令第8条)

根拠条項	災害の発生の恐れがない工事の例示
政令第5条	<p>○ 鉱山保安法・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事</li> <li>・第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事</li> </ul> <p>○ 鉱業法・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第63条第1項の規定による届出をした工事</li> <li>・第63条第2項(第87条において準用する場合を含む。)若しくは第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(第63条の3の規定により第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事</li> </ul> <p>○ 採石法・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事</li> <li>・法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事</li> </ul> <p>○ 砂利採取法・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事</li> <li>・法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事</li> </ul> <p>○ 宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの → 省令第8条へ</p>
省令第8条	<p>○ 土地改良法・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条第2項に規定する土地改良事業</li> <li>・第15条第2項に規定する事業</li> <li>・土地改良事業に準ずる事業に係る工事</li> </ul> <p>○ 火薬類取締法・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事</li> <li>・第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事</li> <li>・第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</li> </ul>

根拠条項	災害の発生の恐れがない工事の例示
	<p>○家畜伝染病予防法・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第21条第1項若しくは第4項(第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事</li> <li>・第23条第1項若しくは第3項(第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事</li> </ul> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事</li> <li>・第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</li> </ul> <p>○土壤汚染対策法・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事</li> <li>・第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</li> </ul> <p>○平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分に係る工事</li> <li>・第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管に係る工事</li> <li>・第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分に係る工事</li> <li>・第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事</li> </ul> <p>○森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</p> <p>○次に掲げる者が非常災害のために必要な応急措置として行う工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、地方公共団体</li> <li>・地方住宅供給公社</li> <li>・土地開発公社</li> <li>・日本下水道事業団</li> <li>・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</li> <li>・独立行政法人水資源機構</li> <li>・独立行政法人都市再生機構</li> </ul> <p>○宅地造成又は特定盛土等(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの</p> <p>○次に掲げる土石の堆積に関する工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの</li> <li>・政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地</li> </ul>

根拠条項	災害の発生の恐れがない工事の例示								
	<p>盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの</p> <p>・工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの(下表の要件をすべて満たすもの)</p> <p style="text-align: center;">■表 工事の施行に付随して行う土石の堆積の要件</p> <table border="1" data-bbox="536 450 1390 1010"> <thead> <tr> <th data-bbox="541 456 759 495">要件</th> <th data-bbox="764 456 1385 495">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="541 501 759 685">①工事の施行に付随するもの</td> <td data-bbox="764 501 1385 685">           主となる本体工事があった上で、以下の2つを両方とも満たすもの            ・当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を、当該工事現場やその付近に一時的に堆積するもの            ・本体工事の主任技術者等が、本体工事の管理と併せて一体的に管理するもの         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="541 692 759 943">②工事の現場又はその付近で行われるもの</td> <td data-bbox="764 692 1385 943">           以下のいずれかで行われる土石の堆積であること            ・工事の現場(工事が行われている土地。請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)            ・本体工事の主任技術者等が、本体工事の現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="541 949 759 1010">③本体工事の期間中に行われるもの</td> <td data-bbox="764 949 1385 1010">本体工事の期間中に行われるものであること</td> </tr> </tbody> </table>	要件	内容	①工事の施行に付随するもの	主となる本体工事があった上で、以下の2つを両方とも満たすもの ・当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を、当該工事現場やその付近に一時的に堆積するもの ・本体工事の主任技術者等が、本体工事の管理と併せて一体的に管理するもの	②工事の現場又はその付近で行われるもの	以下のいずれかで行われる土石の堆積であること ・工事の現場(工事が行われている土地。請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。) ・本体工事の主任技術者等が、本体工事の現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地	③本体工事の期間中に行われるもの	本体工事の期間中に行われるものであること
要件	内容								
①工事の施行に付随するもの	主となる本体工事があった上で、以下の2つを両方とも満たすもの ・当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を、当該工事現場やその付近に一時的に堆積するもの ・本体工事の主任技術者等が、本体工事の管理と併せて一体的に管理するもの								
②工事の現場又はその付近で行われるもの	以下のいずれかで行われる土石の堆積であること ・工事の現場(工事が行われている土地。請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。) ・本体工事の主任技術者等が、本体工事の現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地								
③本体工事の期間中に行われるもの	本体工事の期間中に行われるものであること								

### 3)国又は都道府県等が実施する工事(法第15条第1項・法第34条第1項)

国又は都道府県等が宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事等との協議が成立することをもって法第12条第1項又は第30条第1項の許可があつたものとみなされます。

※協議とは、通常の許可申請と類似の書類等をもって都道府県知事等が工事内容の確認等を行い、支障がないと認める場合に協議が成立するものです。

### 4)都市計画法第29条に基づく開発許可を受けた工事(法第15条第2項・法第34条第2項)

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定後に、宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行う宅地造成等に関する工事について、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該宅地造成等に関する工事については、第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。(以下「みなし許可」という。)

盛土規制法に基づく許可申請は不要となりますが、中間検査、定期報告及び標識の掲示に関する規定は適用されることとなり、工事の規模や内容、期間に応じて盛土規制法の規定に沿って手続き等を行う必要があります。

※中間検査 → 手続き編 - 48 -

※定期報告 → 手続き編 - 51 -

※標識の掲示 → 手続き編 - 38 -

なお、この場合の許可の基準は、都市計画法に基づく許可基準となります。

中間検査及び定期報告の手続き方法については本手引きを適用しますが、中間検査や定期報告の受理は開発行為の許可権者が実施します。みなし許可に関する受付窓口は、所管する総合支庁建築課(開発許可権限を有する米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市にあつては当該市の開

発許可担当課)になります。 ➡[手続き編 - 58 -](#)

#### 5)都市計画法第29条に基づく開発許可申請を行った工事(法第27条第5項)

特定盛土等規制区域の指定後に、特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等に関する工事のうち、届出対象規模の工事について、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を申請したときは、当該特定盛土等に関する工事については、第27条第1項の届出をしたものとみなされます。(以下「みなし届出」という。)

盛土規制法に基づく届出は不要となりますが、標識の掲示に関する規定は適用されることとなります。 ※標識の掲示 ➡[手続き編 - 38 -](#)

#### 6)通常の営農行為(施行通知:第2第5項)本法の規制の対象とならない行為)

農地や採草放牧地における生産活動及びほ場管理のための行為(通常の営農行為※)は、盛土規制法の規制対象となりません。

一方、土地の形質の変更に該当する行為(ほ場の大区画化、盛土を伴う田畑転換等(土地改良事業等により行う場合を除く。))は、盛土規制法の規制対象となる場合があります。

通常の営農行為に該当するか否かの判断は、所管する窓口にご相談ください。

受付窓口は、所管する総合支庁建設総務課(本庁舎)になります。 ➡[手続き編 - 58 -](#)

#### ■通常の営農行為の例示

耕起、代かき、整地、畝たて、畦畔の新設・補修・除去、土壌改良剤の投入、表土の補充(30cm以下)、表土の入れ替え、農業用暗渠排水の新設・改修、樹園地における樹木の改植、盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生

※ 例示に該当しない場合であっても、農地や採草放牧地の生産活動及びほ場管理のための行為と認められた場合は、規制対象外となります。

#### トピックス No.5～計画が変わった場合もみなし許可になるの?～

Q.開発許可を受けた内容が宅地造成等の規模に満たない工事で、みなし許可に該当しなかった工事が、計画の変更で宅地造成等の許可を要する規模になる場合、開発許可の変更許可を受けることで、盛土規制法のみなし許可となりますか。

A.盛土規制法に基づくみなし許可は、当初の開発許可申請(都市計画法第29条第1項又は第2項)に限り適用されるため、開発許可の変更許可時に盛土規制法の許可対象に該当する場合は、改めて盛土規制法の許可を受ける必要があります。

#### トピックス No.6～窪地を埋め立てる行為は規制対象となるの?～

Q.採石場跡地や畦畔に囲まれた田を埋め立てる行為は規制対象となりますか。

A.四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を越えない場合は、災害発生の恐れがない行為として取り扱うため許可等は不要です。

## 5. 許可権者(法第12条第1項)

宅地造成等に関する工事等を行う土地	許可権者
山形市を除く県内34市町村	山形県知事
山形市	山形市長

## 6. 規制区域の指定状況

山形市を除く県内34市町村における、規制区域の指定状況は以下のとおりです。

山形市の指定状況は山形市にお問い合わせください。

### (1) 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域(法第10条・26条)

市町村名	告示日	告示番号	指定日
山形市を除く 県内34市町村全域	令和7年4月22日	山形県告示第349号	令和7年4月30日

### (2) 造成宅地防災区域(法第45条)

山形県内における指定区域はありません。

## 第2章 手続き編

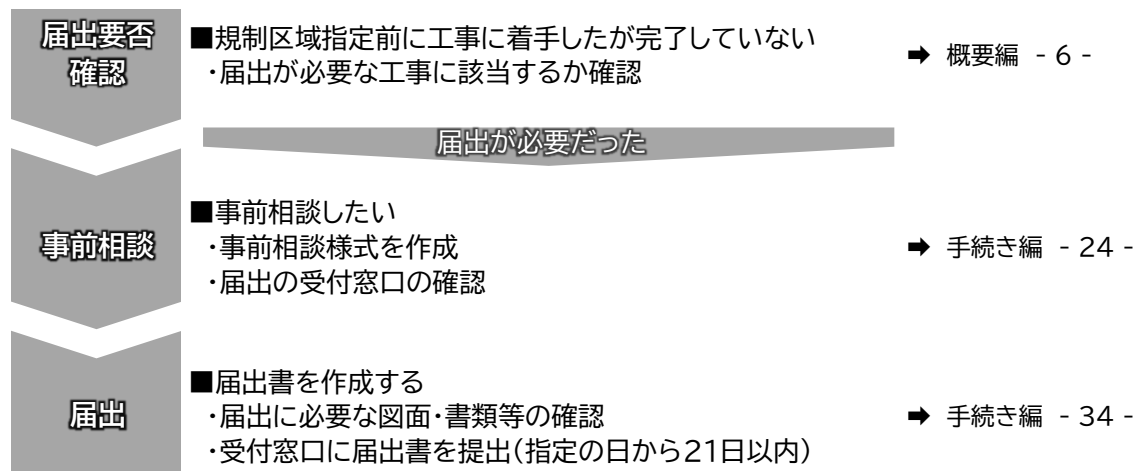
### 項目

1. 手続きフロー【規制区域指定の際に行われている未完了の工事】	- 21 -
(1) 事前相談～届出	- 21 -
(2) 届出後～完了	- 21 -
2. 手続きフロー【規制区域指定の後に着手する工事】	- 22 -
(1) 事前相談～許可/届出	- 22 -
(2) 許可/届出後～完了	- 23 -
3. 各種手続き	- 24 -
(1) 事前相談	- 24 -
(2) 関係機関協議	- 26 -
(3) 周辺住民への周知	- 28 -
(4) 許可申請及び届出	- 30 -
1) 宅地造成、特定盛土等の許可申請	- 30 -
2) 土石の堆積の許可申請	- 31 -
3) 特定盛土等規制区域内で届出を要する規模の工事の届出	- 32 -
4) 規制区域指定の際に行われている未完了の工事の届出	- 34 -
5) 擁壁等の除却に関する工事の届出	- 36 -
6) 公共施設用地の転用に関する届出	- 37 -
(5) 工事の着手	- 38 -
1) 標識の掲示	- 38 -
2) 工事着手届の提出	- 39 -
(6) 工事等の変更	- 40 -
1) 変更の許可申請	- 40 -
2) 軽微な変更の届出	- 43 -
3) 特定盛土等規制区域内で届出を要する規模の工事の届出をした工事の変更の届出	- 44 -
4) 届出をした工事等の変更の届出	- 46 -
(7) 中間検査	- 48 -
1) 中間検査の対象	- 48 -
2) 中間検査の申請	- 48 -

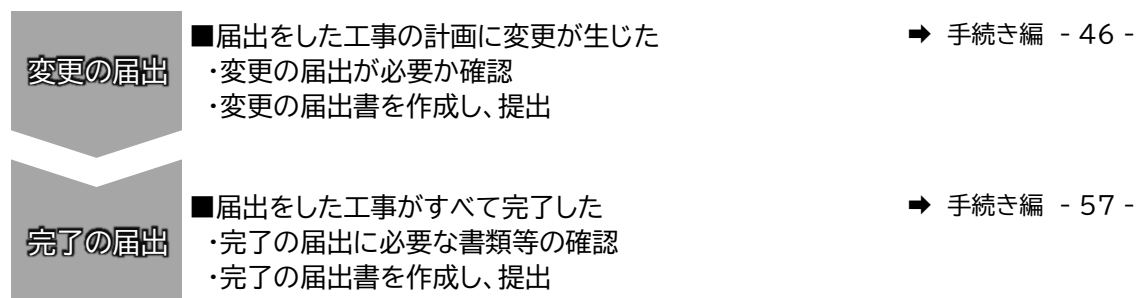
3) 中間検査の実施	- 49 -
(8) 定期報告	- 51 -
(9) 完了検査前の建築等工事の着手	- 53 -
(10) 完了検査/確認	- 54 -
1) 完了検査/確認の申請	- 54 -
2) 完了検査/確認の実施	- 55 -
(11) 完了の届出	- 57 -
4. 相談・申請窓口	- 58 -
(1) 山形県知事が許可を行う区域の相談・申請窓口	- 58 -
(2) 山形県知事が許可を行う区域で複数の市町村にまたがる場合	- 58 -
(3) 山形県知事が許可を行う区域と山形市にまたがる場合	- 58 -
(4) みなし許可(都市計画法に基づく開発許可)の受付窓口	- 58 -
5. 申請手数料	- 60 -
(1) 宅地造成等工事許可申請手数料	- 60 -
(2) 宅地造成等工事変更許可申請手数料	- 61 -
トピックス	
No.7 指定の日が、行政庁の休日の場合はどうなるの？	- 25 -
No.8 すでに着手しているストックヤードは？	- 35 -
No.9 2つの区域をまたぐ場合はどうなるの？	- 35 -
No.10 スtockヤードは5年を超えて営業できる？	- 42 -
No.11 変更の結果、許可対象規模になったら？	- 47 -
No.12 特定工程の排水施設ってなに？	- 50 -

## 1. 手続きフロー【規制区域指定の際に行われている未完了の工事】

### (1) 事前相談～届出

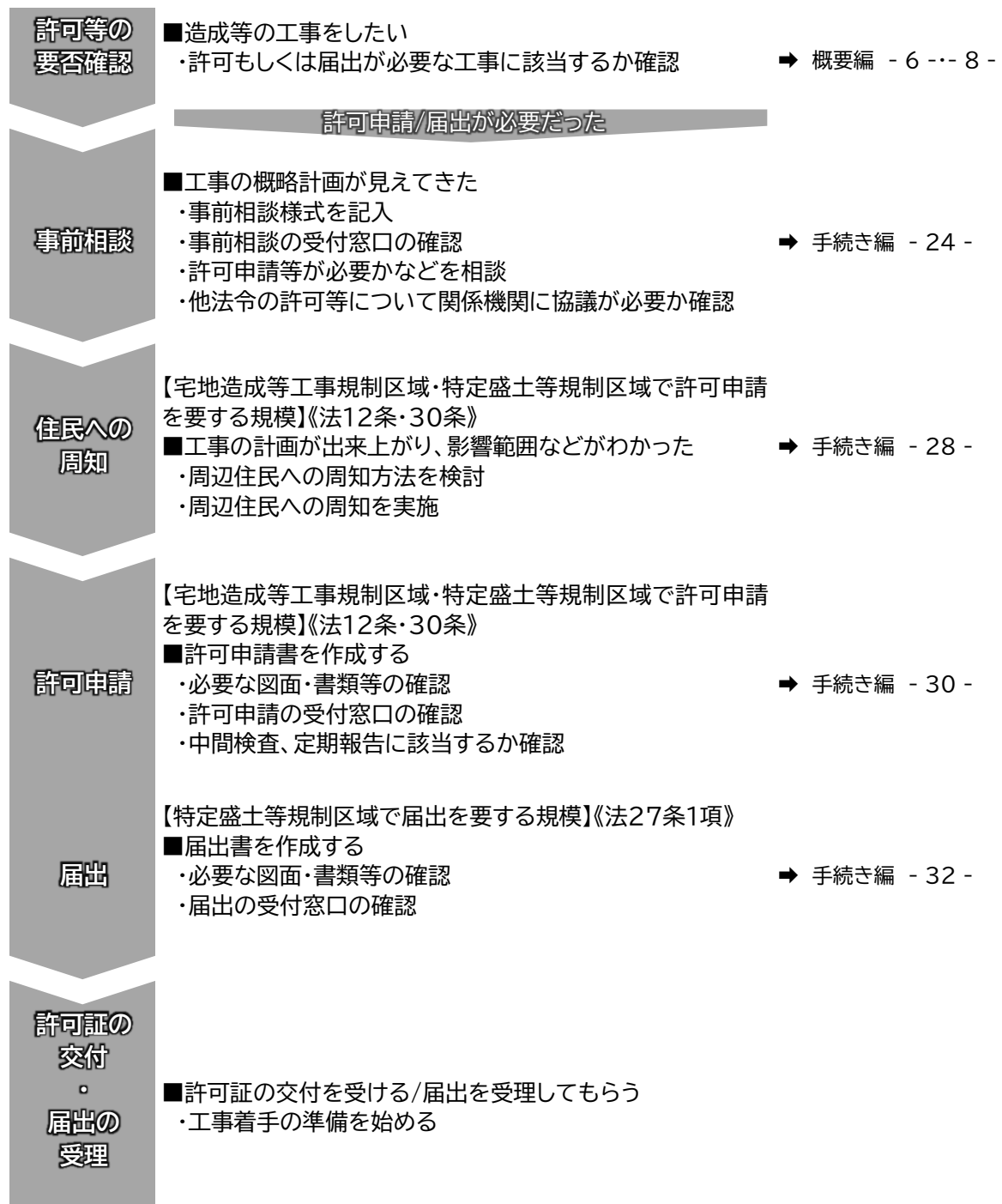


### (2) 届出後～完了



## 2. 手続きフロー【規制区域指定の後に着手する工事(擁壁等の除却、公共施設用地の転用を除く)】

### (1) 事前相談～許可/届出



## (2)許可/届出後～完了

工事標識 の設置	【宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域で許可申請 若しくは届出を要する規模】《法12条・30条・27条1項》 ■現場で準備を始めたい ・工事着手に先立ち、標識を設置	➔ 概要編 - 38 -
許可申請/届出が必要だった		
工事着手 の届出	■工事標識を設置したので、工事に取り掛かりたい ・工事着手届出書の作成、必要な図面・書類等の確認	➔ 手続き編 - 39 -
定期報告 (随時)	■定期報告が必要な規模で許可の日から工事完了までの期 間が3か月を超える ・定期報告書の作成、必要な図面・書類等の確認	➔ 手続き編 - 51 -
中間検査 (随時)	■中間検査が必要な規模で特定工程がある ・中間検査申請書の作成、必要な図面・書類等の確認 ・中間検査の日程調整	➔ 手続き編 - 48 -
変更の 許可申請 ・ 軽微な変更 の届出	■許可を受けた/届出をした工事の計画に変更が生じた ・必要な手続きについて窓口相談する (変更の許可申請 or 軽微な変更の届出) ・変更許可申請書/変更届出書を作成、必要な図面・書類等 の確認	➔ 手続き編 - 58 - ➔ 手続き編 - 40 --- 43 -
完了前の 建築等工事 の着手届出	【宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域で許可申請 を要する規模】《法12条・30条》 ■完了検査を受ける前に建築等の工事に着手したい ・建築等の工事範囲の図面等を用意して窓口相談 ・届出書の作成、必要な図面・書類等の確認	➔ 手続き編 - 53 -
完了検査 の申請	■許可を受けた工事がすべて完了した ・完了検査申請書の作成、必要な図面・書類等の確認 ・完了検査の日程調整	➔ 手続き編 - 54 -
完了の届出	■届出をした工事がすべて完了した ・完了届出書の作成、必要な図面・書類等の確認 ・完了届出書の提出	➔ 手続き編 - 57 -

※その他、不明な点があれば受付窓口にご相談ください。

➔ 手続き編 - 58 -

### 3. 各種手続き

#### (1)事前相談

宅地造成等を行う計画がある場合は、許可等の手続きが必要かどうかなどについて、事前に所管する窓口にご相談ください。あくまでも事前相談であり、相談された内容で許可が下りる等の保証ではないことを御理解ください。

なお、事前相談がなく許可申請や届出が提出された場合、通常の手続きに比べて時間を要する場合がありますので、必ず事前相談を行ってください。

##### ■相談時期

事業計画の検討段階で、宅地造成等に関する工事を行う区域、区域内での造成計画(盛土等の有無や、擁壁等の有無)が見えてきた段階でご相談ください。

※事前相談のタイミングが、完全に計画が固まった段階や申請直前になった場合、相談の結果、計画の見直しが必要となるなど、手戻りが生じる可能性がありますのでご注意ください。

##### ■相談に必要な書類

書類	様式	摘要
①事前相談様式	手引様式	・あらかじめ必要事項を記入してください。 (用紙サイズ:A4)
②案内図	任意	・計画地の位置や、周辺状況がわかる資料を添付してください。(用紙サイズ:任意)
③造成計画図	任意	・許可要否の判断が出来るよう、造成の高さや擁壁の有無など、全体の計画がわかる図面としてください。 ※必要に応じて、地質のデータや各種検討結果を添付してください。(用紙サイズ:任意)

##### ■手数料

不要

##### ■受付窓口

工事を行う土地の市町村を所管する総合支庁建設総務課(本庁舎)

➔[手続き編 - 58 -](#)

##### ■回答に要する期間

相談内容に応じて、標準的な回答までの目安の期間を以下のとおりとします。

相談内容や区域の広さなどにより、より多くの時間を要する場合がありますので、なるべく早めの段階での相談を心掛けてください。

なお以下の日数には休日を含みません。また、相談内容に不明な点等があり、相談者に確認している期間も含みません。

相談内容	期間
・判断に時間を要する相談 (法令解釈の精査を要し、県庁への照会が伴う相談)	20日
・許可要否の相談 ・複数の市町村にまたがる区域の相談	10日
・上記以外の相談	5日

**トピックス No.7 ~指定の日が、行政庁の休日の場合はどうなるの?~**

Q.工事届の提出期限が、行政庁の休日にあった場合は、前倒して提出する必要があるのでしょうか。

A.「〇〇する日の〇日前までに提出」、「〇〇した日から〇日以内」と規定されている手続きで、提出期限が行政庁の休日に当たる場合は、地方自治法第4条の2④に基づき、翌日をもってその期限とみなされます。

例)A:工事完了の日から4日以内 B:工事着手の30日前

日	月	火	水	木	金	土
			A:工事完了			
A:4日目	祝日	A:提出期限				B:30日前
	B:提出期限					
	B:工事着手					

地方自治法 第4条の2

④ 地方公共団体の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日にあたるときは、地方公共団体の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

## (2)関係機関協議

宅地造成等を行う場合、行う場所によっては盛土規制法の他にも許可等が必要な場合がありますので、関係機関への事前相談や協議を行ってください。

### ■主な関係機関一覧

調整内容	根拠内容	申請・届出・協議先
建築物の建築や工作物の建設	建築基準法	県総合支庁建築課又は市町村担当課
国土利用計画法の届出	国土利用計画法	市町村担当課
農地転用許可	農地法	市町村農業委員会、 県総合支庁農業振興課
農用地区内における開発許可	農業振興地域の整備に関する法律	県総合支庁農業振興課
林地開発許可	森林法	県総合支庁
温泉掘削	温泉法	県みどり自然課
環境影響評価法、条例の対象事業	環境影響評価法 山形県環境影響評価条例	同上
自然環境保全地域又は里山環境保全地域における開発行為	自然環境保全法・同条例	県総合支庁環境課
大規模開発行為	自然環境保全条例	同上
自然公園内における開発行為等	自然公園法・同条例	同上
水資源条例に基づく事前届出	山形県水資源保全条例	同上
特別保護地区における建築物その他の工作物の新築等の行為	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	県総合支庁環境課又は環境省東北地方環境事務所
要措置区域又は形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更	土壌汚染対策法	県水大気環境課又は山形市環境課
3000㎡以上の土地の形質の変更（有害物質使用特定施設を設置する事業場は900㎡以上）	土壌汚染対策法	同上
水質汚濁防止法の特定施設又は有害物質貯蔵指定施設	水質汚濁防止法	県総合支庁環境課又は山形市環境課
ばい煙発生施設(ボイラー等)	大気汚染防止法	同上
一般粉じん発生施設(堆積場等)	大気汚染防止法	同上
ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(廃棄物焼却炉等)	ダイオキシン類対策特別措置法	同上
騒音規制法又は振動規制法の特定施設(空気圧縮機等)	騒音規制法、振動規制法	市町村担当課
騒音規制法又は振動規制法の特定建設作業(さく岩機等)	騒音規制法、振動規制法	同上
飲食店・旅館・興行場等の営業	食品衛生法、旅館業法、興行場法など	保健所
大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法	県商業振興・経営支援課

調整内容	根拠内容	申請・届出・協議先
工場立地法の特定工場の設置 (敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業等)	工場立地法	市町村担当課
5ha以上の開発行為又は将来5ha以上の開発が予想される5ha未満の開発行為	山形県河川流域開発に伴う雨水排水対策指導要綱	県河川課
特定都市河川区域内における1000㎡以上の雨水浸透阻害行為 (土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)	特定都市河川浸水被害対策法	同上
河川に関係のある開発行為	河川法	県総合支庁建設総務課又は国土交通省河川国道事務所(河川事務所)
河川区域内の土地の占用	河川法	同上
河川の流水の占用	河川法	同上
砂防指定地内における行為	砂防法	県総合支庁建設総務課
地すべり防止区域内制限行為	地すべり等防止法	県総合支庁建設総務課、農村計画課
急傾斜地崩壊危険区域における制限行為	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	同上
土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為及び建築制限	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	県総合支庁建設総務課、建築課
道路区域での工事又は施設等の設置	道路法	県総合支庁建設総務課
開発区域内に国有財産が含まれる場合(用途廃止申請)	国有財産法	県総合支庁用地課
災害危険区域内における建築行為	山形県建築基準条例	県総合支庁建設総務課
史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観指定範囲内及び埋蔵文化財包蔵地での開発行為等	文化財保護法・同条例	県民文化芸術振興課(博物館・文化財保存活用室)又は市町村担当課
大規模土地取引等	大規模土地取引等に係る事前指導要領	市町村担当課
ゴルフ場	山形県ゴルフ場開発指導要綱	同上
景観計画区域内における土地区画形質の変更、建築物の建築	景観法・同条例	景観行政団体担当課 (県:各総合支庁建築課、市町村:担当課)

**(3)周辺住民への周知(法第11条・第29条)**

法第12条第1項・第30条第1項の許可を要する規模の工事については、許可申請の前にあらかじめ、工事をする土地の周辺地域の住民に対し、以下のいずれかの方法により、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

**■周知の方法**

- ・説明会の開催※
- ・書面の配布(訪問による説明も含む)
- ・工事を行う土地又はその周辺での掲示及びウェブページへの掲載

**■説明会の開催が必須となる工事**

以下の①～③の土地において、高さが15mを超える盛土を行う場合

- ①山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地
- ③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

※山形県内では省令第6条ただし書きの規定による県条例等で定める、住民説明会の実施を義務付ける工事の指定はありません。

**■周知を行う範囲の考え方(施行通知:別表1)**

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図
① 平地盛土 ② 切土 ③ 土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 盛土等の境界(法尻)から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲(※参考図Lの範囲)</li> <li>● 盛土等を行う土地の隣接地</li> <li>● 盛土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲</li> <li>● 盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲</li> </ul>	
腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲(※参考図Iの範囲)</li> <li>● 盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離50メートル～数百メートル程度の範囲</li> <li>● 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</li> </ul>	
① 省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ② 溪流等における盛土(①を除く) ③ 谷埋め盛土(①及び②を除く) ④ 腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の渓床が存在するもの(①及び②を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下流の渓床勾配が2度以上の範囲(※参考図)</li> <li>● 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</li> </ul>	

### ■周知する工事の具体的内容(施行通知:別表2)

区分	項目
宅地造成又は特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項

なお、工事をする土地の周辺が道路や農地・森林のみであるなど、住民がいない(居住の蓋然性が低い)場合、特段の周知は必要ありません。

一方で、周辺住民とのトラブル防止の観点から、必要に応じて、影響が大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行うなど、工事に対して理解が得られるよう努めてください。

### ■周知の報告

周辺住民への周知を行った結果については、「住民への周知に係る報告書(県規則様式第4号)」を作成し、各許可申請書の添付書類として提出してください。 →[手続き編 - 30 -](#)

## (4)許可申請及び届出

### 1)宅地造成、特定盛土等の許可申請(法第12条第1項・第30条第1項)

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内で、許可対象規模を超える宅地造成又は特定盛土等を行う場合は、工事に着手する前に都道府県知事等の許可を受ける必要があります。

#### ■提出書類

書類	様式	摘要
①申請書	省令様式第二	・申請書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②設計図面	任意	・必要図面及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)
③添付書類	任意・ 県規則様式 第1～7号	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)
④提出書類 チェック表	手引様式	・必要事項を記入したものを添付してください。 ・申請者チェック欄に、添付や記載の状況を確認の上、 <input type="checkbox"/> を記入してください。(用紙サイズ:A4)
⑤委任状	任意	・申請者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4)

#### ■提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の副本を提出してください。

#### ■手数料

盛土又は切土をする土地の面積に応じた手数料の金額分の山形県の収入証紙を、申請書の第1面又は別紙に貼付してください。お釣りは出せませんので、必要な手数料の額を申請の受付窓口で確認のうえ、過不足なく貼付してください。

→手続き編 - 60 -

#### ■受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) →手続き編 - 58 -

#### ■標準処理期間

申請の種別に応じて、許可までの標準的な処理時間を以下のとおりとします。

なお以下の日数には休日を含みません。また、申請内容に不明な点等があり、申請者に確認している期間や、申請者が訂正している期間も含みません。

申請の種別	標準処理期間
・複数の市町村にまたがる土地の申請	50日
・上記以外の申請	30日

## 2)土石の堆積の許可申請(法第12条第1項・第30条第1項)

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内で、許可対象規模を超える土石の堆積を行う場合は、工事に着手する前に都道府県知事等の許可を受ける必要があります。

許可を受けて堆積できる期間は、許可を受けた日から最大で5年間とします。5年間を超えて堆積する必要がある場合は、許可期限が満了する前までに変更の許可を受ける必要があります。

### ■提出書類

書類	様式	摘要
①申請書	省令様式第四	・申請書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②設計図面	任意	・必要図面及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)
③添付書類	任意・ 県規則様式 第1～7号	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)
④提出書類 チェック表	手引様式	・必要事項を記入したものを添付してください。 ・申請者チェック欄に、添付や記載の状況を確認の上、 <input type="checkbox"/> を記入してください。(用紙サイズ:A4)
⑤委任状	任意	・申請者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4)

### ■提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の副本を提出してください。

### ■手数料

土石の堆積を行う土地の面積に応じた手数料の金額分の山形県の収入証紙を、申請書の第1面又は別紙に貼付してください。お釣りは出せませんので、必要な手数料の額を申請の受付窓口で確認のうえ、金額に過不足なく貼付してください。

→手続き編 - 60 -

### ■受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) →手続き編 - 58 -

### ■標準処理期間

申請の種別に応じて、許可までの標準的な処理時間を以下のとおりとします。

なお以下の日数には休日を含みません。また、申請内容に不明な点等があり、申請者に確認している期間や、申請者が訂正している期間も含みません。

申請の種別	標準処理期間
・複数の市町村にまたがる土地の申請	50日
・上記以外の申請	30日

### 3)特定盛土等規制区域内で届出を要する規模の工事の届出(法第27条第1項)

特定盛土等規制区域内で、届出対象規模を超える、かつ、許可対象規模を超えない特定盛土等又は土石の堆積を行う場合は、工事に着手する30日前までに都道府県知事等に届け出る必要があります。

届出の内容に不備等がある場合は、届出を受理した日から30日以内に限り、計画の変更等の勧告を行うことがあります。

#### ■届出が必要な工事

表2及び3に示す工事 → 概要編 - 6 --- 7 -

#### ■提出時期

工事に着手する日の30日前まで

#### ■提出書類

##### 【共通】

書類	様式	摘要
①提出書類 チェック表	手引様式	・必要事項を記入したものを添付してください。 ・申請者チェック欄に、添付や記載の状況を確認の上、 <input type="checkbox"/> を記入してください。(用紙サイズ:A4)
②委任状	任意	・届出者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4)

##### 【特定盛土等】

書類	様式	摘要
①届出書	省令様式 第十九	・届出書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②設計図面	任意	・必要図面及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)
③添付書類	任意・ 県規則様式 第5、7号	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)

##### 【土石の堆積】

書類	様式	摘要
①届出書	省令様式 第二十	・届出書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②設計図面	任意	・必要図面及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)
③添付書類	任意・ 県規則様式 第5、7	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)

#### ■手数料

不要

#### ■提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の副本を提出してください。

■受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) → 手続き編 - 58 -

#### 4)規制区域指定の際に行われている未完了の工事の届出(法第21条第1項・第40条第1項)

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際に、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内で一定規模を超える宅地造成等を行っている未完了の工事について、都道府県知事等に届け出る必要があります。

##### ■届出が必要な工事

表2及び3に示す工事 → 概要編 - 6 --- 7 -

##### ■提出時期

規制区域指定の日から21日以内の日まで(令和7年5月21日まで)

##### ■提出書類

###### 【共通】

書類	様式	摘要
①提出書類 チェック表	手引様式	・必要事項を記入したものを添付してください。 ・申請者チェック欄に、添付や記載の状況を確認の上、 <input type="checkbox"/> を記入してください。(用紙サイズ:A4)
②委任状	任意	・届出者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4)

###### 【宅地造成又は特定盛土等】

書類	様式	摘要
①届出書	省令様式 第十五	・届出書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②設計図面	任意	・必要図面及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)
③添付書類	任意・ 県規則様式 第5、7号	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)

###### 【土石の堆積】

書類	様式	摘要
①届出書	省令様式 第十六	・届出書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②設計図面	任意	・必要図面及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)
③添付書類	任意・ 県規則様式 第5、7号	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)

##### ■手数料

不要

##### ■提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の副本を提出してください。

##### ■受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) → 手続き編 - 58 -

**トピックス No.8 ~すでに着手しているストックヤードは?~**

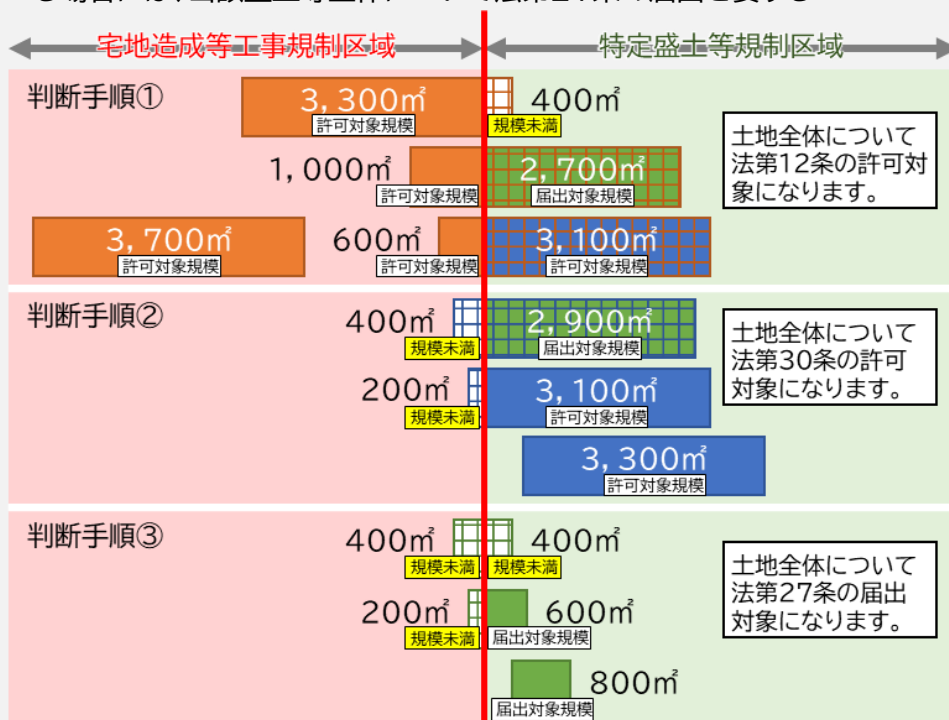
Q.すでに稼働しているストックヤードに関して、規制区域の指定前に着手した工事に関する届出を提出した場合、何年間事業を行うことができるか。

A.土石の堆積に関する工事の期間は最大で5年間です。届出が受理された日から5年間を超えて事業を行う必要がある場合は、5年間の期間が満了する前に、土石の堆積にかかる許可を受ける必要があります。届出期間満了から新たな許可日まで空白期間が無いよう期限に余裕をもって許可申請を行ってください。

**トピックス No.9 ~2つの区域をまたぐ場合はどうなるの?~**

Q.宅地造成等を計画している敷地を調べたところ、宅地造成工事規制区域と特定盛土等規制区域の両方にまたがっていることがわかりました。どちらの区域の規制を受けることになるのでしょうか。

- A.2つの規制区域にまたがる場合は、以下判断手順に沿って判断することになります。
- ① 盛土等の工事のうち宅地造成工事規制区域内の部分が宅地造成工事規制区域の許可要件に該当する場合には、当該盛土等全体について法第12条の許可を要する
  - ② ①には該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の許可要件に該当する場合には、当該盛土等全体について法第30条の許可を要する
  - ③ ①、②に該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の届出要件に該当する場合には、当該盛土等全体について法第27条の届出を要する



## 5)擁壁等の除却に関する工事の届出(法第21条第3項・第40条第3項)

規制区域内で行っている工事であって、以下のいずれかに該当する工事を行う場合、あらかじめ都道府県知事等に届け出る必要があります。

### ■届出が必要な工事

以下の施設の全部又は一部の除却を行う工事

- ・擁壁又は崖面崩壊防止施設で高さが2メートルを超えるもの
- ・地表水等を排除するための排水施設
- ・地滑り抑止ぐい等

※以下のいずれかに該当する工事は届出が不要です。

- ・公共施設用地内で行う工事
- ・法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項、第35条第1項の許可を受けた工事
- ・法第16条第2項、第27条第1項、第28条第1項、第35条第2項の届出をした工事

### ■提出時期

工事に着手する日の14日前まで

### ■提出書類

書類	様式	摘要
①届出書	省令様式 第十七	・届出書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②設計図面	任意	・必要図面及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)
③添付書類	任意・ 県規則様式 第5、7	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)
④提出書類 チェック表	手引様式	・必要事項を記入したものを添付してください。 ・申請者チェック欄に、添付や記載の状況を確認の上、 <input type="checkbox"/> を記入してください。(用紙サイズ:A4)
⑤委任状	任意	・届出者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4)

### ■手数料

不要

### ■提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の副本を提出してください。

### ■受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) → 手続き編 - 58 -

## 6) 公共施設用地の転用に関する届出(法第21条第4項・第40条第4項)

公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、都道府県知事等に届け出る必要があります。  
※以下のいずれかに該当する工事は届出が不要です。

- ・法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項、第35条第1項の許可を受けた工事
- ・法第16条第2項、第27条第1項、第28条第1項、第35条第2項の届出をした工事

### ■提出時期

転用した日から14日以内

### ■提出書類

書類	様式	摘要
①届出書	省令様式 第十八	・届出書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②設計図面	任意	・必要図面及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)
③添付書類	任意	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意)
④提出書類 チェック表	手引様式	・必要事項を記入したものを添付してください。 ・申請者チェック欄に、添付や記載の状況を確認の上、 <input type="checkbox"/> を記入してください。(用紙サイズ:A4)
⑤委任状	任意	・届出者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4)

### ■手数料

不要

### ■提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)  
ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の  
副本を提出してください。

### ■受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) → 手続き編 - 58 -

## (5)工事の着手

宅地造成等に関する工事について、許可を受けた若しくは届出が受理された後、工事に着手する際は、以下の手続きが必要です。

### 1)標識の掲示(法第49条)

法第12条第1項・第30条第1項の許可を受けた又は法第27条第1項の届出を提出した工事主は、その土地の公道等外部から見やすい場所に、必要事項を記載した標識を掲げなければなりません。

#### ■表示事項(省令第87条)

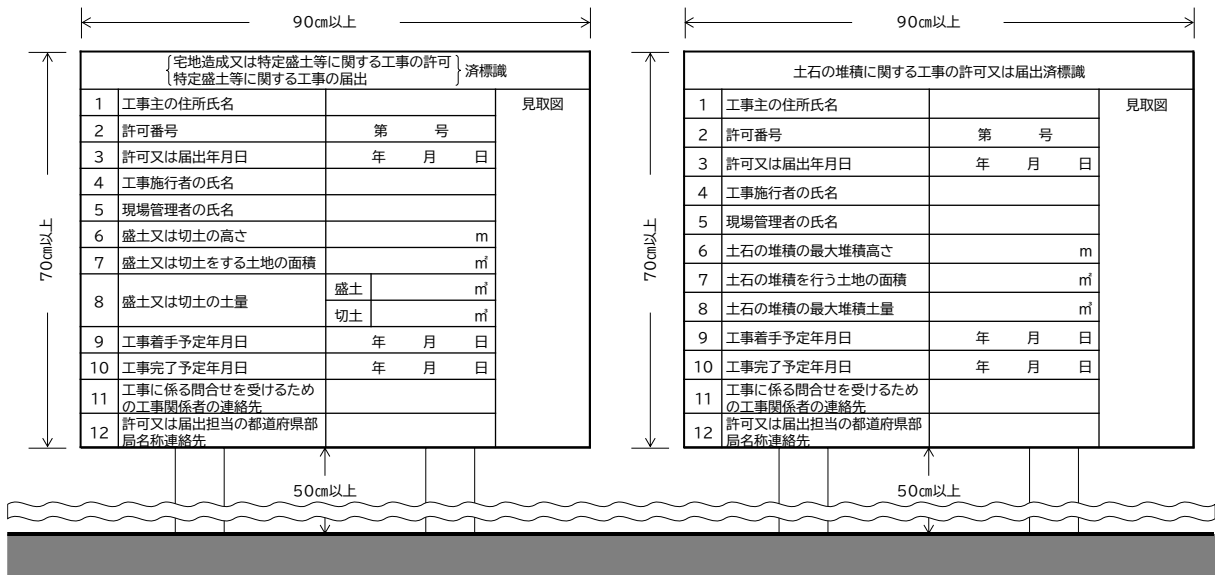
許可申請書や届出書に記載した内容と整合を図ってください。

- ・工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日

※都市計画法に基づく開発許可による「みなし許可」となった工事については、「許可番号」及び「許可又は届出年月日」の欄は、開発許可の許可番号及び許可年月日を記載し、同法に基づく開発許可の申請による「みなし届出」となった工事については、「許可又は届出年月日」の欄は、開発許可申請日を記載してください。

- ・工事施行者の氏名又は名称
- ・現場管理者の氏名又は名称
- ・工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- ・盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ
- ・盛土又は切土をする／土石の堆積を行う土地の面積
- ・盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量
- ・工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- ・許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

#### ■標識の形状(省令様式第二十三・二十四)



省令様式第二十三

省令様式第二十四

#### ■掲示する位置

許可を受けた若しくは届出をした土地の、公道などから見える位置に設置すること。

許可を受けた若しくは届出をした土地が公道から奥まっている場合は、その土地に至る経路等で公道から見える位置に標識を掲示すること。この場合、通常の標識の表示事項に加え位置図を付すこと。

### ■ 掲示に関する補足

工事主が当該工事に関連するウェブサイトを作成している場合は、工事現場における掲示に加え、当該ウェブサイトへの掲載を推奨します。なお、当該ウェブサイトへ掲載したことをもって、この掲示の義務が果たされるものではありませんので、ご注意ください。

## 2) 工事着手届の提出(県規則第5条・第22条)

法第12条第1項・第30条第1項の許可を受けた又は法第27条第1項の届出をした工事主は、工事に着手したときは速やかに工事着手届出を提出しなければなりません。

### ■ 提出時期

工事に着手したときから概ね10日以内

### ■ 提出書類

書類	様式	摘要
① 工事着手届出書	県規則様式 第10号	・届出書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
② 標識の掲示状況がわかる写真	任意	・公道から見える位置であることがわかる写真(遠景) ・標識の記載内容がわかる写真(近景) ・標識の形状や設置高さなどがわかる写真 (用紙サイズ:A4)
③ 標識の掲示位置がわかる図面等	任意	・付近見取り図や配置図等に以下の内容を記載したものを添付してください。(用紙サイズ:A4又はA3) ・標識の掲示 ・写真の撮影位置 ・写真の撮影方向
④ 工事工程表	任意	・工程表を添付してください。(用紙サイズ:A3)
⑤ 委任状	任意	・届出者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4) ※当初申請の委任内容に含まれている場合は添付不要

### ■ 手数料

不要

### ■ 提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の副本を提出してください。

### ■ 受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) → 手続き編 - 58 -

## (6)工事等の変更

許可を受けた内容や、届出をした内容に変更が生じた場合、変更の手続きが必要となります。変更内容に応じて手続きが異なりますので、変更が生じた場合は、許可申請窓口にご相談ください。

### 1)変更の許可申請(法第16条第1項・第35条第1項)

法第12条第1項・第30条第1項の許可を受けた工事の計画に変更が生じた場合、変更許可を受ける必要があります。

変更後の内容に関する工事は、変更許可を受けてからでなければ着手することができません。

また、許可を受けた工事を廃止する場合(工事未着手の場合を含む)も、変更許可を受けたいうえで、完了検査を受ける必要があります。

#### ■変更許可申請が必要な変更事項

- ・申請書に記載した事項の変更
- ・提出書類に記載した事項の変更

※ただし、「2)軽微な変更の届出 ■変更届出が必要な軽微な変更事項」のみの変更に当たっては、変更許可申請は不要です。→[手続き編 - 43 -](#)

※許可申請書に記載がなく、図面等にのみ記載されている施設を変更する場合、変更許可申請は不要です。

※完了検査までの間に土地所有者等の変更があった場合、変更許可申請は不要ですが、工事主は変更後の土地所有者等からも同意を得ておくことを推奨します。

#### ■提出書類

宅地造成又は特定盛土等と土石の堆積で提出書類が異なりますので注意してください。

#### 【共通】

書類	様式	摘要
①提出書類 チェック表	手引様式	・申請時に提出した提出書類チェック表の写し(コピー)に、変更が生じた「書類の種類」及び「明示すべき事項」を着色するなど、わかるようにして添付してください。(用紙サイズ:A4)
②工程表	任意	・提出済みの工程表に変更がある場合は、変更後の工事工程表を提出してください。
③委任状	任意	・届出者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4) ※当初申請の委任内容に含まれている場合は添付不要

#### 【宅地造成又は特定盛土等】

書類	様式	摘要
①変更許可申請書	省令様式 第七	・申請書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②設計図面	任意	・必要図面及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意) ※変更が生じた書類のみの添付

③添付書類	任意・ 県規則様式のうち変更 が生じるもの	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご 確認ください。(用紙サイズ:任意) ※変更が生じた書類のみの添付
-------	-----------------------------	--

### 【土石の堆積】

書類	様式	摘要
①変更許可申請書	省令様式 第八	・申請書に記載した内容は、提出書類から確認できるよ う整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②設計図面	任意	・必要図面及び記載事項等は、提出書類チェック表をご 確認ください。(用紙サイズ:任意) ※変更が生じた図面のみの添付
③添付書類	任意・ 県規則様式のうち変更 が生じるもの	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご 確認ください。(用紙サイズ:任意) ※変更が生じた書類のみの添付

### ■提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の  
副本を提出してください。

### ■手数料

変更内容に応じて算定した手数料の金額分の山形県の収入証紙を、申請書の第1面又は別紙  
に貼付してください。お釣りは出せませんので、必要な手数料の額を申請の受付窓口で確認の  
うえ、過不足なく貼付してください。

→[手続き編 - 61 -](#)

### ■受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) →[手続き編 - 58 -](#)

### ■標準処理期間

申請の種別に応じて、許可までの標準的な処理時間を以下のとおりとします。

なお以下の日数には休日を含みません。また、申請内容に不明な点等があり、申請者に確認し  
ている期間や、申請者が訂正している期間も含みません。

申請の種別	標準処理期間
・複数の市町村にまたがる土地の申請	50日
・上記以外の申請	30日

**トピックス No.10 ～ストックヤードは5年を超えて営業できる？～**

Q.土石の堆積の許可を受けてストックヤードを営業しており、引き続き5年間を超えて営業したい場合、どのような手続きが必要ですか。

A.5年を経過する段階で、引き続き土石の堆積を行う必要性が認められる場合は、改めて変更の許可申請を行い、許可を受けたうえで継続することが可能となります。

引き続き土石の堆積を行う必要性が認められるかどうかについては、事前相談を行ってください。

相談する時期は、工事完了予定日から概ね4カ月前を目安に相談してください。

※事前相談については ➡**手続き編 - 24 -**

## 2)軽微な変更の届出(法第16条第2項・第35条第2項)

法第12条第1項・法第30条第1項の許可を受けた内容に変更が生じ、その内容が軽微な変更  
に該当する場合、変更届出の提出が必要です。

### ■変更届出が必要な軽微な変更事項

- ・工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

※土石の堆積の場合は、工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日までの期間)を延  
長する変更は含みません。延長を行う場合は、変更許可を受ける必要があります。

→手続き編 - 42 -(トピックスNo.10)

### ■提出時期

変更をしたときから概ね10日以内

### ■提出書類

書類	様式	摘要
①変更届出書	県規則様式 第11号	・届出書に記載した内容は、提出書類から確認できるよ う整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②提出書類 チェック表	手引様式	・申請時に提出した提出書類チェック表の写し(コピー) に、変更が生じた「書類の種類」及び「明示すべき事項」を 着色するなど、わかるようにして添付してください。(用 紙サイズ:A4)
③工程表	任意	・提出済みの工程表に変更がある場合は、変更後の工事 工程表を提出してください。
④添付書類	任意・ 県規則様式のうち変更 が生じるもの	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご 確認ください。(用紙サイズ:任意) ※変更が生じた書類のみの添付
⑤委任状	任意	・届出者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要で す。(用紙サイズ:A4) ※当初申請の委任内容に含まれている場合は添付不要

### ■手数料

不要

### ■提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の  
副本を提出してください。

### ■受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) →手続き編 - 58 -

### 3) 特定盛土等規制区域内で届出を要する規模の工事の届出をした工事の変更の届出(法第28条第1項)

特定盛土等規制区域内で法第27条第1項に基づく届出を行った工事で、届出を行った内容に変更が生じた場合は、変更届出書の提出が必要です。

また、届出をした工事を廃止する場合(工事未着手の場合を含む)も、変更届出書の提出が必要です。

※許可申請書に記載がなく、図面等にのみ記載されている施設を変更する場合、変更届出書の提出は不要です。

#### ■提出時期

変更後の工事に着手する日の30日前まで

#### ■提出書類

特定盛土等と土石の堆積で提出書類が異なりますので注意してください。

#### 【共通】

書類	様式	摘要
①提出書類 チェック表	手引様式	・申請時に提出した提出書類チェック表の写し(コピー)に、変更が生じた「書類の種類」及び「明示すべき事項」を着色するなど、わかるようにして添付してください。(用紙サイズ:A4)
②工程表	任意	・提出済みの工程表に変更がある場合は、変更後の工事工程表を提出してください。
③委任状	任意	・届出者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4) ※当初届出の委任内容に含まれている場合は添付不要

#### 【特定盛土等】

書類	様式	摘要
①変更届出書	省令様式 第二十一	・届出書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②設計図面	任意	・必要図面及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意) ※変更が生じた図面のみの添付
③添付書類	任意・ 県規則様式のうち変更 が生じるもの	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意) ※変更が生じた書類のみの添付

#### 【土石の堆積】

書類	様式	摘要
①変更届出書	省令様式 第二十二	・届出書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②設計図面	任意	・必要図面及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意) ※変更が生じた図面のみの添付

③添付書類	任意・ 県規則様式のうち変更 が生じるもの	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご 確認ください。(用紙サイズ:任意) ※変更が生じた書類のみの添付
-------	-----------------------------	--

■手数料

不要

■提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の  
副本を提出してください。

■受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) → 手続き編 - 58 -

#### 4)届出をした工事等の変更の届出(県規則第16条・第33条)

法第21条第1項・第3項・第4項、第40条第1項・第3項・第4項に基づく届出を行った工事で、届出を行った内容に変更が生じた場合は、変更届出の提出が必要です。

なお、届出の範囲を超えた部分が規制対象規模となる場合は、別途法第12条第1項又は第30条第1項の許可もしくは第27条第1項の届出が必要です。

また、届出の範囲を超えた部分について、届出済の盛土等との一体性が認められない場合も、別途許可申請等を行うことになります。

##### ■提出時期

変更をしたときから概ね10日以内

##### ■提出書類

書類	様式	摘要
①変更届出書	県規則様式第17号	・届出書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②設計図面	任意	・必要図面及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意) ※変更が生じた図面のみの添付
③添付書類	任意	・必要書類及び記載事項等は、提出書類チェック表をご確認ください。(用紙サイズ:任意) ※変更が生じた書類のみの添付
④提出書類 チェック表	手引様式	・申請時に提出した提出書類チェック表の写し(コピー)に、変更が生じた「書類の種類」及び「明示すべき事項」を着色するなど、わかるようにして添付してください。(用紙サイズ:A4)
⑤委任状	任意	・届出者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4) ※当初届出の委任内容に含まれている場合は添付不要

##### ■手数料

不要

##### ■提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の副本を提出してください。

##### ■受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) → 手続き編 - 58 -

**トピックス No.11 ～変更の結果、許可対象規模になったら？～**

Q.届出対象となる規模で工事を着手していたが、工事計画の変更により許可対象規模を超えることになった場合、変更届出だけ提出することで良いのか。

A.当初、届出対象規模であった工事が、変更により許可対象規模になる場合、改めて許可申請を行う必要があります。

届出を行っている範囲を超えた部分の工事は、許可を受けた後でなければ実施できません。変更を検討している段階で許可対象規模を超えそうな場合は、あらかじめご相談ください。※相談窓口については →[手続き編 - 58 -](#)

## (7)中間検査(法第18条第1項・第37条第1項)

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となります。

中間検査後の工程に係る工事(中間検査対象となる排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事)は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ実施できません。

### 1)中間検査の対象

法第12条第1項・第30条第1項の許可を受けた宅地造成等に関する工事であって、以下の工事規模に該当し、かつ、特定工程を含む場合に、特定工程に係る工事が中間検査の対象となります。

#### ■中間検査が必要な工事規模(政令第23条)

表4に示す規模を超える工事 → **概要編 - 8 -**

#### ■特定工程(政令第24条)

・盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程  
検査の合格証の受領後でなければ、検査対象となる排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事は実施できません。

### 2)中間検査の申請

#### ■提出時期

特定工程に係る工事を終えた日から4日以内

#### ■提出書類

書類	様式	摘要
①中間検査申請書	省令様式 第十三	・申請書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4) ・都市計画法に基づく開発許可による「みなし許可」となった工事については、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、開発許可の許可番号及び許可年月日を記載してください。
②検査対象図面	任意	・検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図等を添付してください。(用紙サイズ:任意) ・平面図には、写真撮影位置・方向を記載してください。
③工事写真	任意	・施工前、検査時点の全景写真(用紙サイズ:A4) ・特定工程に係る排水施設の施工中及び完了後の写真 ※同一仕様の箇所は代表箇所の添付で構いません。
④委任状	任意	・申請者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4) ※当初届出の委任内容に含まれている場合は添付不要

#### ■手数料

不要

#### ■提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の副本を提出してください。

## ■受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) → 手続き編 - 58 -

中間検査日の調整にあたっては、十分な期間をとって日程調整を行ってください。

※都市計画法に基づく開発許可による「みなし許可」に係る中間検査の申請の受付窓口は、総合支庁建築課(米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市)にあつては当該市の開発許可担当課)になります。

### 3)中間検査の準備

工事の施行については、工事主及び工事施行者が責任をもって行わなければなりません。したがって、工事施行者は、検査に先立って自主検査を実施する必要があります。中間検査当日は出来形等を確認した図書とそれらを計測する器具類を準備してください。

### 4)中間検査の実施

中間検査は、実地で立会いにより実施します。工事内容を説明できる工事の責任者等が立ち会ってください。検査では書類や写真等による施工状況の確認に加え、実際の現場での出来形等の確認を実施します。現地での実寸等の確認を基本としますが、計測等が困難な箇所については、あらかじめ計測した記録簿等の確認に代えることも考えられます。

中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、再検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

#### ■検査頻度

1施工箇所(形状寸法、規格、施工方法等が同じ施工箇所をいう。)あたり1回以上行います。

#### ■中間検査における主な検査事項

中間検査対象(特定工程)			検査事項
盛土工事	排水施設	暗渠排水管	①計画内容と現地条件の照査・・・ ・現地の土質状況から設計条件は適切であったか ②暗渠排水管の配置と規格・・・ ・設計した配置と相違がないか ・設計した規格と相違がないか ③暗渠排水管の処置・・・ ・集水管接続部は適切に処理されているか ・集水管端部の土砂流入防止措置は適切か ④湧水、溪流等への対応・・・ ・現況地盤からの湧水は適切に処理されているか ・溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか。
切土工事	排水施設	暗渠排水管	①計画内容と現地条件の照査・・・ ・現地の土質状況から設計条件は適切であったか ②暗渠排水管の配置と規格・・・ ・設計した配置と相違がないか ・設計した規格と相違がないか ③暗渠排水管の処置・・・ ・集水管接続部は適切に処理されているか ・集水管端部の土砂流入防止措置は適切か ④湧水、溪流等への対応・・・ ・湧水は適切に処理されているか ・溝掘りは適切に施工されているか

トピックス No.12 ～特定工程の排水施設ってなに？～

Q.特定工程に指定されている、排水施設はどういったものを指すのか。

A.地盤面から湧水が生じている場合、地盤の不安定化や施設の損壊を防止するため、切土面や、盛土を行う前の地盤面に設置する暗渠排水管などの排水施設が対象になります。こうした排水設備は擁壁や盛土によって覆われて確認できなくなることから中間検査で確認する事となっています。

## (8)定期報告(法第19条第1項・第38条第1項)

法第12条第1項・第30条第1項の許可を受けた宅地造成等に関する工事であって、以下に記載する規模の工事で、かつ、許可を受けた日から工事完了の日までの期間が3か月を超える場合は、3か月ごとに工事の進捗状況等について定期報告をする必要があります。

定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

### 1)定期報告が必要な工事規模(政令第25条)

表4若しくは表5に示す規模を超える工事かつ、工事期間が3か月を超えるもの

→概要編 - 8 --- 9 -

### 2)定期報告書の提出

#### ■報告時期

初回:許可を受けた日から3カ月経過する日までに報告

2回目以降:前回報告が受理された日から3カ月経過する日までに報告

#### ■報告書類

定期報告には、以下の書類を提出する必要があります。

書類	様式	摘要
①定期報告書	県規則様式 第15、16号	・報告書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4) ・都市計画法に基づく開発許可による「みなし許可」となった工事については、「宅地造成等工事許可番号」の欄は、開発許可の許可番号及び許可年月日を記載してください。
②工事の進捗状況がわかる図面	任意	・出来高がわかる平面図等を添付してください。(用紙サイズ:任意) ・平面図には、写真撮影位置・方向を記載してください。
③工事写真	任意	・施工前、報告時点の全景写真(用紙サイズ:A4) ・報告時点の工事の進捗状況(出来高)がわかる写真 ※同一仕様の箇所は代表箇所の添付で構いません。
④工程表	任意	・工事の進捗がわかるよう、計画と実施を併記した工程表(用紙サイズ:任意)
⑤委任状	任意	・申請者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4) ※当初届出の委任内容に含まれている場合は添付不要

#### ■手数料

不要

#### ■提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の副本を提出してください。

#### ■受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) →手続き編 - 58 -

※都市計画法に基づく開発許可による「みなし許可」に係る定期報告の申請の受付窓口は、総合支庁建築課(米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市にあつては当該市の開発許可担当課)になります。

**(9)完了検査前の建築等工事の着手(県規則第9条・第26条)**

法第12条第1項・第30条第1項の許可を受けた宅地造成等に関する工事であって、完了検査を受ける前に、建築等の次の工事を実施する場合は、完了検査時の支障とならないか確認をするため、事前着手の届出を提出する必要があります。

完了検査時の支障となる場合は、届出のあった日から30日以内に通知を行います。

**■提出時期**

次の工事に着手する30日前

**■提出書類**

書類	様式	摘要
①事前着手届出書	県規則様式第14号	・届出書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②次の工事範囲図面	任意	・次の工事範囲がわかる平面図等を添付してください。(用紙サイズ:任意)
③次の工事に係る設計書類	任意	・次の工事に係る配置図や平面図等を添付してください。(建築確認申請等に添付しているものの写しでかまいません。)(用紙サイズ:任意)
④工程表	任意	・次の工事の工程を併せた工事全体の工程表 ・完了検査の実施予定時期を記載(用紙サイズ:任意)
⑤委任状	任意	・申請者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4) ※当初届出の委任内容に含まれている場合は添付不要

**■手数料**

不要

**■提出部数**

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の副本を提出してください。

**■受付窓口**

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) → 手続き編 - 58 -

## (10)完了検査/確認(法第17条・第36条)

法第12条第1項・第30条第1項の許可を受けた宅地造成等に関する工事が完了した際は、完了検査又は確認を受ける必要があります。

### 1) 完了検査/確認の申請

#### ■提出時期

工事が完了した日から4日以内

#### ■提出書類

##### 【共通】

書類	様式	摘要
①完成写真	任意	・施工前、完了時の全景写真 ・施工中及び完了後の写真(各工程の実施状況がわかる写真) ※箇所数が多い場合、同一仕様の箇所は代表箇所の添付で構いません。(用紙サイズ:A4)
②平面図等	任意	・写真撮影位置、方向を記載した平面図等を添付してください。(用紙サイズ:任意)
③委任状	任意	・申請者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4) ※当初届出の委任内容に含まれている場合は添付不要

※提出は不要ですが、完了検査等の当日は、工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を用意してください。

##### 【宅地造成又は特定盛土等】

書類	様式	摘要
①完了検査申請書	省令様式第九	・申請書に記載した内容は、提出書類から確認できるように整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)

##### 【土石の堆積】

書類	様式	摘要
①確認申請書	省令様式第十一	・申請書に記載した内容は、提出書類から確認できるように整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)

#### ■手数料

不要

#### ■提出部数

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の副本を提出してください。

#### ■受付窓口

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎)。 →手続き編 - 58 -

完成検査日の調整にあたっては、十分な期間をとって日程調整を行ってください。

### 2)完了検査/確認の準備

工事の施行については、工事主及び工事施行者が責任をもって行わなければなりません。した

がって、工事施行者は、検査に先立って自主検査を実施する必要があります。完了検査当日は出来形等を確認した図書とそれらを計測する器具類を準備してください。

### 3) 完了検査/確認の実施

完了検査/確認は、実地で立会いにより実施します。工事内容を説明できる工事の責任者等が立ち会ってください。検査/確認では書類や写真等による施工状況の確認に加え、実際の現場での出来形等の確認を実施します。現地での実寸等の確認を基本としますが、計測等が困難な箇所については、あらかじめ計測した記録簿等の確認に代えることも考えられます。

完了検査/確認の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施します。

#### ■完了検査における主な検査事項

合格基準を満たしていることを確認します。

工種	項目	判断基準	主な検査方法	
盛土	高さ	計画高さに適合しているか	計測	
	面積	計画面積に適合しているか	計測・書類	
	勾配	計画勾配に適合しているか	計測	
	盛土材料	計画材料を使用しているか	目視・書類	
	盛土施工		計画締固め度(90 %以上を標準)に適合しているか	書類(試験状況)
			まき出し厚さ(おおむね 0.30メートル以下)は適切に施工されているか	書類
転圧回数は適切に施工されているか			書類(転圧状況)	
原地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切に施工されているか	目視・書類		
切土	高さ	計画高さに適合しているか	計測	
	面積	計画面積に適合しているか	計測・書類	
	勾配	計画勾配に適合しているか	計測	
	切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視	
	切土面	のり面の安定に影響を及ぼす要因はないか	目視	
擁壁	形式・形状	計画形式・形状(構造、高さ、延長、法長、勾配、天端幅等)に適合しているか	計測・書類	
	施工	胴込コンクリート、裏込コンクリート、裏込砕石等は適切に施工されているか	目視・書類	
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視	
	配筋	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等(提出書類)に適合しているか	書類	
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等に適合しているか	目視	
崖面崩壊防止施設	形式・形状	計画形式・形状(種類)に適合しているか	目視	
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視	
	構造	計画構造(材料、高さ、延長等)に適合しているか	計測	
排水施設	配置	計画配置(位置、延長、間隔、勾配等)に適合しているか	目視	
	構造	計画構造(材料、管径、厚さ、幅、勾配等)に適合しているか	計測	
崖面の保護	保護工種別	計画種別に適合しているか	目視	
	形状	計画形状に適合しているか	計測	

#### ■土石の堆積の確認事項

目視と工事前の図面・写真等の書類により、堆積されていた土石が全て除却されたことを確認します。

**(11)完了の届出(県規則第 17 条・第 34 条)**

法第21条第1項・第3項・第4項、第27条第1項、第40条第1項・第3項・第4項に基づく届出を行った工事が完了した際は、完了の届出が必要です。

なお、実地で立会いによる確認は行いません。

**■提出時期**

工事が完了した日から概ね10日以内

**■提出書類**

書類	様式	摘要
①完了届出書	県規則様式 第18号	・申請書に記載した内容は、提出書類から確認できるよう整合を図ってください。(用紙サイズ:A4)
②完成写真	任意	・施工前、完了時の全景写真 ・施工中及び完了後の写真(各工程の実施状況がわかる写真) ※箇所数が多い場合、同一仕様の箇所は代表箇所の添付で構いません。(用紙サイズ:A4)
③平面図等	任意	・写真撮影位置、方向を記載した平面図等を添付してください。(用紙サイズ:任意)
④委任状	任意	・申請者以外に手続きを委任する場合のみ添付が必要です。(用紙サイズ:A4) ※当初届出の委任内容に含まれている場合は添付不要

**■手数料**

不要

**■提出部数**

正本1部、副本2部(副本に添付する証明書は正本に添付したものの写しでかまいません。)

ただし、工事を行う土地が複数市町村にまたがる場合は、所在する市町村数に1を加えた数の副本を提出してください。

**■受付窓口**

所管する総合支庁建設総務課(本庁舎) → **手続き編 - 58 -**

## 4. 相談・申請窓口

### (1)山形県知事が許可を行う区域の相談・申請窓口

宅地造成等に関する工事等を行う土地が存する市町村の所管窓口にご相談・申請を行ってください。

工事等を行う土地	所管窓口	所在地	電話番号
上山市、天童市、山辺町、 中山町、寒河江市、河北町、 西川町、朝日町、大江町、 村山市、東根市、尾花沢市、 大石田町	山形県村山総合支庁 建設部建設総務課 建設技術調整担当	山形市鉄砲町二丁目19-68 山形県村山総合支庁舎5階	023-621-8408、 023-621-8207
新庄市、金山町、最上町、 舟形町、真室川町、大蔵村、 鮭川村、戸沢村	山形県最上総合支庁 建設部建設総務課 建設技術調整担当	新庄市金沢字大道上2034 山形県最上総合支庁舎4階	0233-29-1391
米沢市、南陽市、高畠町、 川西町、長井市、小国町、 白鷹町、飯豊町	山形県置賜総合支庁 建設部建設総務課 建設技術調整担当	米沢市金池七丁目1-50 山形県置賜総合支庁舎4階	0238-26-6099
鶴岡市、酒田市、三川町、 庄内町、遊佐町	山形県庄内総合支庁 建設部建設総務課 建設技術調整担当	東田川郡三川町字横山字袖 東19-1 山形県庄内総合支庁舎4階	0235-66-5569

※山形市内については、山形市まちづくり政策部まちづくり政策課にお問い合わせください。

### (2)山形県知事が許可を行う区域で複数の市町村にまたがる場合

複数市町村にまたがる場合は、宅地造成等に関する工事等を行う土地の面積のうち、より多くの面積が属する所管窓口にご相談・申請を行ってください。

### (3)山形県知事が許可を行う区域と山形市にまたがる場合

山形県知事が許可を行う区域と山形市にまたがる場合は、宅地造成等に関する工事等を行う土地の面積のうち、より多くの面積が属する許可権者が、相談・申請の窓口になります。

審査の過程で、山形県知事と山形市長とが協議を行うため、審査に要する時間が長くなります。

### (4)みなし許可(都市計画法に基づく開発許可)の受付窓口

開発行為を行う土地が存する市町村の所管窓口にご相談・申請を行ってください。

開発行為を行う土地	所管窓口	所在地	電話番号
上山市、山辺町、中山町、 寒河江市、河北町、西川町、 朝日町、大江町、村山市、 東根市、尾花沢市、大石田町	村山総合支庁 建設部建築課 審査指導担当	山形市鉄砲町二丁目19-68 山形県村山総合支庁舎6階	023-621-8235
新庄市、金山町、最上町、 舟形町、真室川町、大蔵村、 鮭川村、戸沢村	最上総合支庁 建設部建築課 審査指導担当	新庄市金沢字大道上2034 山形県最上総合支庁舎4階	0233-29-1418

開発行為を行う土地	所管窓口	所在地	電話番号
南陽市、高畠町、川西町、 長井市、小国町、白鷹町、 飯豊町	置賜総合支庁 建設部建築課 審査指導担当	米沢市金池七丁目1-50 山形県置賜総合支庁舎5階	0238-26-6091
三川町、庄内町、遊佐町	庄内総合支庁 建設部建築課 審査指導担当	東田川郡三川町字横山字袖 東19-1 山形県庄内総合支庁舎4階	0235-66-5641
米沢市	米沢市役所 建設部 都市計画課	米沢市金池五丁目2-25	0238-22-5111 (代表)
鶴岡市	鶴岡市役所 建設部 都市計画課	鶴岡市馬場町9-25	0235-25-2111 (代表)
酒田市	酒田市役所 企画部 都市デザイン課	酒田市本町二丁目2-45	0234-22-5111 (代表)
天童市	天童市役所 建設部 都市計画課	天童市老野森一丁目1-1	023-654-1111 (代表)

## 5. 申請手数料

許可申請手数料の額は、申請内容(工事の種類・面積)により以下に記載のとおりです。

許可申請手数料は、金額分の山形県の収入証紙を申請書の第1面又は別紙に貼付することで納付してください。お釣りは出せませんので、必要な手数料の額を申請の窓口で確認したうえで、定められた金額に過不足なく貼付してください。

### (1) 宅地造成等工事許可申請手数料(県手数料条例第2条第1項第409号)

#### 1) 宅地造成又は特定盛土等に係るもの

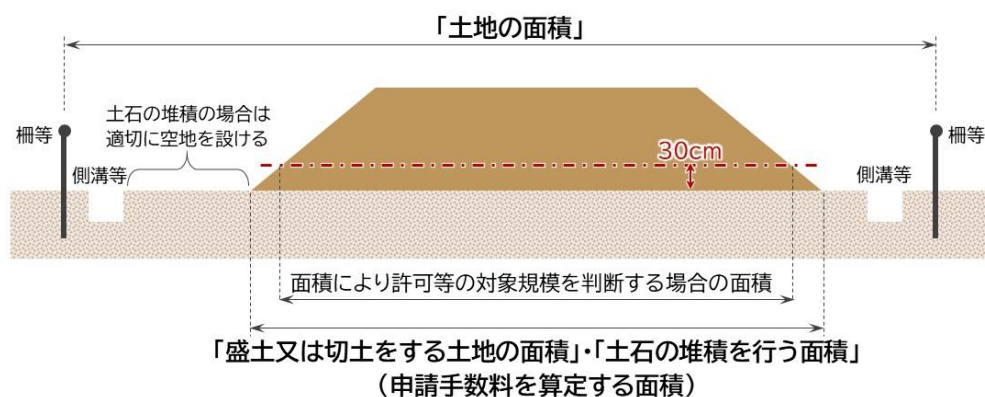
■表8

盛土又は切土をする土地の面積	金額
500㎡以内	16,000円
500㎡超1,000㎡以内	27,000円
1,000㎡超2,000㎡以内	39,000円
2,000㎡超3,000㎡以内	57,000円
3,000㎡超5,000㎡以内	72,000円
5,000㎡超10,000㎡以内	96,000円
10,000㎡超20,000㎡以内	150,000円
20,000㎡超40,000㎡以内	230,000円
40,000㎡超70,000㎡以内	370,000円
70,000㎡超100,000㎡以内	530,000円
100,000㎡超	690,000円

#### 2) 土石の堆積に係るもの

■表9

土石の堆積を行う土地の面積	金額
500㎡以内	11,000円
500㎡超1,000㎡以内	13,000円
1,000㎡超2,000㎡以内	16,000円
2,000㎡超3,000㎡以内	19,000円
3,000㎡超5,000㎡以内	28,000円
5,000㎡超10,000㎡以内	31,000円
10,000㎡超20,000㎡以内	38,000円
20,000㎡超40,000㎡以内	52,000円
40,000㎡超70,000㎡以内	72,000円
70,000㎡超100,000㎡以内	100,000円
100,000㎡超	130,000円



**(2)宅地造成等工事変更許可申請手数料(県手数料条例第2条第1項第409号の2)**

法第16条第1項又は、第35条第1項の変更許可申請に要する手数料は以下のとおりです。

**1)宅地造成及び特定盛土等に係るもの**

以下の変更内容に応じて算定した金額の合計額です。ただし、その合計額が690,000円を超えるときは、690,000円となります。

■表10

変更内容		金額
(イ)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更((ロ)のみに該当する場合を除く。)については、盛土又は切土をする土地の面積((ロ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積)	表8の右欄に定める手数料の金額の10分の1に相当する金額
(ロ)	盛土又は切土をする土地の追加に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに追加される盛土又は切土をする土地の面積	表8の右欄に定める手数料の金額と同一の金額
(ハ)	上記以外の変更	14,000円

**2)土石の堆積に係るもの**

以下の変更内容に応じて算定した金額の合計額です。ただし、その合計額が130,000円を超えるときは、130,000円となります。

■表11

変更内容		金額
(イ)	土石の堆積に関する工事の設計の変更((ロ)のみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積を行う土地の面積((ロ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積)	表9の右欄に定める手数料の金額の10分の1に相当する金額
(ロ)	土石の堆積を行う土地の追加に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに追加される土石の堆積を行う土地の面積	表9の右欄に定める手数料の金額と同一の金額
(ハ)	上記以外の変更	14,000円

### 第3章 様式編

#### 1. 省令様式

様式第一 〔省令第4条〕	裁決申請書	- 65 -
様式第二 〔省令第7条・第63条〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	- 66 -
様式第三 〔省令第7条〕	資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)	- 68 -
様式第四 〔省令第7条・第63条〕	土石の堆積に関する工事の許可申請書	- 70 -
様式第五 〔省令第7条〕	資金計画書(土石の堆積に関する工事)	- 72 -
様式第六 〔省令第36条・第66条〕	許可証	- 72 -
様式第七 〔省令第37条・第67条〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	- 75 -
様式第八 〔省令第37条・第67条〕	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	- 77 -
様式第九 〔省令第40条・第70条〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	- 79 -
様式第十 〔省令第41条・第71条〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証	- 80 -
様式第十一 〔省令第43条・第73条〕	土石の堆積に関する工事の確認申請書	- 81 -
様式第十二 〔省令第44条・第74条〕	土石の堆積に関する工事の確認済証	- 82 -
様式第十三 〔省令第46条・第76条〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	- 83 -
(参考様式)様式第十三 〔省令第46条・第76条〕の別紙	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査受験履歴・予定	- 85 -
様式第十四 〔省令第47条・第77条〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証	- 86 -
様式第十五 〔省令第52条・第82条〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	- 87 -
様式第十六 〔省令第52条・第82条〕	土石の堆積に関する工事の届出書	- 88 -
様式第十七 〔省令第55条・第85条〕	擁壁等に関する工事の届出書	- 89 -
様式第十八 〔省令第56条・第86条〕	公共施設用地の転用の届出書	- 90 -
様式第十九 〔省令第58条〕	特定盛土等に関する工事の届出書	- 91 -
様式第二十 〔省令第58条〕	土石の堆積に関する工事の届出書	- 93 -
様式第二十一 〔省令第61条〕	特定盛土等に関する工事の変更届出書	- 95 -
様式第二十二 〔省令第61条〕	土石の堆積に関する工事の変更届出書	- 97 -
様式第二十三 〔省令第87条〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	- 99 -
様式第二十四 〔省令第87条〕	土石の堆積に関する工事の標識	- 100 -

## 2. 県規則様式

県規則様式第1号 〔県規則第3条〕	設計者の資格証明書	- 102 -
県規則様式第2号 〔県規則第3条〕	宅地造成等に関する工事の区域内の土地等の権利者一覧表	- 103 -
県規則様式第3号 〔県規則第3条〕	権利者の同意書	- 104 -
県規則様式第4号 〔県規則第3条〕	住民への周知に係る報告書	- 105 -
県規則様式第5号 〔県規則第3条〕	事業経歴書	- 106 -
県規則様式第6号 〔県規則第3条〕	経営関係調書	- 108 -
県規則様式第7号 〔県規則第3条〕	誓約書	- 109 -
県規則様式第8号 〔県規則第4条・第21条〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書	- 110 -
県規則様式第9号 〔県規則第4条・第21条〕	土石の堆積に関する工事の協議書	- 112 -
県規則様式第10号 〔県規則第5条・第22条〕	工事着手届出書	- 114 -
県規則様式第11号 〔県規則第7条・第24条〕	宅地造成等に関する工事の変更届出書	- 115 -
県規則様式第12号 〔県規則第8条・第25条〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書	- 116 -
県規則様式第13号 〔県規則第8条・第25条〕	土石の堆積に関する工事の変更協議書	- 118 -
県規則様式第14号 〔県規則第9条・第26条〕	事前着手届出書	- 120 -
県規則様式第15号 〔県規則第12条・第29条〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	- 121 -
県規則様式第16号 〔県規則第12条・第29条〕	土石の堆積に関する工事の定期報告書	- 123 -
県規則様式第17号 〔県規則第16条・第33条〕	宅地造成等に関する工事等の変更届出書	- 124 -
県規則様式第18号 〔県規則第17条・第34条〕	工事完了届出書	- 125 -
県規則様式第19号 〔県規則第35条〕	宅地造成等工事許可に関する証明書交付申請書	- 126 -



様式第一〔省令第4条〕

裁 決 申 請 書

裁 決 申 請 者 住 所

氏 名

相 手 方 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第8条第1項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁 決 申 請 者 住 所

氏 名

山形県知事 殿

〔注意〕

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人であるときは、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二〔省令第7条・第63条〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項  
第30条第1項} の規定により、許可を申請します。

年 月 日

山形県知事 殿

申請者氏名

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )				
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5	土地の面積	m <sup>2</sup>				
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	m				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	m <sup>2</sup>				
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土				m <sup>3</sup>
		切土				m <sup>3</sup>
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				m	m	
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
				m	m	
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長		
			cm	m		

	ト	崖面の保護の方法			
	チ	崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ	工事中の危害防止のための措置			
	ヌ	その他の措置			
	ル	工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ	工程の概要			
11	その他必要な事項				

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第三〔省令第7条〕

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金 〇〇〇	
	処分収入 〇〇〇	
	補助負担金 〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息 〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
収 入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
〇〇〇						
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						



	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第五〔省令第7条〕

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金 〇〇〇	
	処分収入 〇〇〇	
	補助負担金 〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費 〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息 〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	○○○					
	借入償還金					
	○○○					
	計					
収 入	自己資金					
	借入金					
	○○○					
	処分収入					
	○○○					
補助負担金						
○○○						
○○○						
	計					
借入金の借入先						

様式第六〔省令第36条・第66条〕

許可証

第 号  
年 月 日

山形県知事 ○○ ○○

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第14条第2項（第16条第3項において準用する場合を含む。） }  
 { 第33条第2項（第35条第3項において準用する場合を含む。） }

の規定により、下記の条件を付して許可する。

1	工事をする土地の所在地及び地番	
2	工事主住所氏名	
3	許可番号	第 号
4	許可対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5	許可期間	(自) 年 月 日
		(至) 年 月 日
6	条件	

様式第七〔省令第37条・第67条〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第1項 }  
 { 第35条第1項 } の規定により、変更の許可を申請します。

年 月 日

山形県知事 殿

申 請 者 氏 名

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	㎡			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	m			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	㎡			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	㎡		
		切土	㎡		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				m	m
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			cm	m	
ト	崖面の保護の方法				

	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	変更の理由	
13	許可番号	第 号

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第八〔省令第37条・第67条〕

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第1項 }  
 { 第35条第1項 } の規定により、許可を申請します。

年 月 日

山形県知事 殿

申 請 者 氏 名

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度：                    度      分      秒、 経度：                    度      分      秒)	
5	土地の面積	m <sup>2</sup>	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積 高さ	m	
	ロ 土石の堆積を行う土地 の面積	m <sup>2</sup>	
	ハ 土石の堆積の最大堆積 土量	m <sup>3</sup>	
	ニ 土石の堆積を行う土地 の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超え る土地における堆積し た土石の崩壊を防止す るための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良そ の他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			m
		m	
チ	雨水その他の地表水を 有効に排除する措置	m	

	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヅ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変更の理由	
10	許可番号	第 号

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第九〔省令第40条・第70条〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第17条第1項  
第36条第1項} の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

※受付欄
年 月 日
第 号

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十〔省令第41条・第71条〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号  
年 月 日

山形県知事 ○○ ○○

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法

{第13条第1項}  
{第31条第1項}の規定に適合していることを証明する。

1 許可番号	第 号
2 許可年月日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工事主住所氏名	
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 検査員職氏名	

様式第十一〔省令第43条・第73条〕

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第17条第4項} {第36条第4項} の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

※受付欄
年 月 日
第 号

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十二〔省令第44条・第74条〕

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号  
年 月 日

山形県知事 ○○ ○○

下記の土石の堆積に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法 {第17条第4項} 第36条第4項 の規定による確認の結果、堆積されていた全ての土石が除去されたことを証明する。

1 許可番号	第 号
2 許可年月日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工事主住所氏名	
5 工事完了確認年月日	年 月 日
6 確認員職氏名	

様式第十三〔省令第46条・第76条〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第18条第1項  
第37条第1項} の規定による中間検査を申請します。

1	許可番号	第 号		
2	許可年月日	年 月 日		
3	工事を行っている土地の所在地及び地番			
4	工事施行者住所氏名			
5	今回中間検査の対象となる 特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
		特定工程		
		特定工程に係る工事 終了年月日	年 月 日	
6	今回申請以前の中間検査受検 履歴	検査実施回	第 回	第 回
		特定工程		
		中間検査合格証		
		番号	第 号	第 号
		交付年月日	年 月 日	年 月 日
7	今回申請以降の中間検査受検 予定	検査実施回	第 回	第 回
		特定工程		
		特定工程に係る工事 終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8	備考			

※受付欄
年 月 日
第 号

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 6及び7欄は、記入欄が不足する時は別紙に必要な事項を記入して添えてください。

(参考様式)

様式第十三〔省令第46条・第76条〕の別紙

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査受検履歴・予定

6 今回申請以前の中間検査受検履歴

検査実施 回	特定工程	中間検査合格証		備考
		番号	交付年月日	

7 今回申請以降の中間検査受検予定

検査実施 回	特定工程	特定工程に係る工事終了予定年月日	備考

〔注意〕

本紙に記載する場合は、様式第十三の6又は7欄の特定工程の欄に「別紙のとおり」と記入してください。

様式第十四〔省令第47条・第77条〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号  
年 月 日

山形県知事 ○○ ○○

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第13条第1項 }  
{ 第31条第1項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許可番号	第 号	
2 許可年月日	年 月 日	
3 工事をしている土地の所在地及び地番		
4 工事主住所氏名		
5 中間検査年月日	年 月 日	
6 中間検査の対象	検査実施回	第 回
	特定工程	
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日
7 検査員職氏名		



様式第十六〔省令第52条・第82条〕

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項} {第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事を行っている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度：                    度      分      秒、 経度：                    度      分      秒)
3	工事を行っている土地の面積	m <sup>2</sup>
4	土石の堆積の最大堆積高さ	m
5	土石の堆積を行う土地の面積	m <sup>2</sup>
6	土石の堆積の最大堆積土量	m <sup>3</sup>
7	工事着手年月日	年      月      日
8	工事完了予定年月日	年      月      日
9	工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七〔省令第55条・第85条〕

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届 出 者 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第3項} {第40条第3項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事が行われる土地の所在地及び地番	
2	行おうとする工事の種類及び内容	
3	工事着手予定年月日	年 月 日
4	工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕

届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八〔省令第56条・第86条〕

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届 出 者 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第4項  
第40条第4項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	m <sup>2</sup>
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

〔注意〕

届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九〔省令第58条〕

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届 出 者 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )				
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5	土地の面積	㎡				
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	m				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	㎡				
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土				m <sup>3</sup>
		切土				m <sup>3</sup>
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				m	m	
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
				m	m	
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長		
			cm	m		

	ト 崖面の保護の方法	
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他必要な事項	

〔注意〕

- 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 6 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十〔省令第58条〕

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届 出 者 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	m <sup>2</sup>		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積 高さ	m		
	ロ 土石の堆積を行う土地 の面積	m <sup>2</sup>		
	ハ 土石の堆積の最大堆積 土量	m <sup>3</sup>		
	ニ 土石の堆積を行う土地 の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を超え る土地における堆積し た土石の崩壊を防止す るための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良そ の他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			m	
		m		
チ	雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			

	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヅ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	

〔注意〕

- 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十一〔省令第61条〕

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届 出 者 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )				
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5	土地の面積	m <sup>2</sup>				
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形	溪流等への該当		有・無		
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	m				
	ロ 盛土又は切土をする土地 の面積	m <sup>2</sup>				
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土				m <sup>3</sup>
		切土				m <sup>3</sup>
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				m	m	
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
				m	m	
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長		
			cm	m		
ト	崖面の保護の方法					

	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	変更の理由	

〔注意〕

- 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 6 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。



	伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変更の理由	

〔注意〕

- 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十三〔省令第87条〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

70センチメートル以上		90センチメートル以上					
		{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識					
		1	工事主の住所氏名			見取図	
		2	許可番号	第	号		
		3	許可又は届出年月日	年	月 日		
		4	工事施行者の氏名				
		5	現場管理者の氏名				
		6	盛土又は切土の高さ				m
		7	盛土又は切土をする土地の面積				m <sup>2</sup>
		8	盛土又は切土の土量	盛土			m <sup>3</sup>
				切土			m <sup>3</sup>
		9	工事着手予定年月日	年	月 日		
10	工事完了予定年月日	年	月 日				
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先						
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先						
		50センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四〔省令第87条〕

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		m
	7	土石の堆積を行う土地の面積		m <sup>2</sup>
	8	土石の堆積の最大堆積土量		m <sup>3</sup>
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		
50センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。



設計者の資格証明書

年 月 日

設 計 者 住 所

氏 名

生年月日

資格	該当
1 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。	<input type="checkbox"/>
2 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。3において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。3において同じ。）、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。	<input type="checkbox"/>
3 2に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。	<input type="checkbox"/>
4 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。	<input type="checkbox"/>
5 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者であること。	<input type="checkbox"/>
6 5に掲げる者のほか主務大臣が1から4までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。	<input type="checkbox"/>

(注) 1 設計者が法人である場合は、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 該当する□にレ印を記入してください。

3 該当することを証明する書類として、次に掲げる書類を添付してください。

(1) 卒業証明書の写し

(2) 実務経験を有することがわかる実務経験証明書

(3) 都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習の修了証

(4) その他資格に該当することを証明する書類

県規則様式第2号

宅地造成等に関する工事の区域内の土地等の権利者一覧表

1 宅地造成等に関する工事の区域内の土地等の所在地及び地番

2 土地等の権利に係る事項

権利の対象物	権利の対象物の所在地	権利の種類	権利者の住所並びに氏名又は名称及び代表者氏名
( )			
( )			
( )			
( )			
( )			
( )			
( )			
( )			

- (注) 1 「1 宅地造成等に関する工事の区域内の土地等の所在地及び地番」は、許可申請書又は届出書に記入した土地等の所在地及び地番との整合を図ってください。
- 2 「2 土地等の権利に係る事項」は、「1 宅地造成等に関する工事の区域内の土地等の所在地及び地番」に記入した順に記入してください。
- 3 「権利の対象物」の欄は、土地又は建築物若しくは工作物の別を記入し、( )内には、土地については地目を、建築物又は工作物については用途を記入してください。
- 4 「権利の種類」の欄は、所有権、地上権、質権、使用貸借又は賃貸借による権利その他の権利を記入してください。
- 5 この様式に記入した内容は、登記事項証明書との整合を図ってください。

権利者の同意書

工 事 主 住 所  
氏 名

宅地造成等に関する工事の区域内の土地等の所在地及び地番

上記に係る宅地造成等に関する工事の実施については、異議がないので、同意します。

権利の 対象物	権利の対象物 の所在地	権利の 種類	同意 年月日	権利者の住所並びに 氏名又は名称及び代表者氏名	印
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					

- (注) 1 工事主が法人である場合は、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 宅地造成等に関する工事の区域内の土地等の所在地及び地番は、許可申請書又は届出書に記入した全ての土地等の所在地及び地番を記入してください。
- 3 「権利の対象物」の欄は、土地又は建築物若しくは工作物の別を記入し、( )内には、土地については地目を、建築物又は工作物については用途を記入してください。
- 4 「権利の種類」の欄は、所有権、地上権、質権、使用貸借又は賃貸借による権利その他の権利を記入してください。
- 5 「権利の対象物」、「権利の対象物の所在地」、「権利の種類」及び「権利者の住所並びに氏名又は名称及び代表者氏名」の欄の内容は、登記事項証明書との整合を図ってください。

住民への周知に係る報告書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住 所  
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第11条} {第29条} の規定による周辺住民への周知を次のとおり実施しましたので、報告します。

周知を行った者		
周知の方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 訪問による説明 <input type="checkbox"/> 書面の配布 <input type="checkbox"/> 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧	
説明会の開催の実施状況	開催日時	
	開催場所	
	説明した人数	
訪問による説明の実施状況	訪問日時	
	訪問場所	
	説明した人数	
書面の配布の実施状況	配布日	
	配布場所	
	配布した人数	
工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧の実施状況	周知期間	
	掲示場所	
	インターネットのアドレス	
住民の意見等		

- (注) 1 工事主が法人である場合は、氏名は、当該法人の名称及び担当者氏名を記入してください。
- 2 「周知を行った者」の欄は、説明を行った者の氏名（法人である場合は、当該法人の名称及び担当者氏名）を記入してください。
- 3 「周知の方法」の欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 4 「住民の意見等」の欄は、周知を行った際に住民から聴取した意見等を記入してください。
- 5 周知を行った対象者がわかる資料及び周知に使用した資料を添付してください。

事業経歴書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住 所  
 工事施行者 氏 名

1 概要

設立年月日		資本金	
法令による登録等			
前年度又は 前年の納税額	法人税又は所得税		
	事業税		
主たる取引金融機関			
建設業法第26条第1項 に規定する主任技術者 の住所及び氏名			

2 従業員数

事務	技術	労務	合計
人	人	人	人

3 技術者略歴（工事施行者の場合のみ記入）

職名	氏名	年齢	在籍年数	資格、免許、学歴等

4 宅地造成等工事施行経歴（工事施行者の場合のみ記入）

発注者	元請、下請 の別	工事施行場所	面積	許認可年月日	完了年月日

- (注) 1 工事主又は工事施行者が法人である場合は、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 工事主又は工事施行者が個人である場合は、「1 概要」の「法令による登録等」、「前年度又は前年の納税額」、「主たる取引金融機関」及び「建設業法第26条第1項に規定する主任技術者の住所及び氏名」の欄のみ記入してください。
- 3 「設立年月日」及び「資本金」の欄は、法人の登記事項証明書との整合を図ってください。
- 4 「法令による登録等」の欄は、建設業、宅地建物取引業等の登録を受けているものを記入してください。
- 5 「前年度又は前年の納税額」の欄は、直近の納税証明書との整合を図ってください。
- 6 「3 技術者略歴」は、工事に携わる技術者全員を記入してください。
- 7 「資格、免許、学歴等」の欄は、技術者が保有している資格、免許、学歴等のうち、工事の施行に必要となるものを記入してください。

経営関係調書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 所 在 地  
 名 称 及 び  
 代 表 者 氏 名

1 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主

氏名		生年月日	
住所			
保有株式の数	株	保有割合	%

氏名		生年月日	
住所			
保有株式の数	株	保有割合	%

氏名		生年月日	
住所			
保有株式の数	株	保有割合	%

2 出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

氏名		生年月日	
住所			
出資の額	円	出資割合	%

氏名		生年月日	
住所			
出資の額	円	出資割合	%

氏名		生年月日	
住所			
出資の額	円	出資割合	%

- (注) 1 株主又は出資をしている者が法人である場合は、「氏名」の欄は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し、「住所」の欄は、法人の所在地を記入してください。  
 2 「保有割合」及び「出資割合」の欄は、小数点以下第2位まで記入してください。

誓約書

私（法人又は組合の場合はその役員を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）に基づく許可の申請又は届出を行うに当たり、下記の者でないことを誓います。

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（知事が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
- 3 法第12条、第16条、第30条又は第35条の規定による許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 4 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- 7 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していると認められる者
- 8 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 9 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住 所

氏 名



- (注) 1 工事主が法人である場合は、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 工事主が個人である場合にあっては個人の印を、法人である場合にあっては代表者の印を押印してください。
- 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に工事主の住所、氏名その他の申請書又は届出書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、工事主の生年月日等の個人情報を確認することがあります。



へ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
			cm	m
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日				
ヲ 工事完了予定年月日				
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				

※受付印	※決裁欄	※通知に当たって付した条件	※通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
職員氏名			職員氏名

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。
- 6 8欄は、該当する盛土タイプを○印で囲んでください。
- 7 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかを○印で囲んでください。
- 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関連する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。



	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	
	ワ 工事完了予定年月日	
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	

※受付印	※決裁欄	※通知に当たって付した条件	※通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
職員氏名			職員氏名

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。
- 5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8欄は、土石の堆積に関連する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

工事着手届出書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項  
第27条第1項  
第30条第1項 } の規定による { 許可を受けた }  
{ 届出をした } 工事に着手したの  
で、山形県宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する規則 { 第5条 }  
{ 第22条 } の規定により、次のとおり  
届け出ます。

宅地造成等工事 許可番号	年 月 日		
	指令 第 号 (許可整理番号 第 号)		
土地の所在地及 び地番			
報告事項	工事着手年月日	年 月 日	
	工事完了予定年月日	年 月 日	
	工事施行者	住所	
		氏名	
		連絡先	
	現場管理者	住所	
氏名			
連絡先			

※受付印	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
職員氏名	

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 工事主並びに「工事施行者」及び「現場管理者」の欄は、法人である場合は、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。  
 3 「宅地造成等工事許可番号」の欄は、許可を受けた日及び許可証に記載された許可番号(届出をした場合にあつては、届出が受理された日)を記入してください。  
 4 「土地の所在地及び地番」の欄は、許可を受け、又は届出をした工事に係る土地の所在地及び地番との整合を図ってください。

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項  
第30条第1項} の規定による許可を受けた工事の計画の変更につ  
いて、同法 {第16条第2項  
第35条第2項} の規定により、次のとおり届け出ます。

宅地造成等工 事許可番号	年 月 日		
	指令 第 号 (許可整理番号 第 号)		
土地の所在地 及び地番			
変更に係る事 項	事項	変更前	変更後
変更の理由			

※受付印	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
職員氏名	

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
2 工事主が法人である場合は、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してくだ  
さい。  
3 「土地の所在地及び地番」の欄は、許可を受け、又は届出をした工事に係る土地の所在  
地及び地番との整合を図ってください。



へ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
			cm	m
	ト 崖面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
ル 工事着手予定年月日				
ヲ 工事完了予定年月日				
ワ 工程の概要				
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	協議同意の文書番号			
	第		号	

※受付印	※決裁欄	※通知に当たって付した条件	※通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
職員氏名			職員氏名

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。
- 6 8欄は、該当するすべての盛土タイプを○印で囲んでください。
- 7 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかを○印で囲んでください。
- 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関連する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。



	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	
	ワ 工事完了予定年月日	
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変更の理由	
10	協議同意の文書番号	第 号

※受付印	※決裁欄	※通知に当たって付した条件	※通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
職員氏名			職員氏名

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。
- 5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8欄は、土石の堆積に関連する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

事前着手届出書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住 所

氏 名

山形県宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する規則 { 第9条第1項 }  
 { 第26条第1項 } の規定により、次のとおり届け出ます。

宅地造成等工 事許可番号	年 月 日			
	指令 第 号 (許可整理番号 第 号)			
土地の所在地 及び地番				
完了検査等 の前に行う工 事の概要	予定建築 物等の用 途		敷地面積	m <sup>2</sup>
			建築面積	m <sup>2</sup>
			延床面積	m <sup>2</sup>
完了検査等 の前に着手が必 要な理由				

※受付印	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
職員氏名	

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 工事主が法人である場合は、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。  
 3 「土地の所在地及び地番」の欄は、許可を受けた工事に係る土地の所在地及び地番との整合を図ってください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項} {第30条第1項} の規定による許可を受けた工事について、同法 {第19条第1項} {第38条第1項} の規定により、次のとおり報告します。

宅地造成等工事許可 番号	年 月 日	
	指令 (許可整理番号	第 号 第 号)
土地の所在地及び 地番		
前回の報告年月日 (2回目以降のみ記入)	年 月 日	
報告事項	報告の時点における盛土又は切土の 高さ	m
	報告の時点における盛土又は切土の 面積	m <sup>2</sup>
	報告の時点における盛土又は切土の 土量	m <sup>3</sup>
	報告の時点における擁壁等に関する 工事の施行状況	
	擁壁の床掘りを完了したときの状況	
	鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を 完了したときの状況	
	地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等 の配置を完了したときの状況	

※受付印	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
職員氏名	

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 工事主が法人である場合は、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 「土地の所在地及び地番」の欄は、許可を受けた工事に係る土地の所在地及び地番との整合を図ってください。
- 4 「報告事項」の欄は、報告時点の状況を記入してください。

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項} {第30条第1項} の規定による許可を受けた工事について、同法 {第19条第1項} {第38条第1項} の規定により、次のとおり報告します。

宅地造成等工事許可 番号	年 月 日	
	指令 第 号 (許可整理番号 第 号)	
土地の所在地及び地番		
前回の報告年月日 (2回目以降のみ記入)	年 月 日	
報告事項	報告の時点における土石の堆積の高さ	m
	報告の時点における土石の堆積の面積	m <sup>2</sup>
	報告の時点における土石の堆積の土量	m <sup>3</sup>
	前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m <sup>3</sup>
	地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況	

※受付印	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
職員氏名	

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 工事主が法人である場合は、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。  
 3 「土地の所在地及び地番」の欄は、許可を受けた工事に係る土地の所在地及び地番との整合を図ってください。  
 4 「報告事項」の欄は、報告時点の状況を記入してください。

宅地造成等に関する工事等の変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項・第21条第3項・第21条第4項  
第40条第1項・第40条第3項・第40条第4項 } の規定による  
届出をした工事の変更について、山形県宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する規則  
{ 第16条 }  
{ 第33条 } の規定により、次のとおり届け出ます。

最初に届出をした年月日	年 月 日		
土地の所在地及び地番			
変更に係る事項	事項	変更前	変更後
変更の理由			

※受付印	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
職員氏名	

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
2 工事主が法人である場合は、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。  
3 「土地の所在地及び地番」の欄は、許可を受けた工事に係る土地の所在地及び地番との整合を図ってください。

工事完了届出書

年 月 日

山形県知事 殿

工 事 主 住  
所  
氏  
名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項・第 21 条第 3 項・第 21 条第 4 項  
第 27 条第 1 項  
第 40 条第 1 項・第 40 条第 3 項・第 40 条第 4 項 } の規定による

届出をした工事が完了したので、山形県宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する規則  
{ 第17条 }  
{ 第34条 } の規定により、次のとおり届け出ます。

最初に届出をした年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
工事をした土地の所在地及び地番	
工事施行者の住所及び氏名	
備考	

※受付印	※決裁欄	※検査済証番号 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
職員氏名		職員氏名

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
2 工事主及び「工事施行者の住所及び氏名」の欄は、法人である場合は、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。  
3 「工事をした土地の所在地及び地番」の欄は、届出をした工事に係る土地の所在地及び地番との整合を図ってください。

県規則様式第19号

宅地造成等工事許可に関する証明書交付申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申 請 者 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次のことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。

土地の所在地 及び地番				
土地の面積				
規制区域	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域		<input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域	
該当条項	<input type="checkbox"/> 第12条	<input type="checkbox"/> 第16条	<input type="checkbox"/> 第30条	<input type="checkbox"/> 第35条
宅地造成等工事 許可番号	年 月 日 指令 第 号 (許可整理番号 第 号)			
建築（建設）計画 の概要	宅地造成等に関する工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	敷地面積	
	用途		建築面積	
	工事の種別		延床面積	
その他必要事項				

※ 上記の建築（建設）計画については、上記に記載のとおり宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合することを証明します。

年 月 日

証明者 山形県知事 印

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 申請者が法人である場合は、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。  
 3 「土地の所在地及び地番」及び「建築（建設）計画の概要」の欄は、建築基準法に基づく建築確認に係る申請書又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく畜舎建築利用計画の認定に係る申請書との整合を図ってください。

- 4 「該当条項」の欄は、該当する条項の□にレ印を記入してください。
- 5 「宅地造成等工事許可番号」の欄は、許可を受けた日及び許可証に記載された許可番号（届出をした場合にあつては、届出が受理された日）を記入してください。
- 6 「宅地造成等に関する工事」の欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく許可等の対象となる工事の有無について、□にレ印を記入してください。

## 第4章 資料編

### 項目

#### 1. 宅地造成及び特定盛土等規制法関係

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法 - 130 -
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 - 141 -
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 - 148 -
- (4) 山形県宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する規則 - 160 -

#### 2. 関係法令(抜粋)

- (1) 都市計画法 - 164 -

#### 3. 関係法令(公共施設用地関連:抜粋)

- (1) 道路法 - 175 -
- (2) 都市公園法 - 176 -
- (3) 砂防法 - 177 -
- (4) 地すべり等防止法 - 177 -
- (5) 海岸法 - 177 -
- (6) 津波防災地域づくりに関する法律 - 178 -
- (7) 港湾法 - 179 -
- (8) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 - 180 -
- (9) 航空法 - 180 -
- (10) 鉄道事業法 - 181 -
- (11) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律 - 181 -
- (12) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 - 181 -

#### 4. 関係法令(災害の発生の恐れがない工事関連:抜粋)

- (1) 鉱山保安法 - 182 -
- (2) 鉱業法 - 183 -
- (3) 採石法 - 184 -
- (4) 砂利採取法 - 185 -
- (5) 土地改良法 - 186 -

(6) 火薬類取締法	- 187 -
(7) 家畜伝染病予防法	- 188 -
(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	- 189 -
(9) 土壌汚染対策法	- 192 -
(10) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力 発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処 に関する特別措置法	- 194 -

# 宅地造成及び特定盛土等規制法

発令 : 昭和36年11月7日法律第191号  
最終改正: 令和4年6月17日号外法律第68号  
改正内容: 令和4年5月27日号外法律第55号[令和5年5月26日]

## 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本方針及び基礎調査(第三条―第九条)
- 第三章 宅地造成等工事規制区域(第十条)
- 第四章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制(第十一条―第二十五条)
- 第五章 特定盛土等規制区域(第二十六条)
- 第六章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制(第二十七条―第四十四条)
- 第七章 造成宅地防災区域(第四十五条)
- 第八章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置(第四十六条―第四十八条)
- 第九章 雑則(第四十九条―第五十四条)
- 第十章 罰則(第五十五条―第六十一条)
- 附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林(以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。)並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地(以下「公共施設用地」という。)以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの(一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。)をいう。
- 五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 六 設計 その者の責任において、設計書類(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。))及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。)を作成することをいう。
- 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に関する工事が施行された宅地をいう。

## 第二章 基本方針及び基礎調査

### (基本方針)

第三条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項
  - 二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
  - 三 第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (基礎調査)

第四条 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以

下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「中核市」という。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。第十五条第一項及び第三十四条第一項を除き、以下同じ。)は、基本方針に基づき、おおむね五年ごとに、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)に通知するとともに、公表しなければならない。

(基礎調査のための土地の立入り等)

第五条 都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第五十条を除き、以下同じ。)は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により建築物が存し、又は垣、柵その他の工作物で囲まれた他人の占有する土地に立ち入るときは、その立ち入る者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

第六条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物(以下この条、次条第二項及び第五十八条第二号において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下この条、次条第二項及び同号において「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除しようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第七条 第五条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第八条 都道府県は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(基礎調査に要する費用の補助)

第九条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県が行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

### 第三章 宅地造成等工事規制区域

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積(以下この章及び次章において「宅地造成等」という。)に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域(これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。)であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示すると

- もに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれが大きいため第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。
  - 6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

#### 第四章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制

##### (住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

##### (宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
  - 一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
  - 二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
  - 三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
  - 四 当該宅地造成等に関する工事(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

##### (宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事(前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

##### (許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。
- 3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

##### (許可の特例)

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第十二条第一項の許可があったものとみなす。

- 2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

##### (変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。
- 4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

##### (完了検査等)

- 第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
- 4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事(堆積した全ての土石を除却するものに限る。)を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- (中間検査)
- 第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等(政令で定める規模のものに限る。)に関する工事が政令で定める工程(以下この条において「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程(当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。)として条例で定める工程を追加することができる。
- 5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。
- (定期の報告)
- 第十九条 第十二条第一項の許可(政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。)を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。
- (監督処分)
- 第二十条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者(第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。)に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置(以下この条において「災害防止措置」という。)をとることを命ずることができる。
- 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで施行する工事
- 二 第十二条第三項(第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反する工事
- 三 第十三条第一項の規定に適合していない工事
- 四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事
- 3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主(第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。)に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。
- 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地
- 二 第十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第十三条第一項の規定に適合していないと認められた土地
- 三 第十七条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地
- 四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地
- 4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないと

- きは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
  - 二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。
  - 三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるとまがないとき。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。
- 7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。
- (工事等の届出)
- 第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があった日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
  - 3 宅地造成等工事規制区域内の土地(公共施設用地を除く。以下この章において同じ。)において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者(第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
  - 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- (土地の保全等)
- 第二十二条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等(宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。)に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。
- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。
- (改善命令)
- 第二十三条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。
- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。
  - 3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。
- (立入検査)
- 第二十四条 都道府県知事は、第十二条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第二十条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。
- 2 第七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
  - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (報告の徴取)
- 第二十五条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

## 第五章 特定盛土等規制区域

- 第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者(第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。)の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
  - 3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。
  - 4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。
  - 5 市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。
  - 6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

## 第六章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制

### (特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

- 第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
  - 3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
  - 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
  - 5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。  
(変更の届出等)

- 第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。
  - 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。  
(住民への周知)

- 第二十九条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。  
(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

- 第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積(大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。)に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
    - 一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
    - 二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
    - 三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。
    - 四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
  - 3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
  - 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通

知しなければならない。

- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第二十七条第一項の規定による届出をすることを要しない。  
(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

第三十一条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第四十条第一項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第三十二条 都道府県は、第三十条第一項の許可について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができる。

(許可証の交付又は不許可の通知)

第三十三条 都道府県知事は、第三十条第一項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

- 4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(許可の特例)

第三十四条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第三十条第一項の許可があったものとみなす。

- 2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

- 4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(完了検査等)

第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

- 4 土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事(堆積した全ての土石を除却するものに限る。)を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(中間検査)

第三十七条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等(政令で定める規模のものに限る。)に関する工事が政令で定める工程(以下この条において「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終了したときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の

- 交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 都道府県は、第一項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程(当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。)として条例で定める工程を追加することができる。
- 5 都道府県知事は、第一項の検査において第三十一条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。
- (定期の報告)
- 第三十八条 第三十条第一項の許可(政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。)を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。
- (監督処分)
- 第三十九条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者(第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。)に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置(以下この条において「災害防止措置」という。)をとることを命ずることができる。
- 一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで施行する工事
- 二 第三十条第三項(第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反する工事
- 三 第三十一条第一項の規定に適合していない工事
- 四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事
- 3 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主(第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。)に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。
- 一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地
- 二 第三十六条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第三十一条第一項の規定に適合していないと認められた土地
- 三 第三十六条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地
- 四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地
- 4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わずに、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。
- 三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるとまがないとき。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。
- 7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- (工事等の届出)
- 第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があった日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関

係市町村長に通知しなければならない。

3 特定盛土等規制区域内の土地(公共施設用地を除く。以下この章において同じ。)において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者(第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(土地の保全等)

第四十一条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積(特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。)に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第四十二条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第三十九条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

(立入検査)

第四十三条 都道府県知事は、第二十七条第四項(第二十八条第三項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項、第三十七条第一項、第三十九条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴取)

第四十四条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

## 第七章 造成宅地防災区域

第四十五条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。第四十七条第二項において同じ。)に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地(これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。)の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、擁壁等の設置又は改造その他前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第十条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

## 第八章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置

(災害の防止のための措置)

第四十六条 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、前条第一項の災害が生じないように、その造成宅地について擁壁等の設置又は改造その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、前条第一項の災害の防止のため必要があると認める場合においては、その造成宅地の所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他同項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第四十七条 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第四十五条第一項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置さ

れておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「造成宅地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、造成宅地所有者等以外の者の宅地造成又は特定盛土等に関する不完全な工事その他の行為によつて第四十五条第一項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

(準用)

第四十八条 第二十四条の規定は都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第二十五条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有者、管理者又は占有者について準用する。

## 第九章 雑則

(標識の掲示)

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(市町村長の意見の申出)

第五十条 市町村長は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

(緊急時の指示)

第五十一条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、当該災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

(都道府県への援助)

第五十二条 主務大臣は、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づく都道府県が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

(主務大臣等)

第五十三条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。

(政令への委任)

第五十四条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第十章 罰則

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。

二 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。

三 偽りその他不正な手段により、第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けたとき。

四 第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による命令に違反したとき。

2 第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者(設計書類を用いないで当該工事を施行し、又は設計書類に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者(当該工事施行者が法人である場合に於ては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者(次項において「工事施行者等」という。))は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定する違反があった場合において、その違反が工事主(当該工事主が法人である場合に於ては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者(以下この項において「工事主等」という。)の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項又は第三十七条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

二 第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二項、第二十七条第四項(第二十八条第三項において準用する場合を含む。)、第四十二条第一

項若しくは第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第二十四条第一項(第四十八条において準用する場合を含む。)又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十七条 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。

二 第六条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行ったとき。

三 第二十一条第一項若しくは第四項又は第四十条第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十一条第三項又は第四十条第三項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二十五条(第四十八条において準用する場合を含む。)又は第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十九条 第四十九条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十五条 三億円以下の罰金刑

二 第五十六条第三号 一億円以下の罰金刑

三 第五十六条第一号、第二号若しくは第四号又は前三条 各本条の罰金刑

第六十一条 第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

附 則

(省略)

# 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

発令 : 昭和37年1月30日政令第16号  
最終改正: 令和4年12月23日号外政令第393号  
改正内容: 令和4年12月23日号外政令第393号[令和5年5月26日]

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の規制(第五条—第二十六条)
- 第三章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制(第二十七条—第三十四条)
- 第四章 造成宅地防災区域の指定の基準(第三十五条)
- 第五章 雑則(第三十六条—第四十一条)
- 附則

### 第一章 総則

#### (定義等)

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

- 2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。
- 3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとし、かつ、その上下の崖は一体のものとする。
- 4 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

#### (公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。)第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

#### (宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなる場合における当該盛土及び切土(前二号に該当する盛土又は切土を除く。)
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが一メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

#### (土石の堆積)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが一メートルを超える土石の堆積
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

### 第二章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の規制

#### (宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項(同法第八十七条において準用する場合を含む。)若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者(同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定める

もの

- 2 法第十二条第二項第四号(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。
- 一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業
  - 二 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業
  - 三 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業
  - 四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号に規定する住宅街区整備事業
  - 五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二条第五号に規定する防災街区整備事業
  - 六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第二条第三項に規定する地域福利増進事業のうち同法第十九条第一項に規定する使用権設定土地において行うもの  
(擁壁、排水施設その他の施設)

第六条 法第十三条第一項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設(崖面の崩壊を防止するための施設(擁壁を除く。))で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。  
(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水(以下「地表水等」という。)の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。
    - イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。
    - ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。
    - ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(以下「地滑り抑止ぐい等」という。)の設置その他の措置を講ずること。
  - 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土(第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。)をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
- 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
- 三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。  
(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土(第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
    - イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
      - (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
      - (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの(その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。)
    - ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
    - ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
  - 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
- 2 前項第一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。  
(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

- 一 土圧、水圧及び自重(以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。)によつて擁壁が破壊されないこと。
- 二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。

- 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。
  - 四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
  - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。
  - 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。
  - 四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
  - 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第九十条(表一を除く。)、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
  - 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- (練積み造の擁壁の構造)
- 第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。)が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。
  - 二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に乘(くり)石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
  - 三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
  - 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五(その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル)以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十(その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- (設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)
- 第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条(第三項を除く。)、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。
- (擁壁の水抜穴)
- 第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。
- (任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)
- 第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの(第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。)については、建築基準法施行令第四百四十二条(同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。
- (崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)
- 第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 盛土又は切土(第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。)をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号(八に係る部分を除く。)の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
  - 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
    - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
    - ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
    - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。
- (崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)
- 第十五条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面(擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。)が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面(崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。)について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

- 一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面
- 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面  
(排水施設の設置に関する技術的基準)

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- 三 その管渠(きよ)の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
  - イ 管渠の始まる箇所
  - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く。)
  - ハ 管渠の内径又は内法(のり)幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
- 六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜(た)めが設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号(第二号ただし書及び第四号を除く。)のいずれにも該当するものを設置することとする。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等(法第二条第一号に規定する農地等をいう。))における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。
- 二 土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
- 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地(勾配が十分の一以下であるものに限り。)を設けること。
  - イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地
  - ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える場合 当該高さの二倍を超える幅の空地
- 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
- 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。

2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

(規則への委任)

第二十条 都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。次項及び第三十九条において同じ。))は、都道府県(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。次項において同じ。))の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第八条の規定による擁壁又は第十四条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第七条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置

二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置  
(設計者の資格)

第二十二條 法第十三條第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたと認めた者であること。  
(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三條 法第十八條第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さか二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さか五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さか五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前二号に該当する盛土又は切土を除く。)
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さか五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの  
(特定工程等)

第二十四條 法第十八條第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八條第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五條 法第十九條第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三條各号に掲げるものとする。

2 法第十九條第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さか五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの  
(届出を要する工事)

第二十六條 法第二十一條第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さか二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端(当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。)との垂直距離によるものとする。

### 第三章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第二十七條 法第二十七條第一項ただし書の政令で定める工事は、第五條第一項各号に掲げるものとする。

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第二十八條 法第三十條第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三條各号に掲げるものとする。

2 法第三十條第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五條第二項各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第二十九條 法第三十條第一項ただし書の政令で定める工事は、第五條第一項各号に掲げるものとする。

2 法第三十條第二項第四号(法第三十五條第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める事業は、第五條第二項各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第三十條 法第三十一條第一項(法第三十五條第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七條から第十七條まで及び第二十條の規定を準用する。この場合において、第十三條中「第十二條第一項又は第十六條第一項」とあるのは「第三十條第一項又は第三十五條第一項」と、第十五條第二項第二号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等(法第二條第一号に規定する農地等をいう。))における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

2 法第三十一條第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準については、第十九條及び第二十條第二項の規定を準用する。

- (資格を有する者の設計によらなければならない措置等)
- 第三十一条 法第三十一条第二項(法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の政令で定める措置は、第二十一条各号に掲げるものとする。
- 2 法第三十一条第二項の政令で定める資格は、第二十二条各号に掲げるものとする。  
(中間検査を要する特定盛土等の規模等)
- 第三十二条 法第三十七条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。
- 2 法第三十七条第一項の政令で定める工程は、第二十四条第一項に規定する工程とする。
- 3 前項に規定する工程に係る法第三十七条第三項の政令で定める工程は、第二十四条第二項に規定する工程とする。  
(定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)
- 第三十三条 法第三十八条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。
- 2 法第三十八条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。  
(届出を要する工事)
- 第三十四条 法第四十条第三項の政令で定める工事は、第二十六条第一項に規定する工事とする。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

#### 第四章 造成宅地防災区域の指定の基準

- 第三十五条 法第四十五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する一団の造成宅地(これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。以下この条において同じ。)の区域であることとする。
- 一 次のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域(盛土をした土地の区域に限る。次項第三号において同じ。)であつて、安定計算によつて、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの
- イ 盛土をした土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をしたことにより、当該盛土をした土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入しているもの
- ロ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上であるもの
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の滑動、宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に関する工事により設置された擁壁の沈下、盛土又は切土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じている一団の造成宅地の区域
- 2 前項第一号の計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 地震力については、当該盛土の自重に、水平震度として0・二五に建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するZの数値を乗じて得た数値を乗じて得た数値
- 二 自重については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量を用いて計算された数値を用いることができる。
- 三 盛土の滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、イ又はロに掲げる一団の造成宅地の区域の区分に応じ、当該イ又はロに定める滑り面に対する抵抗力であつて、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- イ 前項第一号イに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であつて、複数の円弧又は直線によつて構成されるもの
- ロ 前項第一号ロに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であつて、単一の円弧によつて構成されるもの

#### 第五章 雑則

- (収用委員会の裁決申請手続)
- 第三十六条 法第八条第三項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、主務省令で定める様式に従い同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。
- (緊急時の指示)
- 第三十七条 法第五十一条の政令で定める事務は、法第十条第一項、第二項及び第四項、第二十二条第二項、第二十六条第一項、第二項及び第四項並びに第四十一条第二項の規定により都道府県知事が行う事務とする。
- (公告の方法)
- 第三十八条 法第二十条第五項(法第二十三条第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。)又は第三十九条第五項(法第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、公報その他所定の手段により行うほか、当該公報その他所定の手段による公告を行つた日から十日間、当該土地の付近の適当な場所に掲示して行わなければならない。
- (報告の徴取)
- 第三十九条 法第二十五条(法第四十八条において準用する場合を含む。)又は第四十四条の規定により都道府県知事が報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。
- 一 土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- 二 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- 三 土地に関する工事の計画及び施行状況
- (権限の委任)
- 第四十条 この政令に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任すること

ができる。

(主務省令への委任)

第四十一条 法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

附 則

(省略)

別表第一(第八条、第三十条関係)

土 質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く。)	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

別表第二(第九条、第三十条、第三十五条関係)

土 質	単位体積重量(一立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	一・八トン	〇・三五
砂質土	一・七トン	〇・四〇
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	一・六トン	〇・五〇

別表第三(第九条、第三十条、第三十五条関係)

土 質	摩擦係数
岩、岩屑(せつ)、砂利又は砂	〇・五
砂質土	〇・四
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土(擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	〇・三

別表第四(第十条、第三十条関係)

土 質	擁 壁		
	勾配	高 さ	下端部分の厚さ
第一種 岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	六十センチメートル以上
	六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	五十センチメートル以上
	六十五度以下	三メートル以下	四十センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	四十五センチメートル以上
		四メートルを超え五メートル以下	六十センチメートル以上
第二種 真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	五十センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	七十センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	七十五センチメートル以上
	六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十五センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	六十センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	七十五センチメートル以上
	六十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	六十五センチメートル以上
第三種 その他の土質	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	八十五センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
	六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	七十五センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	八十五センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
	六十五度以下	二メートル以下	七十センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	八十センチメートル以上
	三メートルを超え四メートル以下	九十五センチメートル以上	
	四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上	

# 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

発令 昭37年2月20日建設省令第3号

最終改正 令和5年3月31日号外農林水産・国土交通省令第3号

改正内容 令和5年3月31日号外農林水産・国土交通省令第3号[令和5年5月26日]

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。)第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和三十九年法律第一号)第二条第二項に規定する防衛施設とする。

2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

(基礎調査の調査事項)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。)第四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 土地の利用状況

二 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地

三 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地における災害発生の危険性

(基礎調査の結果の通知及び公表の方法)

第三条 法第四条第二項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。

2 法第四条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を平面図に明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 宅地造成等(法第十条第一項に規定する宅地造成等をいう。以下同じ。)に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地等区域(法第十条第一項に規定する市街地等区域をいう。)

二 特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等(法第二十六条第一項に規定する居住者等をいう。次号において同じ。)の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域

三 宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域

四 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地  
(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第四条 令第三十六条の主務省令で定める様式は、別記様式第一とする。

(宅地造成等工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等の公示)

第五条 法第十条第四項(法第四十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次の各号のいずれかの方法により宅地造成等工事規制区域又は造成宅地防災区域を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 市町村(特別区を含む。)、大字、字、小字及び地番

二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向

三 平面図

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県(地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条及び次条第一項において「中核市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。)の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。

二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。

三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法  
(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。)に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	

地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法(のり)寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

- 二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
  - 三 令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
  - 四 令第八条第一項第一号口の崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
  - 五 第一号の表に掲げる図面(令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。)を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
  - 六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
  - 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。)の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
  - 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
    - イ 登記事項証明書
    - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
  - 九 別記様式第三の資金計画書
  - 十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類
  - 十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
  - 十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
-------	---------	----	----

位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	五百分の一以上	

- 二 第三十二条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
- 三 第三十四条第一項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
- 四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
  - イ 登記事項証明書
  - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- 七 別記様式第五の資金計画書
- 八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類
- 九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
- 十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第二十一条第一項若しくは第四項(同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項(同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第十号)第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項(同法第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
  - イ 地方住宅供給公社
  - ロ 土地開発公社
  - ハ 日本下水道事業団
  - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
  - ホ 独立行政法人水資源機構
  - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等(令第三条第五号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)

を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図

二 工事の許可年月日及び許可番号

三 工事施行者の氏名又は名称

四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(崖面崩壊防止施設)

第十一条 令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

第十二条 令第七条第二項第二号(令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

(擁壁認定の基準)

第十三条 国土交通大臣は、令第八条第一項第二号及び第九条から第十二条まで(これらの規定を令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定によらない擁壁であつて、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第十七条(令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。第九十条において同じ。)の規定に基づき、令第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものであるときは、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

(認証)

第十四条 前条第二項の認証(以下単に「認証」という。)は、第十六条から第十八条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録認証機関」という。)が行うものとする。

2 認証を申請しようとする者(以下この項、第二十条第四号及び第二十八条第一項第二号において「認証申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。

一 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請に係る工場の名称及び所在地

三 その他登録認証機関が必要と認める事項

(認証の更新)

第十五条 認証は、五年以上十年以内において登録認証機関が定める期間(第二十条第九号及び第二十八条第四項において「有効期間」という。)ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、前項の認証の更新について準用する。

(登録)

第十六条 第十四条第一項の登録(以下単に「登録」という。)は、認証の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 登録を受けようとする者(以下この条において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認証事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 認証事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人であるときは、次に掲げる書類

- イ 住民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類
- ロ 登録申請者の略歴を記載した書類
- 二 法人であるときは、次に掲げる書類
  - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
  - ロ 申請に係る意思の決定を証する書類
  - ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 三 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 四 登録申請者の行う認証が第十八条第一項各号に掲げる登録要件に適合していることを証する書類
- 五 その他参考となる事項を記載した書類  
(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十七条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、認証事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの  
(登録要件等)

第十八条 国土交通大臣は、第十六条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る工場の製造工程管理の状況を把握するための調査を行うものであること。
  - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。次号イにおいて同じ。)において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により修士の学位を授与された者
  - ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、プレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造される擁壁の構造に関する専門的知識を有する者
  - ハ 建築又は土木に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かつ、これらの分野について専門的知識を有する者
  - ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者
- 二 前号の調査の結果に基づき、次のいずれかに該当する者三名以上によつて構成される合議制の機関の議を経て、認証するかどうかを決定するものであること。
  - イ 学校教育法による大学において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
  - ロ 前号ロ又はハに該当する者
  - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

2 登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び認証事務を行う役員の氏名
- 三 認証事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 認証事務を開始する年月日  
(登録の更新)

第十九条 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(認証事務の実施に係る義務)

第二十条 登録認証機関は、公正に、かつ、第十八条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。

- 一 特定の者を差別的に取り扱わないこと。
- 二 認証をするかどうかを決定するために必要とされる基準(次号及び第二十二条において「認証基準」という。)を定めること。
- 三 認証基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表すること。
- 四 認証をしたときは、認証申請者に認証証明書を交付すること。
- 五 次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。
  - イ 認証を受けた工場の製造工程管理が適切でないと認めるとき。
  - ロ 不正の手段により認証を受けたとき。
- 六 第十八条第一項第一号の調査を行う者若しくは同項第二号の合議制の機関の構成員を決定しようとするとき、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定又は変更を行おうとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出ること。
- 七 認証、認証の更新又は認証の取消し(以下この号において「認証等」という。)を行つたときは、その旨(認証の取消しにあつては、その理由を含む。)を記載した書面を、当該認証等の日から二週間以内に、国土交通大臣に届け出ること。
- 八 認証事務によつて知り得た秘密の保持を行うこと。  
(登録事項の変更の届出)

第二十一条 登録認証機関は、第十八条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更しようとする理由

(認証事務規程)

第二十二條 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 認証事務の時間及び休日に関する事項
- 二 認証事務を行う事務所及び認証の実施場所に関する事項
- 三 認証の申請に関する事項
- 四 認証の手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 五 認証基準に関する事項
- 六 認証基準の公表の方法その他の認証の実施の方法に関する事項
- 七 不正の手段により認証を受けた者又は受けようとした者の処分に関する事項
- 八 認証証明書の交付及び再交付に関する事項
- 九 認証の有効期間その他認証の更新に関する事項
- 十 認証の取消しに関する事項
- 十一 第二十八條第三項の帳簿その他の認証事務についての書類に関する事項
- 十二 認証事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十三 認証事務に関する公正の確保に関する事項
- 十四 その他認証事務に関し必要な事項

(認証事務の休廃止)

第二十三條 登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする認証事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとするときは、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四條 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録認証機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
  - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物(第二十八條において「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

第二十五條 国土交通大臣は、登録認証機関が第十八條第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十六條 国土交通大臣は、登録認証機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十七條 国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十七條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十一条から第二十三条まで、第二十四条第一項又は次条の規定に違反したとき。

- 三 正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第二十九条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第二十八条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 認証の申請を受け付けた年月日
  - 二 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 三 認証の申請に係る工場の名称及び所在地
  - 四 認証の申請に係る工場について第十八条第一項第一号の調査を行つた年月日及び当該調査を行つた者の氏名
  - 五 認証の申請に係る工場について認証をしようかどうかを決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第十八条第一項第二号の合議制の機関の構成員の氏名
  - 六 認証を受けた工場にあつては、前各号に掲げる事項のほか、認証証明書の交付の年月日及び認証番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録認証機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、認証事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 登録認証機関は、次に掲げる書類を備え、認証の有効期間が満了した日(認証をしなかつたときは、第一項第五号に規定する日)から二年間保存しなければならない。
- 一 認証の申請書及び添付書類
  - 二 認証の判定とその結果に関する書類
- (報告の徴収)

第二十九条 国土交通大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録認証機関に対し、認証事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第三十条 国土交通大臣は、次に掲げるときは、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき又は第十九条第一項の登録の更新をしたとき。
- 二 第二十一条の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十三条の規定による届出があつたとき。
- 四 第二十七条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

第三十一条 令第十四条第一号(令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

第三十二条 令第十九条第一項第一号(令第三十条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであつて、勾配が十分の一以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

(柵その他これに類するものの設置)

第三十三条 令第十九条第一項第四号(令第三十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

(土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置)

第三十四条 令第十九条第二項(令第三十条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設(次項において「鋼矢板等」という。)を設置すること
- 二 次に掲げる全ての措置
  - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
  - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二号第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたる者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十九条第一号トに規定する講習を修了した者

- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二條第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたる者  
(許可証の様式)
- 第三十六條 法第十四條第四項(法第十六條第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。
- 2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十四條第一項の許可の処分をしたときは、同條第二項の許可証に、第七條第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第十四條第一項の許可の処分をしたときは、同條第二項の許可証に、第七條第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 前二項の規定は、法第十六條第三項において準用する法第十四條第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第七條第一項」とあるのは「第三十七條第一項」と、前項中「第七項第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と読み替えるものとする。  
(変更の許可の申請)
- 第三十七條 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六條第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七條第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十六條第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七條第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。  
(軽微な変更)
- 第三十八條 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六條第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更  
二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十六條第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更  
二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更(当該変更後の工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。))が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)  
(完了検査の申請期間)
- 第三十九條 法第十七條第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。  
(完了の検査の申請)
- 第四十條 法第十七條第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。  
(検査済証の様式)
- 第四十一條 法第十七條第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。  
(確認の申請期間)
- 第四十二條 法第十七條第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。  
(確認の申請)
- 第四十三條 法第十七條第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。  
(確認済証の様式)
- 第四十四條 法第十七條第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。  
(中間検査の申請期間)
- 第四十五條 法第十八條第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。  
(中間検査の申請)
- 第四十六條 法第十八條第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。  
(中間検査合格証の様式)
- 第四十七條 法第十八條第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。  
(定期の報告)
- 第四十八條 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九條第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十九條第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。  
(定期の報告の期間)
- 第四十九條 法第十九條第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。  
(定期の報告の報告事項)
- 第五十條 法第十九條第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回

目以降の定期的報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等(法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。)に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量  
(災害防止措置に係る費用負担)

第五十一条 都道府県知事は、法第二十条第六項(法第二十三条第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法)

第五十三条 法第二十一条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

- (擁壁等に関する工事の届出)
- 第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。
- (公共施設用地の転用の届出)
- 第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。
- (特定盛土等規制区域の指定等の公示)
- 第五十七条 法第二十六条第四項の規定による公示は、第五条に規定するところにより行うものとする。この場合において、同条中「宅地造成等工事規制区域又は造成宅地防災区域」とあるのは「特定盛土等規制区域」と読み替えるものとする。
- (特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出)
- 第五十八条 特定盛土等に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 第七条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる書類(この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第七号及び第八号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。)
  - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 第七条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類(この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第五号及び第六号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。)
  - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- (特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)
- 第五十九条 法第二十七条第二項(法第二十八条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。
- (特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)
- 第六十条 法第二十七条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。
- (変更の届出)
- 第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- (住民への周知の方法)
- 第六十二条 法第二十九条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、第六条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合にあつては、同項第一号に掲げる方法により行うものとする。
- (特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請)
- 第六十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 第七条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類
  - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 第七条第二項第一号から第九号までに掲げる書類
  - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- (特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法)
- 第六十四条 法第三十条第四項(法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。
- (特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)
- 第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。
- (許可証の様式)
- 第六十六条 法第三十三条第四項(法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。
- 2 都道府県知事は、特定盛土等に関する工事について法第三十三条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第六十三条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
  - 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第三十三条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、

- 第六十三条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 前二項の規定は、法第三十五条第三項において準用する法第三十三条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と、前項中「第六十三条第二項」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。
- (変更の許可の申請)
- 第六十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第六十三条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第六十三条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- (軽微な変更)
- 第六十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第一項各号に掲げるものとする。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第二項第各号に掲げるものとする。
- (完了検査の申請期間)
- 第六十九条 法第三十六条第一項の主務省令で定める期間は、第三十九条に規定する期間とする。
- (完了検査の申請)
- 第七十条 法第三十六条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- (検査済証の様式)
- 第七十一条 法第三十六条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。
- (確認の申請期間)
- 第七十二条 法第三十六条第四項の主務省令で定める期間は、第四十二条に規定する期間とする。
- (確認の申請)
- 第七十三条 法第三十六条第四項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- (確認済証の様式)
- 第七十四条 法第三十六条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。
- (中間検査の申請期間)
- 第七十五条 法第三十七条第一項の主務省令で定める期間は、第四十五条に規定する期間とする。
- (中間検査の申請)
- 第七十六条 法第三十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。
- (中間検査合格証の様式)
- 第七十七条 法第三十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。
- (定期の報告)
- 第七十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- (定期の報告の期間)
- 第七十九条 法第三十八条第一項の主務省令で定める期間は、第四十九条に規定する期間とする。
- (定期の報告の報告事項)
- 第八十条 法第三十八条第一項の主務省令で定める事項は、第五十条第一項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。
- 2 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第二項各号に掲げる事項について行うものとする。
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第三項各号に掲げる事項について行うものとする。
- (災害防止措置に係る費用負担)
- 第八十一条 都道府県知事は、法第三十九条第六項(法第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。
- (特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法)
- 第八十二条 特定盛土等に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第二項の規定を準用する。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式十六の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第四項の規定を準用する。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)

第八十三条 法第四十条第二項の規定による公表は、第五十三条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

第八十四条 法第四十条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

(擁壁等に関する工事の届出)

第八十五条 法第四十条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

第八十六条 法第四十条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

(標識の様式及び記載事項)

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日

三 工事施行者の氏名又は名称

四 現場管理者の氏名又は名称

五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図

七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先

十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

(法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第八十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項(同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)若しくは第六条の二第一項(同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)第三条第一項の認定(同法第四条第一項の変更の認定を含む。)を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

(権限の委任)

第八十九条 令第十七条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附 則

(省略)

※様式は 第3章 様式編へ

# 山形県宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する規則

制定:令和7年4月22日 山形県規則第36号

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 宅地造成等工事規制区域内における規制(第3条～第17条)
- 第3章 特定盛土等規制区域内における規制(第18条～第34条)
- 第4章 雑則(第35条・第36条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の施行については、法、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

### 第2章 宅地造成等工事規制区域内における規制

#### (宅地造成等に関する工事の許可の申請書の添付書類)

第3条 省令第7条第1項第5号に規定する書類は、別記様式第1号によるものとする。

2 省令第7条第1項第10号及び第2項第8号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 宅地造成等に関する工事の区域内の土地等の権利者一覧表(別記様式第2号)
- (2) 権利者の同意書(別記様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 省令第7条第1項第11号及び第2項第9号に規定する書類は、別記様式第4号によるものとする。

4 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工事主の事業経歴書(別記様式第5号)
- (2) 工事主が個人の場合にあつては、最近3年間の所得税の納税証明書
- (3) 工事主が法人の場合にあつては、経営関係調査(別記様式第6号)、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し並びに最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書
- (4) 省令第7条第1項第9号又は第2項第7号に規定する資金計画書に記載された収入額がわかる預金残高証明書又は融資証明書
- (5) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号に規定する同意をした者の印鑑証明書
- (6) 工事主の誓約書(別記様式第7号)
- (7) 工事施行者の事業経歴書(別記様式第5号)及び登記事項証明書
- (8) 土地の登記事項証明書及び公図
- (9) 土地の求積図
- (10) その他知事が必要と認める書類

#### (宅地造成等に関する工事の協議)

第4条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書(別記様式第8号)に省令第7条第1項各号(第7号及び第8号を除く。)に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(別記様式第9号)に省令第7条第2項各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 次条及び第9条の規定は、法第15条第1項の規定による協議が成立した宅地造成等に関する工事について準用する。

#### (宅地造成等に関する工事の着手の届出)

第5条 法第12条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、現場管理者を定め、工事着手届出書(別記様式第10号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 法第49条に規定する標識の掲示状況がわかる写真及び当該標識の設置位置がわかる図面
- (2) 工事の工程がわかる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

#### (宅地造成等に関する工事の変更の許可)

第6条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第37条第1項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第37条第2項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

#### (宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第2項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書(別記様式第11号)に省令第7条第1項各号に掲げる書類のうち省令第38条第1項各号に掲げる軽微な変更に伴いその内容が変更されるものその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第2項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書(別記様式第11号)に省令第7条第2項各号に掲げる書類のうち省令第38条第2項各号に掲げる軽微な変更に伴いその内容が変更されるものその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更の協議)

第8条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(別記様式第12号)に省令第7条第1項各号(第7号及び第8号を除く。)に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(別記様式第13号)に省令第7条第2項各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の完了検査等前の着手の届出)

第9条 法第12条第1項の規定による許可を受けた者は、法第17条の規定による完了検査等を受ける前に当該許可を受けた工事を施行する土地において宅地造成等に関する工事以外の工事(以下この条において「次の工事」という。)に着手しようとするときは、次の工事に着手しようとする日の30日前までに、事前着手届出書(別記様式第14号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 次の工事の範囲がわかる図面
- (2) 次の工事に係る設計書
- (3) 次の工事の工程を含む工事の工程がわかる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は前項の規定による届出があった場合において、次の工事の計画について法第17条の規定による完了検査等に支障があると認めるときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(宅地造成等に関する工事の完了検査等)

第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第17条第1項の規定による検査を申請しようとする者は、省令第40条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 工事が完了したことがわかる写真
- (2) 前号の写真を撮影した位置及び方向がわかる図面
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第17条第4項の規定による確認を申請しようとする者は、省令第43条に規定する書類及び前項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の中間検査)

第11条 法第18条第1項の規定による中間検査を申請しようとする者は、省令第46条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定工程に係る工事が完了したことがわかる写真
  - (2) 前号の写真を撮影した位置がわかる図面
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- (宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(別記様式第15号)に省令第48条第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 工事の進捗状況がわかる図面及び写真
- (2) 工事の工程がわかる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の定期報告書(別記様式第16号)に省令第48条第2項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の届出)

第13条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第52条第1項に規定する書類(当該工事が政令第23条各号に掲げる規模に該当する場合にあっては、省令第52条第2項に規定する書類を含む。)並びに第3条第4項第1号及び第6号から第8号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 工事主が個人の場合にあっては、住民票の写し
- (2) 工事主が法人の場合にあっては、登記事項証明書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第52条第3項に規定する書類(当該工事が政令第25条第2項各号に掲げる規模に該当する場合にあっては、省令第52条第4項に規定する書類を含む。)並び

に第3条第4項第1号及び第6号から第8号まで並びに前項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(擁壁等に関する工事の届出)

第14条 法第21条第3項の規定による届出をしようとする者は、省令第55条に規定する書類並びに第3条第4項第1号及び第6号から第8号まで並びに前条第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 地形図
- (3) 土地の平面図
- (4) 工事を行う土地及びその付近の状況がわかる写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(公共施設用地の転用の届出)

第15条 法第21条第4項の規定による届出をしようとする者は、省令第56条に規定する書類並びに第3条第4項第8号、第13条第1項各号及び前条各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事等の届出の変更の届出)

第16条 法第21条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事等の届出の変更届出書(別記様式第17号)に前3条の規定により提出した書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事等の完了の届出)

第17条 法第21条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、工事完了届出書(別記様式第18号)に第10条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

### 第3章 特定盛土等規制区域内における規制

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書の添付書類)

第18条 省令第58条第1項第2号及び第2項第2号に規定する規則で定める書類は、第3条第4項第1号及び第6号から第8号までに掲げる書類とする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の変更の届出)

第19条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第61条第1項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第61条第2項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請書の添付書類)

第20条 省令第63条第1項第2号及び第2項第2号に規定する規則で定める書類は、第3条第4項各号に掲げる書類とする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議)

第21条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書(別記様式第8号)に省令第63条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(別記様式第9号)に省令第63条第2項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 次条及び第26条の規定は、法第34条第1項の規定による協議が成立した特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手の届出)

第22条 法第27条第1項の規定による届出をした者又は法第30条第1項の規定による許可を受けた者は、当該届出又は当該許可に係る工事に着手したときは、現場管理者を定め、工事着手届出書(別記様式第10号)に第5条各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の許可)

第23条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第67条第1項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第67条第2項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出)

第24条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第2項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書(別記様式第11号)に省令第7条第1項各号に掲げる書類のうち省令第38条第1項各号に掲げる軽微な変更に伴いその内容が変更されるものその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第2項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書(別記様式第11号)に省令第7条第2項各号に掲げる書類のうち省令第38条第2項各号に掲げる軽微な変更に伴いその内容が変更されるものその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の協議)

第25条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(別記様式第12号)に省令第63条第1項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(別記様式第13号)に省令第63条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工

事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了検査等前の着手の届出)

第26条 法第30条第1項の規定による許可を受けた者は、法第36条の規定による完了検査等を受ける前に当該許可を受けた工事を施行する土地において特定盛土等又は土石の堆積に関する工事以外の工事(以下この条において「次の工事」という。)に着手しようとするときは、次の工事に着手しようとする日の30日前までに、事前着手届出書(別記様式第14号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 次の工事に係る範囲がわかる図面
- (2) 次の工事に係る設計書
- (3) 次の工事の工程を含む工事の工程がわかる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は前項の規定による届出があった場合において、次の工事の計画について法第36条の規定による完了検査等に支障があると認めるときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了検査等)

第27条 特定盛土等に関する工事について、法第36条第1項の規定による検査を申請しようとする者は、省令第70条に規定する書類及び第10条第1項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第36条第4項の規定による確認を申請しようとする者は、省令第73条に規定する書類及び第10条第1項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中間検査)

第28条 法第37条第1項の規定による中間検査を申請しようとする者は、省令第76条に規定する書類及び第11条各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告)

第29条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(別記様式第15号)に省令第78条第1項に規定する書類及び第12条第1項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の定期報告書(別記様式第16号)に省令第78条第2項に規定する書類及び第12条第1項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出)

第30条 特定盛土等に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第82条第1項に規定する書類(当該工事が政令第23条各号に掲げる規模に該当する場合にあっては、省令第52条第2項に規定する書類を含む。)並びに第3条第4項第1号及び第6号から第8号まで並びに第13条第1項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第82条第2項に規定する書類(当該工事が政令第25条第2項各号に掲げる規模に該当する場合にあっては、省令第52条第4項に規定する書類を含む。)並びに第3条第4項第1号及び第6号から第8号まで並びに第13条第1項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(擁壁等に関する工事の届出)

第31条 法第40条第3項の規定による届出をしようとする者は、省令第85条に規定する書類並びに第3条第4項第1号及び第6号から第8号まで、第13条第1項各号並びに第14条各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

第32条 法第40条第4項の規定による届出をしようとする者は、省令第86条に規定する書類、第3条第4項第8号に掲げる書類並びに第13条第1項各号及び第14条各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の届出の変更の届出)

第33条 法第40条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事等の届出の変更届出書(別記様式第17号)に前3条の規定により提出した書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の完了の届出)

第34条 法第27条第1項又は第40条第1項、第3項若しくは第4項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、工事完了届出書(別記様式第18号)に第10条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

#### 第4章 雑則

(法の規定に適合していることを証する書面の交付)

第35条 省令第88条に規定する書面(山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)に基づき市町村が行う事務に係るものを除く。)の交付を申請しようとする者は、宅地造成等工事許可に関する証明書交付申請書(別記様式第19号)を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第36条 法、政令、省令及びこの規則の規定により提出する書類(山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村において行う場合に係るものを除く。)は、正本1部及び宅地造成等に関する工事が施行される土地が所在する市町村の数に1を加えた数の副本とする。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月30日から施行する。

## 都市計画法

発令 昭43年6月15日号外法律第100号

最終改正: 令和6年5月29日号外法律第40号

改正内容: 令和6年5月29日号外法律第40号[令和6年5月29日]

### 第三章 都市計画制限等

#### 第一節 開発行為等の規制

(開発行為の許可)

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
- 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- 三 駅舎その他の鉄道の施設、書類館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図るうえで支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 四 都市計画事業の施行として行う開発行為
- 五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為
- 六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為
- 七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
- 八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為
- 九 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為
- 十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- 十一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
  - 二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為
- 3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。(許可申請の手続)

第三十条 前条第一項又は第二項の許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区)の位置、区域及び規模
- 二 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物(以下「予定建築物等」という。)の用途
- 三 開発行為に関する設計(以下この節において「設計」という。)
- 四 工事施行者(開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。)
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、第三十二条第一項に規定する同意を得たことを証する書面、同条第二項に規定する協議の経過を示す書面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

(設計者の資格)

第三十一条 前条の場合において、設計に係る設計書類(開発行為に関する工事のうち国土交通省令で定めるものを実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。))及び仕様書をいう。)は、国土交通省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。

(公共施設の管理者の同意等)

第三十二条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

- 2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。
- 3 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区(以下「用途地域等」という。)が定められている場合当該用途地域等内における用途の制限(建築基準法第四十九条第一項若しくは第二項、第四十九条の二、第六十条の二の二第四項若しくは第六十条の三第三項(これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。))又は港湾法第四十条第一項(同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の条例による用途の制限を含む。)

ロ 当該申請に係る開発区域内の土地(都市計画区域(市街化調整区域を除く。))又は準都市計画区域内の土地に限る。)について用途地域等が定められていない場合 建築基準法第四十八条第十四項及び第六十八条の三第七項(同法第四十八条第十四項に係る部分に限る。)(これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。))の規定による用途の制限

二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地(消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。)が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況

ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

ハ 予定建築物等の用途

ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて開発区域及びその周辺の地域に溢(いつ)水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 当該地域における降水量

ロ 前号イから二までに掲げる事項及び放流先の状況

四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第二号イから二までに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等(次のイからホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホまでに定める事項が定められているものに限る。)が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。

イ 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区(いずれも第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。))又は地区整備計画

ロ 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画

ハ 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画

ニ 沿道地区計画 沿道再開発等促進区(幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。))又は沿道地区整備計画

ホ 集落地区計画 集落地区整備計画

六 当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の配分が定められていること。

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十条第一項の宅地造成等工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。
宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域	開発行為(宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模(同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模)のものに限	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合するものであること。

	る。)に関する工事	
津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項に規定する特定開発行為(同条第四項各号に掲げる行為を除く。)に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

- 八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の土砂災害特別警戒区域及び特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項の浸水被害防止区域(次条第八号の二において「災害危険区域等」という。)その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 九 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第二号イからロまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。
- 十 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第二号イからロまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。
- 十一 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。
- 十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。)又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。
- 十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。)又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- 十四 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。

- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項の政令で定める技術的細目のみによつては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。
- 4 地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。
- 5 景観行政団体(景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。)は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、同法第八条第二項第一号の景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、同条第一項の景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができる。
- 6 指定都市等及び地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下この節において「事務処理市町村」という。)以外の市町村は、前三項の規定により条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。
- 7 公有水面埋立法第二十二條第二項の告示があった埋立地において行う開発行為については、当該埋立地に関する同法第二条第一項の免許の条件において第一項各号に規定する事項(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める事項を含む。)に関する定めがあるときは、その定めをもつて開発許可の基準とし、第一項各号に規定する基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)は、当該条件に抵触しない限度において適用する。
- 8 居住調整地域又は市街地再開発促進区域内における開発許可に関する基準については、第一項に定めるもののほか、別に法律で定める。

第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為(主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。)については、当該申請に係る開発行為及びその申請の申請が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- 一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

- 二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九条第一項第二号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為
- 五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第九条第一項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的(同項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。)に従つて行う開発行為
- 六 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 七 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 八 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 八の二 市街化調整区域のうち災害危険区域等その他の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物又は第一種特定工作物に代わるべき建築物又は第一種特定工作物(いずれも当該区域外において従前の建築物又は第一種特定工作物の用途と同一の用途に供されることとなるものに限る。)の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 十 地区計画又は集落地区計画の区域(地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 十一 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連たんしている地域のうち、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県(指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。)の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの
- 十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの
- 十三 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為(政令で定める期間内に行うものに限る。)
- 十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為  
(開発許可の特例)
- 第三十四条の二 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合若しくは港務局(以下「都道府県等」という。)が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為(第二十九条第一項各号に掲げる開発行為を除く。)又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為(同条第二項の政令で定める規模未滿の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものとみなす。
- 2 第三十二条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第四十一条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第四十七条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。  
(許可又は不許可の通知)
- 第三十五条 都道府県知事は、開発許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。
- 2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。  
(変更の許可等)
- 第三十五条の二 開発許可を受けた者は、第三十条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第二十九条第一項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第二項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未滿の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 開発許可を受けた者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第三十一条の規定は変更後の開発行為に関する工事が同条の国土交通省令で定める工事に該当する場合について、第三十二条の規定は開発行為に関係がある公共施設若しくは当該開発行為若しくは当該開発行為に関する工事により設置される公共施設に関する事項の変更をしようとする場合又は同条の政令で定める者との協議に係る開発行為に関する事項であつて政令で定めるものの変更をしようとする場合について、第三十三条、第三十四条、前条及び第四十一条の規定は第一項の規定による許可について、第三十四条の二の規定は第一項の規定により国又は都道府県等が同項の許可を受けなければならない場合について、第四十七条第一項の規定は第一項の規定による許可及び第三項の規定による届出について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更の許可又は届出の年月日及び第二号から第六号までに掲げる事項のうち当該変更に係る事項」と読み替えるものとする。
- 5 第一項又は第三項の場合における次条、第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十二条から第四十五条まで及び第四十七条第二項の規定の適用については、第一項の規定による許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を開発許可の内容とみなす。

(工事完了の検査)

第三十六条 開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。)内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為(同条第四項各号に掲げる行為を除く。)に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域(津波災害特別警戒区域内のものに限る。)に地盤面の高さが同法第五十三条第二項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

(建築制限等)

第三十七条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第三項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が障がないと認めるとき。

二 第三十三条第一項第十四号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。

(開発行為の廃止)

第三十八条 開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第三十九条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事ににより公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第三十二条第二項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第四十条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事ににより、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第三十六条第三項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事ににより設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき者(その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(以下単に「第一号法定受託事務」という。))として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国)に帰属するものとする。

3 市街化区域内における都市計画施設である幹線街路その他の主要な公共施設で政令で定めるものの用に供する土地が前項の規定により国又は地方公共団体に帰属することとなる場合においては、当該帰属に伴う費用の負担について第三十二条第二項の協議において別段の定めをした場合を除き、従前の所有者(第三十六条第三項の公告の日において当該土地を所有していた者をいう。)は、国又は地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、当該土地の取得に要すべき費用の額の全部又は一部を負担すべきことを求めることができる。

(建築物の建蔽率等の指定)

第四十一条 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。

2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

(開発許可を受けた土地における建築等の制限)

第四十二条 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第三十六条第三項の公告があった後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第八十八条第二項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。

2 国又は都道府県等が行う行為については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

第四十三条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

- 一 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
- 三 仮設建築物の新築
- 四 第二十九条第一項第九号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
- 五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 前項の規定による許可の基準は、第三十三条及び第三十四条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。

3 国又は都道府県等が行う第一項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、同項の許可があつたものとみなす。

(許可に基づく地位の承継)

第四十四条 開発許可又は前条第一項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

第四十五条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

(開発登録簿)

第四十六条 都道府県知事は、開発登録簿(以下「登録簿」という。)を調製し、保管しなければならない。

第四十七条 都道府県知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

- 一 開発許可の年月日
- 二 予定建築物等(用途地域等の区域内の建築物及び第一種特定工作物を除く。)の用途
- 三 公共施設の種類、位置及び区域
- 四 前三号に掲げるもののほか、開発許可の内容
- 五 第四十一条第一項の規定による制限の内容
- 六 前各号に定めるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 都道府県知事は、第三十六条の規定による完了検査を行なつた場合において、当該工事が当該開発許可の内容に適合すると認めるときは、登録簿にその旨を附記しなければならない。

3 第四十一条第二項ただし書若しくは第四十二条第一項ただし書の規定による許可があつたとき、又は同条第二項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

4 都道府県知事は、第八十一条第一項の規定による処分により第一項各号に掲げる事項について変動を生じたときは、登録簿に必要な修正を加えなければならない。

5 都道府県知事は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があつたときは、その写しを交付しなければならない。

6 登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(国及び地方公共団体の援助)

第四十八条 国及び地方公共団体は、市街化区域内における良好な市街地の開発を促進するため、市街化区域内において開発許可を受けた者に対する必要な技術上の助言又は資金上その他の援助に努めるものとする。

第四十九条 削除〔平成十一年七月法律八七号〕

(不服申立て)

第五十条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第八十一条第一項の

規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。

- 2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合に於ては、当該不備が補正された日)から二月以内に、裁決をしなければならない。
  - 3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。
  - 4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。
- 第五十一条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。
- 2 行政不服審査法第二十二条の規定は、前項に規定する処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

#### 第一節の二 田園住居地域内における建築等の規制

第五十二条 田園住居地域内の農地の区域内において、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 2 市町村長は、次に掲げる行為について前項の許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。
    - 一 土地の形質の変更でその規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図るうえで支障がないものとして政令で定める規模未満のもの
    - 二 建築物の建築又は工作物の建設で次のいずれかに該当するもの
      - イ 前項の許可を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の建築又は工作物の建設
      - ロ 建築物又は工作物でその敷地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図るうえで支障がないものとして政令で定める規模未満のもの(建築物又は建設)
    - 三 前項の政令で定める物件の堆積で当該堆積を行う土地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図るうえで支障がないものとして政令で定める規模未満のもの(堆積をした物件の飛散の防止の方法その他の事項に関し政令で定める要件に該当するものに限る。)
  - 3 国又は地方公共団体が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。

#### 第一節の三 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制

(建築等の制限)

第五十二条の二 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 2 国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもつて、前項の規定による許可があったものとみなす。
  - 3 第一項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第二十条第一項の規定による告示があった後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。  
(土地建物等の先買い等)

第五十二条の三 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画についての第二十条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示があったときは、施行予定者は、すみやかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、当該市街地開発事業等予定区域の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物(以下「土地建物等」という。)の有償譲渡について、次項から第四項までの規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した後市街地開発事業等予定区域の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。)及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項を書面で施行予定者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十六条(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定による届出があった後三十日以内に施行予定者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買取るべき旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行予定者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。
- 4 第二項の規定による届出をした者は、前項の期間(その期間内に施行予定者が届出に係る土地建物等を買取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間)内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。
- 5 第三項の規定により土地建物等を買取つた施行予定者は、当該土地に係る都市計画に適合するようにこれを管理しなければならない。

(土地の買取請求)

第五十二条の四 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内の土地の所有者は、施行予定者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつており、及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項に規定する立木があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により買い取るべき土地の価格は、施行予定者と土地の所有者とが協議して定める。第二十八条第三項の規定は、この場合について準用する。

3 前条第五項の規定は、第一項の規定により土地を買取つた施行予定者について準用する。

4 第一項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第二十条第一項の規定による告示があった後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(損失の補償)

第五十二条の五 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画に定められた区域が変更された場合において、その変更により当該市街地開発事業等予定区域の区域外となつた土地の所有者又は関係人のうちに当該都市計画が定められたことにより損失を受けた者があるときは、施行予定者が、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画が定められなかつたため第十二条の二第五項の規定により市街地開発事業等予定区域に関する都市計画がその効力を失つた場合において、当該市街地開発事業等予定区域の区域内の土地の所有者又は関係人のうちに当該都市計画が定められたことにより損失を受けた者があるときは、当該市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画の決定をすべき者が、それぞれその損失の補償をしなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、損失があつたことを知つた日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第二十八条第二項及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

## 第二節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制

(建築の許可)

第五十三条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 政令で定める軽易な行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 第十一条第三項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの

五 第十二条の十一に規定する道路(都市計画施設であるものに限る。)の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備するうえで著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの

2 第五十二条の二第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3 第一項の規定は、第六十五条第一項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(許可の基準)

第五十四条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

一 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。

二 当該建築が、第十一条第三項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備するうえで著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。

三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部(建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(許可の基準の特例等)

第五十五条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業(土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。)の施行区域(次条及び第五十七条において「事業予定地」という。)内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第五十三条第一項の許可をしないことができる。ただし、次条第二項の規定により買取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。

2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。

4 都道府県知事等は、第一項の規定による土地の指定をするとき、又は第二項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(土地の買取り)

第五十六条 都道府県知事等(前条第四項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者)は、事業予定地内の土地の所有者から、同条第一項本文の規定により建築物の建築が許可されないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があった場合においては、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

2 前項の規定による申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

3 前条第四項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。

4 第一項の規定により土地を買い取つた者は、当該土地に係る都市計画に適合するようにこれを管理しなければならない。

(土地の先買い等)

第五十七条 市街地開発事業に関する都市計画についての第二十条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示又は市街地開発事業若しくは市街化区域若しくは区域区分が定められていない都市計画区域内の都市計画施設に係る第五十五条第四項の規定による公告があったときは、都道府県知事等(同項の規定により、次項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者。以下この条において同じ。)は、速やかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、事業予定地内の土地の有償譲渡について、次項から第四項までの規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業予定地内の土地を有償で譲り渡そうとする者(土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする者を除く。)は、当該土地、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下この条において同じ。)及び当該土地を譲り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項を書面で都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、当該土地の全部又は一部が、文化財保護法第四十六条(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるとき、又は第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る都市計画事業を施行する土地に含まれるものであるときは、この限りでない。

3 前項の規定による届出があった後三十日以内に都道府県知事等が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、都道府県知事等と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

4 第二項の届出をした者は、前項の期間(その期間内に都道府県知事等が届出に係る土地を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間)内は、当該土地を譲り渡してはならない。

5 前条第四項の規定は、第三項の規定により土地を買い取つた者について準用する。

(施行予定者が定められている都市計画施設の区域等についての特例)

第五十七条の二 施行予定者が定められている都市計画に係る都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域(以下「施行予定者が定められている都市計画施設の区域等」という。)については、第五十三条から前条までの規定は適用せず、次条から第五十七条の六までに定めるところによる。ただし、第六十条の二第二項の規定による公告があった場合における当該公告に係る都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域については、この限りでない。

(建築等の制限)

第五十七条の三 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設については、第五十二条の二第一項及び第二項の規定を準用する。

2 前項の規定は、第六十五条第一項に規定する告示があった後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(土地建物等の先買い等)

第五十七条の四 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内の土地建物等の有償譲渡については、第五十二条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「市街地開発事業等予定区域に関する」とあるのは「施行予定者が定められている都市施設又は市街地開発事業に関する」と、「当該市街地開発事業等予定区域の区域内」とあるのは「当該都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内」と、同条第二項中「市街地開発事業等予定区域の区域内」とあるのは「施行予定者が定められている都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内」と読み替えるものとする。

(土地の買取請求)

第五十七条の五 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内の土地の買取請求については、第五十二条の四第一項から第三項までの規定を準用する。

(損失の補償)

第五十七条の六 施行予定者が定められている市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第二十条第一項の規定による告示の日から起算して二年を経過する日までの間に当該都市計画に定められた区域又は施行区域が変更された場合において、その変更により当該区域又は施行区域外となつた土地の所有者又は関係人のうちに当該都市計画が定められたことに

より損失を受けた者があるときは、当該施行予定者は、その損失を補償しなければならない。

2 第五十二条の五第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

### 第三節 風致地区内における建築等の規制

#### (建築等の規制)

第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

2 第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

### 第四節 地区計画等の区域内における建築等の規制

#### (建築等の届出等)

第五十八条の二 地区計画の区域(再開発等促進区若しくは開発整備促進区(いずれも第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。))又は地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 国又は地方公共団体が行う行為
- 四 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 五 第二十九条第一項の許可を要する行為その他政令で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのおつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (建築等の許可)

第五十八条の三 市町村は、条例で、地区計画の区域(地区整備計画において第十二条の五第七項第四号に掲げる事項が定められている区域に限る。)内の農地の区域内における第五十二条第一項本文に規定する行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 前項の規定に基づく条例(以下この条において「地区計画農地保全条例」という。)には、併せて、市町村長が農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するために必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる旨を定めることができる。

3 地区計画農地保全条例による制限は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するため合理的に必要と認められる限度において行うものとする。

4 地区計画農地保全条例には、第五十二条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定の例により、当該条例に定める制限の適用除外、許可基準その他必要な事項を定めなければならない。

#### (他の法律による建築等の規制)

第五十八条の四 地区計画等の区域内における建築物の建築その他の行為に関する制限については、前二条に定めるもののほか、別に法律で定める。

### 第五節 遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等

#### (土地所有者等の責務等)

第五十八条の五 遊休土地転換利用促進地区内の土地に係る土地所有者等(土地について所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者をいう。以下同じ。)は、できる限り速やかに、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地の有効かつ適切な利用を図ること等により、当該遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。

2 市町村は、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地に係る土地所有者等に対し、当該土地の有効かつ適切な利用の促進に関する事項について指導及び助言を行うものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第五十八条の六 国及び地方公共団体は、遊休土地転換利用促進地区の区域及びその周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (遊休土地である旨の通知)

第五十八条の七 市町村長は、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についての第二十条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示の日の翌日から起算して二年を経過した後において、当該遊休土地転換利用促進

地区内の土地を所有している者のその所有に係る土地(国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十八条第一項の規定による通知に係る土地及び国又は地方公共団体若しくは港務局の所有する土地を除く。)が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所有者(当該土地の全部又は一部について地上権その他の政令で定める使用又は収益を目的とする権利が設定されているときは、当該権利を有している者及び当該土地の所有者)に当該土地が遊休土地である旨を通知するものとする。

- 一 その土地が千平方メートル以上の一団の土地であること。
- 二 その土地の所有者が当該土地を取得した後二年を経過したものであること。
- 三 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないことその他の政令で定める要件に該当するものであること。
- 四 その土地及びその周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要があること。

2 市町村長は、前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(遊休土地に係る計画の届出)

第五十八条の八 前条第一項の規定による通知を受けた者は、その通知があった日の翌日から起算して六週間以内に、国土交通省令で定めるところにより、その通知に係る遊休土地の利用又は処分に関する計画を市町村長に届け出なければならない。

(勧告等)

第五十八条の九 市町村長は、前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画に従って当該遊休土地を利用し、又は処分することが当該土地の有効かつ適切な利用の促進を図るうえで支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、相当の期限を定めて、その届出に係る計画を変更すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(遊休土地の買取りの協議)

第五十八条の十 市町村長は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る遊休土地の買取りを希望する地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人(以下この節において「地方公共団体等」という。)のうちから買取りの協議を行う者を定め、買取りの目的を示して、その者が買取りの協議を行う旨をその勧告を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定により協議を行う者として定められた地方公共団体等は、同項の規定による通知があった日の翌日から起算して六週間を経過する日までの間、その通知を受けた者と当該遊休土地の買取りの協議を行うことができる。この場合において、その通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休土地の買取りの協議を行うことを拒んではならない。

(遊休土地の買取り価格)

第五十八条の十一 地方公共団体等は、前条の規定により遊休土地を買い取る場合には、地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第六条の規定による公示価格を規準として算定した価格(当該土地が同法第二条第一項の公示区域以外の区域内に所在するときは、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した当該土地の相当な価格)をもつてその価格としなければならない。

(買取りに係る遊休土地の利用)

第五十八条の十二 地方公共団体等は、第五十八条の十の規定により買い取った遊休土地をその遊休土地に係る都市計画に適合するように有効かつ適切に利用しなければならない。

## 道路法

発令 : 昭27年6月10日号外法律第180号

最終改正: 令和5年5月26日号外法律第34号

改正内容: 令和5年5月26日号外法律第34号[令和6年4月1日]

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上の柵又は駒止め

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設(道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。)

五 自動運行補助施設(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法により道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。以下同じ。)で道路上に又は道路の路面下に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

六 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

七 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

八 特定車両停留施設(旅客の乗降又は貨物の積卸しによる道路における交通の混雑を緩和することを目的として、専ら道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第百八十三号)による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める車両(以下「特定車両」という。))を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものをいう。以下同じ。)

九 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

十 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車をいう。

4 この法律において「駐車」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

(道路の種類)

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道

二 一般国道

三 都道府県道

四 市町村道

(高速自動車国道)

第三条の二 高速自動車国道については、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

# 都市公園法

発令 昭和31年4月20日法律第79号

最終改正:令和6年5月29日号外法律第40号

改正内容:令和6年5月29日号外法律第40号[令和6年5月29日]

(定義)

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
  - イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(口に該当するものを除く。)
  - ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ばらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

3 次の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。

- 一 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)の規定により決定された国立公園又は国定公園に関する公園計画に基づいて設けられる施設(以下「国立公園又は国定公園の施設」という。)たる公園又は緑地
  - 二 自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は緑地
- 第二章 都市公園の設置及び管理

(都市公園の設置)

第二条の二 都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。

## 砂防法

発令 : 明治30年3月30日法律第29号  
最終改正: 令和4年6月17日号外法律第68号  
改正内容: 令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

〔砂防設備・砂防工事の定義〕

第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ

## 地すべり等防止法

発令 : 昭和33年3月31日号外法律第30号  
最終改正: 令和5年5月26日号外法律第34号  
改正内容: 令和5年5月26日号外法律第34号[令和6年4月1日]

(定義)

- 第二条 この法律において「地すべり」とは、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴つて移動する現象をいう。
- 2 この法律において「ばた山」とは、石炭又は亜炭に係る捨石が集積されてできた山であつて、この法律の施行の際現に存するものをいい、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十四号)第一条の規定による改正前の鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第四条又は第二十六条の規定により鉱業者又は鉱業者とみなされる者がこの法律の施行の際必要な措置を講ずべきであつたものを除くものとする。
- 3 この法律において「地すべり防止施設」とは、次条の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。
- 4 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。

## 海岸法

発令 : 昭和31年5月12日法律第101号  
最終改正: 令和5年5月26日号外法律第34号  
改正内容: 令和5年5月26日号外法律第34号[令和6年4月1日]

(定義)

- 第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜(海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、主務省令で定めるところにより指定したものに限る。)その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設(堤防又は胸壁にあつては、津波、高潮等により海水が当該施設を越えて侵入した場合にこれによる被害を軽減するため、当該施設と一体的に設置された根固工又は樹林(樹林にあつては、海岸管理者が設けたもので、主務省令で定めるところにより指定したものに限る。)を含む。)をいう。
- 2 この法律において、「公共海岸」とは、国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地(他の法令の規定により施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。)及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面をいい、「一般公共海岸区域」とは、公共海岸の区域のうち第三条の規定により指定される海岸保全区域以外の区域をいう。
- 3 この法律において「海岸管理者」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域及び一般公共海岸区域(以下「海岸保全区域等」という。)について第五条第一項から第四項まで及び第三十七条の二第一項並びに第三十七条の三第一項から第三項までの規定によりその管理を行うべき者をいう。

## 津波防災地域づくりに関する法律

発令 平成23年12月14日号外法律第123号

最終改正:令和5年6月16日号外法律第58号

改正内容:令和5年5月26日号外法律第34号[令和6年4月1日]

(定義)

- 第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。
- 2 この法律において「港湾施設」とは、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設をいう。
- 3 この法律において「漁港施設」とは、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三百七号)第三条に規定する漁港施設をいう。
- 4 この法律において「河川管理施設」とは、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。
- 5 この法律において「海岸管理者」とは、海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。
- 6 この法律において「港湾管理者」とは、港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。
- 7 この法律において「漁港管理者」とは、漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。
- 8 この法律において「河川管理者」とは、河川法第七条に規定する河川管理者をいう。
- 9 この法律において「保安施設事業」とは、森林法(昭和三十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。
- 10 この法律において「津波防護施設」とは、盛土構造物、閘(こう)門その他の政令で定める施設(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く。)であって、第八条第一項に規定する津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理するものをいう。
- 11 この法律において「津波防護施設管理者」とは、第十八条第一項又は第二項の規定により津波防護施設を管理する都道府県知事又は市町村長をいう。
- 12 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 13 この法律において「公益的施設」とは、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。
- 14 この法律において「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で、津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。)の基幹的な産業の振興、当該区域内の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもののうち、公益的施設以外のものをいう。
- 15 この法律において「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」とは、前項に規定する区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設をいう。

## 港湾法

発令 昭和25年5月31日法律第218号

最終改正:令和4年11月18日号外法律第87号

改正内容:令和4年11月18日号外法律第87号[令和5年10月1日]

(定義)

- 第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。
- 2 この法律で「国際戦略港湾」とは、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるものをいい、「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいい、「重要港湾」とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。
- 3 この法律で「港湾区域」とは、第四条第四項又は第八項(これらの規定を第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による同意又は届出があつた水域をいう。
- 4 この法律で「臨港地区」とは、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区をいう。
- 5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。
- 一 水域施設 航路、泊地及び船だまり
  - 二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘(こう)門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
  - 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場
  - 四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁(りょう)、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
  - 五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
  - 六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
  - 七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
  - 八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
  - 八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設(第十三号に掲げる施設を除く。)、船舶修理施設並びに船舶保管施設
  - 八の三 港湾情報提供施設 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設
  - 九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
  - 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物物理立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設(第十三号に掲げる施設を除く。)
  - 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
  - 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
  - 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(第十四号に掲げる施設を除く。)
  - 十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地
  - 十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
  - 十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
  - 十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設
- 6 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によつて認定したものは、港湾施設とみなす。
- 7 この法律で「港湾工事」とは、港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事及びこれらの工事以外の工事で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化、漂流物の除去その他の港湾の保全のために行うものをいう。
- 8 この法律で「開発保全航路」とは、港湾区域及び河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川の河川区域(以下単に「河川区域」という。)以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路をいい、その構造の保全並びに船舶の航行の安全及び待避のため必要な施設を含むものとし、その区域は、政令で定める。
- 9 この法律で「避難港」とは、暴風雨に際し小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸し又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるものをいう。
- 10 この法律で「埠(ふ)頭」とは、岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設の総体をいう。

## 漁港及び漁場の整備等に関する法律

発令 : 昭和25年5月2日号外法律第137号  
最終改正: 令和5年5月26日号外法律第34号  
改正内容: 令和5年5月26日号外法律第34号[令和6年4月1日]

(漁港施設の意義)

第三条 この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

- 一 基本施設
- イ 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘(こう)門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
- ロ 係留施設 岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及び船揚場
- ハ 水域施設 航路、泊地及び漁具管理水域
- 二 機能施設
- イ 輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート
- ロ 航行補助施設 航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設
- ハ 漁港施設用地 各種漁港施設の敷地
- ニ 漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設
- ホ 補給施設 漁船のための給水、給氷、燃料供給及び給電施設
- ヘ 増殖及び養殖用施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設、陸上養殖施設及び廃棄物処理施設
- ト 漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設 荷さばき所、荷役機械、配送用作業施設、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、仲卸施設並びに直売所
- チ 漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所
- リ 漁港厚生施設 漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所及びその他の福利厚生施設
- ヌ 漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設、発電施設その他の漁港の管理のための施設
- ル 漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
- ロ 廃油処理施設 漁船内において生じた廃油の処理のための施設
- ヲ 廃船処理施設 漁船の破砕その他の処理のための施設
- カ 漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所、避難施設、避難経路、防災情報提供施設その他の漁港の環境の整備のための施設

## 航空法

発令 : 昭和27年7月15日法律第231号  
最終改正: 令和5年6月16日号外法律第63号  
改正内容: 令和5年6月16日号外法律第63号[令和6年4月1日]

(定義)

- 第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器をいう。
- 2 この法律において「航空業務」とは、航空機に乗り組んで行うその運航(航空機に乗り組んで行う無線設備の操作を含む。)及び整備又は改造をした航空機について行う第十九条第二項に規定する確認をいう。
- 3 この法律において「航空従事者」とは、第二十二條の航空従事者技能証明を受けた者をいう。
- 4 この法律において「空港」とは、空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港をいう。
- 5 この法律において「航空保安施設」とは、電波、灯光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、国土交通省令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「着陸帯」とは、特定の方向に向かつて行う航空機の離陸(離水を含む。以下同じ。)又は着陸(着水を含む。以下同じ。)の用に供するため設けられる空港その他の飛行場(以下「空港等」という。)内の矩(く)形部分をいう。
- 7 この法律において「進入区域」とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長三千メートル(ヘリポートの着陸帯にあつては、二千メートル以下で国土交通省令で定める長さ)の点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から三百七十五メートル(計器着陸装置を利用して行なう着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従つて行なう着陸の用に供する着陸帯にあつては六百メートル、ヘリポートの着陸帯にあつては当該短辺と当該一直線との距離に十五度の角度の正切を乗じた長さに当該短辺の長さの二分の一を加算した長さ)の距離を有する二点を結んで得た平面をいう。
- 8～22 (省略)

## 鉄道事業法

発令 : 昭和61年12月4日号外法律第92号  
最終改正: 令和5年4月28日号外法律第18号  
改正内容: 令和5年4月28日号外法律第18号[令和5年10月1日]

(工事の施行の認可)

- 第八条 鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、鉄道線路、停車場その他の国土交通省令で定める鉄道事業の用に供する施設(以下「鉄道施設」という。)について工事計画を定め、許可の際国土交通大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない鉄道施設については、この限りでない。
- 2 国土交通大臣は、工事計画が事業基本計画及び鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)第一条の国土交通省令で定める規程に適合すると認めるときは、前項の認可をしなければならない。
  - 3 国土交通大臣は、鉄道事業者から申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の期限を延長することができる。

## 農業用ため池の管理及び保全に関する法律

発令 : 平成31年4月26日号外法律第17号  
最終改正: 平成31年4月26日号外法律第17号  
改正内容: 平成31年4月26日号外法律第17号[令和元年7月1日]

(定義)

- 第二条 この法律において「農業用ため池」とは、農業用水の供給の用に供される貯水施設(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設であるものを除く。)であって、農林水産省令で定める要件に適合するものをいう。
- 2 この法律において「管理者」とは、農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)をいう。
  - 3 この法律において「防災工事」とは、農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事(農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む。)をいう。

## 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

発令 : 昭和49年6月27日法律第101号  
最終改正: 平成26年6月13日号外法律第69号  
改正内容: 平成26年6月13日号外法律第69号[平成28年4月1日]

(定義)

- 第二条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第一項に規定する自衛隊(以下「自衛隊」という。)又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三五年六月条約第六号)に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- 2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定[昭和三五年六月条約第七号]第二条第一項の施設及び区域をいう。

## 鉱山保安法

発令 : 昭和24年5月16日号外法律第70号

最終改正: 令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容: 令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

### (工事計画)

第十三条 鉱業権者は、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設であつて保安の確保上重要なものとして経済産業省令で定めるもの(以下「特定施設」という。)の設置又は変更の工事であつて経済産業省令で定めるものをしようとするときは、経済産業省令の定めるところにより、その工事の計画を産業保安監督部長に届け出なければならない。その工事の計画の変更(経済産業省令で定める軽微なものを除く。)をしようとするとき(第四項の規定による命令があつたときを含む。)も、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

3 産業保安監督部長は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で定める技術基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、産業保安監督部長は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 産業保安監督部長は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

5 産業保安監督部長は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で定める技術基準に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、産業保安監督部長は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

第三十六条 産業保安監督部長は、鉱業上使用する機械、器具、建設物、工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料、動力若しくは火気の取扱いその他鉱業の実施の方法が、この法律又はこの法律に基づく経済産業省令に違反していると認めるときは、鉱業権者に対し、その施設の使用の停止、改造、修理若しくは移転又は鉱業の実施の方法の指定その他保安のため必要な事項を命ずることができる。

第三十七条 産業保安監督部長は、鉱業権者が鉱区外又は租鉱区外に侵掘したことにより保安(侵掘した場所における鉱物の掘採に関する人に対する危害の防止、鉱物資源の保護、施設の保全及び鉱害の防止を含む。以下本条及び第四十八条第二項において同じ。)を書し、又はそのおそれがあると認めるときは、鉱業権者に対し、侵掘した場所の閉鎖その他保安のため必要な事項を命ずることができる。

第三十九条 鉱業権が消滅した後でも五年間は、産業保安監督部長は、鉱業権者であつた者に対し、その者が鉱業を実施したことにより生ずる危害又は鉱害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、その命令に係る事項を実施するため必要な範囲内において、鉱業権者とみなす。

### (鉱務監督官の権限)

第四十八条 鉱業上使用する機械、器具、建設物、工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料、動力若しくは火気の取扱いその他鉱業の実施の方法が、この法律又はこの法律に基づく経済産業省令に違反し、かつ、保安に関し急迫の危険があるときは、鉱務監督官は、第三十六条に規定する産業保安監督部長の権限を行うことができる。

2 鉱業権者が鉱区外又は租鉱区外に侵掘したことにより保安に関し急迫の危険があるときは、鉱務監督官は、第三十七条に規定する産業保安監督部長の権限を行うことができる。

3 被災者を救出するため緊急の必要があるときは、鉱務監督官は、第三十八条に規定する産業保安監督部長の権限を行うことができる。

4 前三項の規定により鉱務監督官がした命令は、産業保安監督部長が第三十六条から第三十八条までの規定によりしたものとみなす。

## 鉱業法

発令 : 昭和25年12月20日号外法律第289号

最終改正: 令和6年5月24日号外法律第38号

改正内容: 令和6年5月24日号外法律第38号[令和6年5月24日]

### (施業案)

第六十三条 一般試掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、施業案を定め、これを経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般採掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 前二項の鉱業権者は、第一項の規定により届出をし、又は前項の規定により認可を受けた施業案によらなければ、鉱業を行ってはならない。

第六十三条の二 第四十条第三項又は第七項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、第三十九条第二項の事業計画書の内容に即して施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 第四十一条第一項の規定により採掘権の設定を受けた採掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、同条第二項の事業計画書の内容に即して施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 前二項の鉱業権者は、前二項の規定により認可を受けた施業案によらなければ、鉱業を行ってはならない。

第六十三条の三 第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により設定された鉱業権の移転があったときは、移転前の鉱業権者が前条第一項又は第二項の認可を受けた施業案を、その鉱業権の移転を受けた者が認可を受けた施業案とみなして、同条第三項の規定を適用する。

### (準用)

第八十七条 第十七条、第二十条、第二十三条第一項から第四項まで、第二十六条、第四十三条第一項から第四項まで、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条第一項及び第二項、第六十一条、第六十三条第二項及び第三項、第六十四条、第六十四条の二、第六十八条並びに第七十条の規定は、租鉱権及び租鉱権者の鉱業に準用する。

## 採石法

発令 : 昭和25年12月20日号外法律第291号

最終改正: 令和5年6月16日号外法律第63号

改正内容: 令和5年6月16日号外法律第63号[令和6年4月1日]

(採取計画の認可)

第三十三条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所(以下「岩石採取場」という。)ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事(当該所在地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第三十三条の十七、第三十四条の六及び第四十二条から第四十二条の二の二までにおいて同じ。)の認可を受けなければならない。

(採取計画に定めるべき事項)

第三十三条の二 前条の採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 岩石採取場の区域
- 二 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間
- 三 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項
- 四 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(変更の認可等)

- 第三十三条の五 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。
  - 3 前条の規定は、第一項の規定による変更の認可に準用する。
  - 4 第三十三条の認可を受けた採石業者は、第三十三条の三第一項第一号又は第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

(緊急措置命令等)

- 第三十三条の十三 都道府県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、第三十二条の規定に違反して採石業を行なつた者又は第三十三条若しくは第三十三条の八の規定に違反して岩石の採取を行なつた者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令)

第三十三条の十七 都道府県知事は、第三十三条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、当該廃止した者に対し、当該廃止の日から二年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行なつたことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。

## 砂利採取法

発令 : 昭和43年5月30日法律第74号

最終改正: 令和5年6月16日号外法律第63号

改正内容: 令和5年6月16日号外法律第63号[令和6年4月1日]

### (定義)

第二条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第一項に規定する自衛隊(以下「自衛隊」という。)又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三五年六月条約第六号)に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三五年六月条約第七号)第二条第一項の施設及び区域をいう。

### (採取計画の認可)

第十六条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章(第二十八条第二項を除く。)及び第四十三条において同じ。

二 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項に規定する河川区域(同法第五十八条の二第一項の規定により指定されたものを含む。)、同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。))の区域内にある場合 当該河川区域等に係る同法第七条に規定する河川管理者(同法第九条第二項若しくは第五項、第十一条第三項又は第九十八条の規定により、同法第二十六条第一項及び第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項及び第五十八条の四第一項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があつたときは、その者。以下「河川管理者」という。)

### (変更の認可等)

第二十条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

3 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、第十八条第一項第一号又は第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

4 前条の規定は、第一項の規定による変更の認可に準用する。

### (緊急措置命令等)

第二十三条 都道府県知事又は河川管理者は、砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事又は河川管理者は、政令で定めるところにより、第三条の規定に違反して砂利採取業を行なつた者又は第十六条若しくは第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行なつた者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 土地改良法

発令 : 昭和24年6月6日号外法律第195号

最終改正: 令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容: 令和4年3月31日号外法律第9号[令和5年4月1日]

(定義)

第二条 この法律において「農用地」とは、耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。)の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。

一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(以下「土地改良施設」という。)の新設、管理、廃止又は変更(あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更(当該二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。))とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。)

二 区画整理(土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする次号の農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。)

三 農用地の造成(農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業(埋立て及び干拓を除く。))及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。)

四 埋立て又は干拓

五 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧(津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。))又は土地改良施設の突発事故被害(突発的な事故による被害をいう。以下同じ。)の復旧

六 農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合

七 その他農用地の改良又は保全のため必要な事業

(土地改良区の事業)

第十五条 土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行うものとする。

2 土地改良区は、前項の土地改良事業に附帯する事業(第五十七条の四第一項に規定する事業を含む。以下同じ。)を行うことができる。

## 火薬類取締法

発令 : 昭和25年5月4日号外法律第149号

最終改正: 令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容: 令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

### (製造の許可)

第三条 火薬類の製造(変形又は修理を含む。以下同じ。)の業を営もうとする者は、製造所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第十六号)第二条に規定する対人地雷及びクラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第八十五号)第二条第一項に規定するクラスター弾等の製造の業を営もうとする者は、この限りでない。

### (製造施設等の変更)

第十条 製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、製造施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 製造業者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第七条の規定は、第一項の許可に準用する。

### (火薬庫)

第十二条 火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、火薬庫の構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 火薬庫の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による許可の申請があった場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

### (廃棄)

第二十七条 火薬類を廃棄しようとする者(以下「廃棄者」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造業者が火薬類の製造中に生じた火薬類の廃棄をその製造所内で廃棄する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、その廃棄の場所、日時、数量又は方法が不相当であると認めるとき、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が十分でないときその他その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

## 家畜伝染病予防法

発令 昭26年5月31日法律第166号

最終改正:令和4年12月9日号外法律第96号

改正内容:令和4年12月9日号外法律第96号[令和6年4月1日]

### (死体の焼却等の義務)

第二十一条 次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄(てい)疫、狂犬病、水疱(ほう)性口内炎、リフトバレー熱、炭疽(そ)、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽(そ)、アフリカ馬疫、小反芻(すう)獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱(ほう)病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜の死体
- 二 流行性脳炎、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、馬伝染性貧血又は家きんサルモネラ症の患畜又は疑似患畜の死体(と畜場において殺したものを除く。)
- 三 指定家畜の死体
- 2 前項の死体は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該死体を焼却し、又は埋却してはならない。
- 3 第一項の規定により焼却し、又は埋却しなければならない死体は、家畜防疫員の許可を受けなければ、他の場所に移し、損傷し、又は解体してはならない。
- 4 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜の死体について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却することができる。
- 5 伝達性海綿状脳症の患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対する前各項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、又は埋却」とあるのは、「焼却」とする。
- 6 都道府県知事は、第一項の規定による焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、当該都道府県の区域内における当該焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の必要な措置を講ずるため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求めることができる。

### (汚染物品の焼却等の義務)

第二十三条 家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者(当該物品が鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により運送中のものである場合には、当該物品の所有者又は運送業者。以下この条において同じ。)は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒しなければならない。ただし、家きんサルモネラ症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品その他農林水産省令で定める物品は、指示を待たないで焼却し、埋却し、又は消毒することを妨げない。

- 2 前項の物品(同項ただし書の物品を除く。)の所有者は、同項の指示があるまでは、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒してはならず、また、家畜防疫員の許可を受けなければ、これを他の場所に移し、使用し、又は洗浄してはならない。
- 3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第一項の物品(同項ただし書の物品を除く。)について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、埋却し、又は消毒することができる。
- 4 伝達性海綿状脳症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対する第一項本文及び前二項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、埋却し、又は消毒」とあるのは、「焼却」とする。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

発令 昭和45年12月25日号外法律第137号

最終改正:令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容:令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

### (一般廃棄物処理業)

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。  
3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号二において同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号八において同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

又 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない

- い。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 7 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
  - 8 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
  - 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
  - 10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
    - 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
    - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
    - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
    - 四 申請者が第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
  - 11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
  - 12 第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)及び第六項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。
  - 13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
  - 14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。
  - 15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。
  - 16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

#### (産業廃棄物処理業)

- 第十四条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 2 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
  - 3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
  - 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
  - 5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
    - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
    - 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
      - イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者
      - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
      - ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
      - ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
      - ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
      - ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
  - 6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
  - 7 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
  - 8 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日ま

- でにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
  - 10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
    - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
    - 二 申請者が第五項第二号イからハまでのいずれにも該当しないこと。
  - 11 第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
  - 12 第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。)又は第六項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処分業者」という。)は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
  - 13 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。
  - 14 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
  - 15 産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。
  - 16 産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。
  - 17 第七条第十五項及び第十六項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

## 土壌汚染対策法

発令 平成14年5月29日号外法律第53号  
最終改正:令和4年6月17日号外法律第68号  
改正内容:令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)内の土地の土壌(指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。)を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- 一 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
  - 二 当該汚染土壌の体積
  - 三 当該汚染土壌の運搬の方法
  - 四 当該汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
  - 五 当該汚染土壌を処理する場合にあつては、当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
  - 六 当該汚染土壌を処理する場合にあつては、当該汚染土壌を処理する施設の所在地
  - 七 当該汚染土壌を第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあつては、当該土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地
  - 八 当該汚染土壌を第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあつては、当該土地の形質の変更をする要措置区域等の所在地
  - 九 当該汚染土壌の搬出の着手予定日
  - 十 その他環境省令で定める事項
- 二 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 三 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 四 都道府県知事は、第一項又は第二項の届出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 一 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。
  - 二 第十八条第一項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を第二十二條第一項の許可を受けた者(以下「汚染土壌処理業者」という。)に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

(汚染土壌処理業)

第二十二條 汚染土壌の処理(当該要措置区域等内における処理を除く。)を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設(以下「汚染土壌処理施設」という。)ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 二 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 汚染土壌処理施設の設置の場所
  - 三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
  - 四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
  - 五 その他環境省令で定める事項
- 三 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
  - 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ロ 第二十五條の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(トにおいて「暴力団員等」という。)
- 二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの
- ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

- ハ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの
- ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。
- 6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。
- 7 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。
- 8 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設において行った汚染土壌の処理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該汚染土壌処理施設(当該汚染土壌処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該汚染土壌処理業者の最寄りの事務所)に備え置き、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
- 9 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の許可等)

第二十三条 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

- 2 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 汚染土壌処理業者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

## 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

発令 平成23年8月30日号外法律第110号  
最終改正:令和4年6月17日号外法律第68号  
改正内容:令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

(国による対策地域内廃棄物の処理の実施)

第十五条 国は、対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならない。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等)

第十七条 環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。

2 前条第一項各号に掲げる者は、当該各号に定める廃棄物であって前項の規定による指定に係るものが、国、国の委託を受けて当該廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他第四十八条第一項の環境省令で定める者に引き渡されるまでの間、環境省令で定める基準に従い、これを保管しなければならない。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請)

第十八条 その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認める者(関係原子力事業者を除く。)は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、当該廃棄物について前条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。

2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査(以下この条において「申請に係る調査」という。)の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

3 環境大臣は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が環境省令で定める方法により行われたものであり、かつ、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が同項の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請に係る廃棄物について、前条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、第十六条第一項の規定による調査とみなす。

4 環境大臣は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る廃棄物が保管されている場所に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

5 前条第二項の規定は、第一項の申請をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「当該各号に定める」とあるのは「当該申請に係る」と、「前項」とあるのは「第十七条第一項」と読み替えるものとする。

(国による指定廃棄物の処理の実施)

第十九条 国は、第十七条第一項の規定による指定に係る廃棄物(以下「指定廃棄物」という。)の収集、運搬、保管(同条第二項(前条第五項において準用する場合を含む。)の規定による保管を除く。次条、第四十八条第一項、第四十九条第三項、第五十条第三項、第五十一条第二項及び第六十条第一項第三号において同じ。)及び処分をしなければならない。

(国による特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施)

第三十条 国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

2 特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置は、関係人(土壌等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件(以下「土地等」という。))に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者をいう。以下同じ。)の同意を得て、実施しなければならない。

3 関係人は、特別地域内除染実施計画が円滑に実施されるよう、特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置に協力しなければならない。

4 国は、特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなく関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壌等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壌等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報に掲載することができる。

5 前項の掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、国に対し、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

6 第四項の掲載があった場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて第二項の同意があったものとみなす。

7 国は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があった場合において、当該土壌等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるとき、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該

土壌等の除染等の措置を実施することができる。

(除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管)

- 第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等(除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等(これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地の所有者等となった者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項において同じ。)に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示(事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長に対して行った同法第二十七条の六第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。)の対象区域であること、過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができる。
- 2 国は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壌等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壌等を保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。
  - 3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。
  - 4 環境大臣は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。
  - 5 除染特別地域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(第二十二条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものに限る。)を当該土壌等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は国が保管する場合には、廃棄物処理法第十二条第二項(特別管理産業廃棄物にあっては、第十二条の二第二項)の規定は、適用しない。

(除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施)

- 第三十八条 第三十六条第二項第三号に規定する除染等の措置等の実施者(以下「除染実施者」という。)は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。
- 2 除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置は、関係人の同意を得て、実施しなければならない。
  - 3 関係人は、除染実施計画が円滑に実施されるよう、除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置に協力しなければならない。
  - 4 国、都道府県又は市町村は、除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなくて関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壌等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壌等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報(都道府県又は市町村にあっては、当該都道府県又は市町村の公報)に掲載することができる。
  - 5 前項の掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、同項の掲載をした国、都道府県又は市町村に対し、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。
  - 6 第四項の掲載があった場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて第二項の同意があったものとみなす。
  - 7 国、都道府県又は市町村は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があった場合において、当該土壌等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該土壌等の除染等の措置を実施することができる。
  - 8 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施者に対し、当該除染実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

(除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等の保管)

- 第三十九条 除染実施者(国、都道府県又は市町村に限る。以下この項及び次項において同じ。)は、除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、当該除染実施者が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができる。
- 2 除染実施者は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壌等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壌等を保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。
  - 3 除染実施者は、除去土壌等を保管したとき、又は第一項の規定により土地の所有者等に除去土壌等を保管させたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に当該除去土壌等を保管した土地の所在地及び保管の状態その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。
  - 4 前項の規定による届出をした除染実施者は、その届出に係る事項が変更されたときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした都道府県知事等に届け出なければならない。

- 5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。
- 6 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。
- 7 除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(第二十二条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものに限る。)を当該土壌等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は除染実施者が保管する場合には、廃棄物処理法第十二条第二項(特別管理産業廃棄物にあつては、第十二条の二第二項)の規定は、適用しない。





山形県 県土整備部 都市計画課